

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 8 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 8 月

昭和 40 年代後半に市より未納の案内がきたので、市の窓口で夫婦の未納期間についての説明を受け、国民年金保険料を納付した。市の担当者に「全部納めた」と言われたことを記憶しており、申立期間が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は市役所において夫婦で未納期間についての説明を受け、夫婦の未納分について納付したと主張するが、当時のことは夫婦ともに記憶し、その記憶に齟齬は見られないほか、納付したと主張する保険料額も申立期間について納付すべき保険料額におおむね一致している。

また、申立人は、制度上、市では領収し得ない過年度の保険料について居住していた市が発行した領収書を所持しているとともに、夫婦が同じ日に過年度納付した保険料について、申立人の分については市が領収し、妻の分については社会保険事務所宛の領収書で銀行が収受しているなど、収納事務処理に不手際も認められる。

さらに、申立期間は 1 か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 国民年金 事案 160

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年12月から53年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年12月から53年5月まで  
昭和44年に会社を辞めたときに、近所の方に国民年金に早めに参加した方が良いと言われ国民年金への加入手続をした。自宅に来た市の集金人に国民年金保険料を現金で納めて領収書をもっていたことを覚えており、未納であるはずがない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が当時居住していた地域では、申立期間当時、国民年金協力員による保険料の戸別徴収が行われており、徴収の仕方についても、領収書を発行することにより行われていたことが確認でき、申立人の主張と合致している。

また、当時の隣人は、申立期間当時、申立人の自宅に国民年金の集金人が来ているのを見たことがあり、集金人について申立人と話をしたことがあると証言している。

さらに、当時厚生年金に加入していた申立人の夫も、申立人が国民年金に加入することについて相談されたことがあるとともに、申立人が集金人に国民年金保険料を支払うのを見たことがあると証言している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 北海道国民年金 事案 68

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月から47年3月まで

申立期間の国民年金保険料について納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。夫と二人分同じように納めており、申立期間が未納とされていることには納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金の加入期間である約32年間、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の夫は、昭和41年5月以降、国民年金保険料をすべて納付しているが、申立人の申立期間とほぼ一致する期間について、町の被保険者名簿では特例納付で納付したと推定される記載（納付年不明、不合理な納付金額）があるが、社会保険事務所には特例納付を行った被保険者について保存されているべき特殊台帳は存在せず、行政側において、記録管理が適切でなかったことがうかがわれる。

さらに、申立人及びその夫の国民年金手帳の記号番号は夫婦連番で付されている上、納付日を確認できる昭和48年度から49年度までの国民年金保険料は、いずれも夫婦が同一日に納付しているなど、基本的に夫婦一緒に保険料を納付していたものと認められ、申立人が、申立人の夫と共に未納分の国民年金保険料を納付したという主張は不自然ではない。

加えて、申立人及びその夫は国民年金に加入手続を行ったのち、昭和49年3月15日に昭和48年度の国民年金保険料を一括して納付しているが、

この時期は第2回の特例納付の実施期間中である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 北海道国民年金 事案 69

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から49年3月まで

社会保険事務所に国民年金保険料の納付記録を確認したところ、申立期間の国民年金保険料が未納となっていることが判明した。当時の国民年金保険料は、村の婦人部の方が、毎月集金に来ていた記憶があり、未納となっていることには納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間を除き、国民年金の加入期間について保険料をすべて納付している。

また、申立期間は短期間であり、昭和48年4月に任意加入の手続きを行った直後の期間であり、本来、加入しない限り国民年金保険料納付の義務が無い任意加入対象者が、加入手続を行いながら、国民年金保険料納付を行わなかったとは考え難い。

さらに、申立人が当時居住していた地域では、申立人の主張のとおり集金人による国民年金保険料の集金が行われていたことが確認でき、申立内容に不自然な点は見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 北海道国民年金 事案 70

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 4 月から同年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月から同年 7 月まで  
申立期間の保険料は、私が役場に行き、妻の分と一緒に納付していた。未納となっているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は 4 か月と短期間であり、申立人は申立期間を除き、国民年金加入期間について保険料をすべて納付している。

また、申立人が保険料を一緒に納めたとしているその妻も、申立期間を除き、国民年金加入期間について保険料をすべて納付しているとともに、申立人は、申立人の妻を昭和 44 年 9 月から約 11 年間にわたり国民年金に任意加入させていたことから、申立人は国民年金保険料に係る納付意識も高かったと考えられる上、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 北海道国民年金 事案 71

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 4 月から同年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月から同年 7 月まで  
申立期間の保険料は夫が役場に行き、夫の分と一緒に納付していた。未納となっているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は 4 か月と短期間であり、申立人は申立期間を除き、国民年金加入期間について保険料をすべて納付している

また、申立人の保険料と一緒に納めたとしているその夫も、申立期間を除き、国民年金加入期間について保険料をすべて納付しているとともに、申立人を昭和 44 年 9 月から約 11 年間にわたり国民年金に任意加入させていたことから、申立人の夫は申立人の国民年金保険料に係る納付意識が高かったと考えられる上、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 北海道国民年金 事案 72

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月及び同年 5 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月及び同年 5 月

申立期間の記録照会をすると未納となっていた。証拠となる物は持っていないが、経済的にも困窮しておらず、国民年金保険料を納付していたことは間違いない。また、2 か月か、3 か月の間に国民年金を脱退、再取得の手続をするのは非常に不合理であり、私自身その手続をした覚えは全くない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は2か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除くすべての期間について国民年金保険料を納付しており、結婚の直後に任意加入するなど、納付意識は高かったと考えられる。

また、申立期間は、被保険者資格のない期間とされており、任意被保険者資格の喪失と再取得の手続が行われている記録があるが、申立人には、あえてそのような手続をする周辺事情はみられず、わずか2か月か、3か月の間に被保険者資格の喪失と再取得を行ったとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。



## 北海道国民年金 事案 73

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 6 月から 62 年 3 月までの期間及び 62 年 9 月から 63 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 6 月から 62 年 3 月まで  
② 昭和 62 年 9 月から 63 年 3 月まで

申立期間の国民年金保険料は、A 市の集金人（徴収員）に夫婦同時に納付していた。同時に納付していた妻の国民年金保険料が納付済みとなっていながら、私の国民年金保険料が 17 か月分未納であるとされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

A 市では、当時、市職員と嘱託職員の集金人（徴収員）による国民年金保険料の徴収が行われていたことが確認された。

また、申立人とその妻の保険料は、申立期間の属する昭和 61 年から 63 年を除き、すべての国民年金保険料収納年月日が一致しており、申立人とその妻の保険料が同日に納付していたことを裏付けている。

さらに、申立人の妻については申立期間における国民年金保険料はすべて納付済みとなっていることから、申立人の申立期間のみ未納とされていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 旭川国民年金 事案 22

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 43 年 9 月までの国民年金保険料については、納付したものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 43 年 9 月まで

当時は自営業を営んでおり、昭和 36 年 4 月の国民年金制度の発足当初から 43 年 10 月に町役場に採用されるまでの間、国民年金に加入し国民年金保険料を納付していた。しかし、当時、夫婦一緒に国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、私の分だけ未納となっており、納得できないので記録を訂正してほしい。なお、国民年金保険料は、直接役場に出向き納付していた。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の妻の国民年金手帳記号番号払出簿では、申立人と名前が漢字一文字異なるものの、同じ読みのできる被保険者が、申立人の妻と連番で国民年金手帳記号番号の払出しを受けているのが確認できる。

また、当該被保険者の年金記録（基礎年金番号と未統合の記録）を見ると、申立人と生年月日が一致するほか、国民年金保険料の納付期間と申立期間が完全に一致する。さらに、当該被保険者の国民年金被保険者資格の取得及び喪失年月日が申立内容と完全に整合する。このことから、当該被保険者の年金記録は申立人の記録であると認められる。

加えて、申立人は、申立期間を除き年金保険料の未納は無く、申立人の妻も、申立期間を含めすべての国民年金加入期間について、未納や申請免除期間は無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、昭和 36 年 4 月から 43 年 9 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 宮城国民年金 事案 44

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 3 月及び同年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 3 月及び同年 4 月

社会保険事務所に照会したところ、昭和 39 年 9 月から 42 年 3 月までの国民年金保険料は厚生年金加入期間と重複していたため還付されているとの回答を得た。

しかし、還付されたとする期間には厚生年金保険未加入期間があり、年金未加入期間となっていることから、この期間を国民年金加入期間とし、保険料納付済みであると記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁保管の国民年金手帳記号番号払出簿には、昭和 39 年 9 月に国民年金手帳記号番号の払出しを行ったことが記録されているとともに、被保険者資格の取消しによると推認される 39 年 9 月から 42 年 3 月までの保険料に係る還付記録がある。しかし、当該払出簿には還付した年月日が記載されておらず、還付した場合に作成することとされている特殊台帳も存在しないことから、申立人に対して還付が行われなかった可能性がうかがわれる。

また、申立人は、昭和 41 年 3 月 27 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年 5 月 21 日に再び厚生年金被保険者資格を取得しているが、この間（申立期間）は、被用者年金の加入期間ではなく、ほかに国民年金の強制加入に該当しない理由は見当たらないことから、国民年金被保険者の資格を取り消す理由は無く、保険料の還付を行うことが適当でない期間である。このことから、厚生年金保険の加入期間と重複していたために申立期間の保険料を還付したとする社会保険庁の説明は不合理である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 宮城国民年金 事案 45

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和27年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年10月から同年12月まで

社会保険事務所に照会したところ、昭和49年10月から同年12月まで、国民年金保険料が未納との回答を得たが、保険料について督促された記憶も無いし、A市（現在は、B市）臨時職員として勤務していたため、その立場上、未納は無いようにしてきたので、納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年8月3日に国民年金被保険者資格を取得して以降、市町村職員共済組合加入により資格を喪失する50年4月1日までの32か月間において、申立期間（3か月）を除く期間の国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立期間が属する昭和49年度の国民年金保険料については、3か月単位でほぼ納付期限内に納付を行っていることから、申立期間の3か月分のみ未納となっているのは不自然である。

さらに、申立人は、申立期間当時、市の臨時職員であった立場上、未納が無いようにしていたとしており、その事実については、申立人が翌昭和50年度に正規職員となったことからうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 青森国民年金 事案 23

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年10月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年10月から45年3月まで

私は、公租公課等の負担義務については、常に欠かさず履行してきた。国民年金保険料は、市の集金人に夫婦二人分を一緒に納付してきたにもかかわらず、申立期間のみが未納とされていることには納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和39年4月以降の国民年金加入期間について、申立期間を除き、保険料をすべて納付している。

また、申立人は、税金等を欠かさず支払っていることにより表彰を受けているなど公租公課等の負担義務を果たす意識が強く、市の集金人に夫婦の国民年金保険料を一緒に納付してきたという申立内容に信憑性<sup>びよう</sup>が認められる上、当時、申立人の居住する市において、集金人による保険料の集金が行われていたことが確認できる。

さらに、申立人は、昭和47年に国民年金保険料を前納しているほか、複数回有る被保険者資格の変更手続を適切に行っている上、農業者年金に加入しているなど、申立人の納付意識は高かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 青森国民年金 事案 24

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年10月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年10月から45年3月まで

私は、公租公課等の負担義務については、常に欠かさず履行してきた。国民年金保険料は、市の集金人に夫婦二人分を一緒に納付してきたにもかかわらず、申立期間のみが未納とされていることには納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和40年4月以降、60歳に到達するまでの期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の夫は、税金等を欠かさず支払っていることにより表彰を受けているなど公租公課等の負担義務を果たす意識が強く、市の集金人に夫婦の国民年金保険料を一緒に納付してきたという申立内容に信憑性が認められる上、当時、申立人の居住する市において、集金人による保険料の集金が行われていたことが確認できる。

さらに、申立人は、昭和47年に国民年金保険料を前納しているほか、社会保険庁の記録で納付日が確認できる昭和59年4月から平成15年11月までの期間のほとんどすべてにおいて、保険料を納付期限内に納付しているなど、申立人の納付意識は高かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 秋田国民年金 事案 27

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年 10 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 6 月から 37 年 10 月まで  
② 昭和 39 年 4 月から 40 年 3 月まで  
③ 昭和 52 年 10 月から 53 年 3 月まで

世帯主の父が、母、私、私の妻の 3 人分の保険料を納付してくれていた。20 歳になったとき、父から、「国民年金保険料を納付しておくから」と言われたことを記憶している。後継者として実家の農業を手伝っていたが、家族の保険料は、すべて、父が亡くなるまで納付していた。未納とされていることには納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金保険料の納付記録をみると、昭和 40 年度以降は、申立期間③（昭和 52 年 10 月から 53 年 3 月までの期間）の 6 か月を除き、すべて納付済みとされている。

また、申立人の父が申立人の保険料と一緒に納付していた申立人の妻の保険料も、昭和 44 年度以降はすべて納付済み、申立人の母の保険料もすべて納付済みとされている。

さらに、A 市町村の納付記録により、納付月日が確認できる昭和 48 年度から 54 年度までの期間の 3 人の納付月日をみると、申立期間を除き、49 年度の 9 か月以外はすべて同一月日であることが確認でき、3 人分の保険料が、納付期限内に 6 か月又は 1 年間分をまとめて納付されていたことが確認できる。加えて、申立期間③の属する 52 年度の納付記録では、52 年 4 月から同年 9 月までの期間の 3 人分の保険料が同年 6 月に納付され、申立期間③（昭和 52 年 10 月から 53 年 3 月まで）の期間の保険料が、



申立人を除く2名については、10月に納付されたことが確認でき、申立人だけが申立期間③について未納とされていることは不自然であり、52年10月から53年3月までの期間については、申立人の父が納付していたものと推認される。

しかしながら、申立期間のうち、①昭和37年6月から37年10月までの期間及び②39年4月から40年3月までの期間については、申立人の父が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与しておらず、父も既に死亡していることから、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、社会保険事務所の記録によれば、申立人の国民年金手帳記号番号の払出し時期は、昭和40年8月であり、20歳に遡<sup>そま</sup>及した資格取得となっていることが確認できる。この時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる関連資料等も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和52年10月から53年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 秋田国民年金 事案 28

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年7月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年7月から46年3月まで

昭和45年7月から46年3月までの保険料は、45年3月、A市町村の窓口で、B市町村からA市町村への住所変更手続きをしたときに、まとめて納付した記憶があり、未納とされていることに納得できない。

なお、昭和45年6月までの保険料はB市町村で納付済みであった。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入して以降、申立期間の9か月を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、納付期間の中には、当初、免除申請し、免除が認められた期間(36か月)もあったが、後日、すべて追納により完納しており、申立人の納付意識は高かったと考えられる。

また、申立人の主張については、B市町村の納付記録から、昭和44年4月から45年6月までの保険料が44年7月に納付されていることが確認できる。さらに、昭和45年3月に、A市町村で国民年金手帳の住所変更手続きを行い、その際、保険料も納付したとの点についても、同手続きが45年3月25日に行われていることが、その際交付された国民年金手帳の交付年月日から確認でき、同日に、保険料(昭和45年7月から46年3月まで)を窓口で納付したとの申立人の申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 福島国民年金 事案 25

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月から 62 年 3 月まで

国民年金に加入した昭和 44 年から現在に至るまで、申請免除の期間を除いてすべて保険料を納付しており、申立期間だけ未納であることには納付できない。申立期間の前後も含めて地区の婦人会を通じて夫婦二人分の保険料を納付しており、申立期間についての夫の国民年金保険料は納付済みとなっている。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になった昭和 44 年以降、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、年金制度に対する認識は深く納付意識も高いと考えられる。

また、婦人会を通じた納付について、申立人が居住する町の職員に照会したところ、①申立期間の以前から平成 14 年まで、町内会ごとに年金組合（婦人会会長が組合長を兼務する組合もあった）を作り、国民年金保険料を集金するシステムが存在したこと、及び②未納が続く場合には申請免除を勧めるなど町全体での納付率向上に努め、申請免除をせず未納を続けることは難しかったと考えられるとしていることから、申立人の申立内容は信憑性が高いと考えられる。

さらに、申立人及びその夫の保険料の納付年月日は、それが確認できる昭和 63 年 4 月から夫が 60 歳に到達して資格喪失する以前の平成 15 年 4 月まではほぼ同一であり、夫婦一緒に保険料を納付していたとの申立内容は信用でき、加えて、申立人が納付したとする保険料額は、当時の保険料額とおおむね一致する。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 埼玉国民年金 事案 34

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月から同年 6 月まで

A 社会保険事務所に国民年金の納付記録を照会したところ、昭和 45 年 4 月から同年 6 月までの保険料が未納となっていたことが分かったが、45 年にそれまで未納であった保険料をすべて納付し、その後も、保険料を納付し続けていたので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金の加入期間について保険料をすべて納付しており、結婚後の期間は、任意加入しているなど納付意識が高い。

また、申立期間は、申立人が、それまで未納であった保険料をすべて納付した直後の年度であり、申立人が所持している領収証書から、昭和 45 年 7 月から 46 年 3 月までの保険料を翌年の 46 年 4 月に一括して納付していることが確認でき、かつ、昭和 46 年度の保険料についても、その翌年の 47 年 1 月に 1 年分を一括して納付していることが確認できることから、申立期間の保険料のみが未納となっているのは不自然である。

さらに、申立期間は 3 か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 1 月から同年 3 月まで

社会保険庁に照会したところ、昭和 45 年 1 月から同年 3 月までの 3 か月分が未納となっていることが分かったが、その当時は 3 か月に一度必ず A 市役所の B 支所に行って納付していたので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所は、申立期間に先立つ昭和 44 年 10 月から同年 12 月までの期間について、保険料が納付済みであるにもかかわらずその旨を台帳へ記載しておらず、国民年金記録の管理に瑕疵<sup>かし</sup>が認められる。

また、申立人は、3 か月の申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している上、昭和 44 年 4 月から 61 年 3 月までは任意加入期間であったにもかかわらず申立期間を除き保険料をすべて納付しており、かつ、53 年 4 月以降は付加保険料も納付しているなど、保険料を支払う意欲が高かったものと考えられ、申立期間のみ保険料が未納とされているのは不自然である。

さらに、申立人は、納付場所が A 市役所 B 支所であったことや当時の支所の状況、納付事務担当者が年配であったことや実際に納付した金額について記憶しており、その内容は具体的で不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付したものと認められる。

## 埼玉国民年金 事案 36

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 12 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 12 月から 41 年 3 月まで

昭和 39 年 12 月に会社を辞めて家業を手伝い始めた際、家族一緒に保険料を納付しており、当時、集金人が家を訪問し、保険料を集金していたことを覚えている。

また、父は年金を重視しており、同居して家業を手伝う子供達については父が保険料を納付することが方針となっており、私の国民年金保険料を未納としているはずがなく、申立期間について未納となっているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間以外の納付記録については、昭和 47 年度、53 年度及び 54 年度が当初未納とされていたが、特殊台帳の記録及び申立人が当時保持していた保険料領収書により記録が納付済みに訂正されていることから、行政側の記録管理に瑕疵<sup>かし</sup>があったことが認められる。

また、申立人の両親は国民年金保険料を完納しており、家業を手伝っていた子供達については、その父が保険料を納付する方針をとっていたとしており、事実、申立人と同様に家業を手伝っていた妹については保険料が納付済みとなっていることから、姉である申立人のみに未納があるのは不自然である。

さらに、当時の保険料納付について申立人は、集金人による訪問集金が行われていたとしているが、申立人の国民年金被保険者名簿の記載内容から、申立人についても集金人による訪問集金が行われていたと推認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 埼玉国民年金 事案 37

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和17年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年4月から同年12月まで

昭和48年4月にA市役所で妻の国民年金の加入手続を行い、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付した。申立期間が未納とされているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が所有する国民年金手帳に貼付<sup>ちょうふ</sup>された昭和49年1月から同年3月までの保険料に係る昭和48年度の「国民年金保険料（印紙代金）領収証書」の備考欄に「1～3期納入済み」と記載されていることから、48年4月から同年12月まで（申立期間）の保険料が納付されていたことが推認できる。

また、B社会保険事務所が保有する国民年金被保険者台帳には、昭和48年度について、当初未納とされていた記録が3か月納付に訂正されている上、納付済月の検認印も無いことから、行政側の記録管理が不適切であったことが認められる。

さらに、申立人は、申立期間を除き、昭和38年4月以後の国民年金加入期間の保険料をすべて納付している上、未納期間は9か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 埼玉国民年金 事案 38

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和23年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年4月から同年12月まで

昭和48年4月にA市役所で夫が私の国民年金の加入手続を行い、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付した。申立期間が未納とされているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が所有する国民年金手帳に貼付された昭和49年1月から同年3月までの保険料に係る昭和48年度の「国民年金保険料（印紙代金）領収証書」の備考欄に「1～3期納入済み」と記載されていることから、48年4月から同年12月まで（申立期間）の保険料が納付されていたことが推認できる。

また、年度内の一部に未納があれば存在するはずの特殊台帳が存在しない。

さらに、申立人は、申立期間以後の国民年金加入期間の保険料をすべて納付している上、未納期間は9か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。



## 埼玉国民年金 事案 40

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和7年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和58年4月から61年3月まで

申立期間当時、国民年金保険料は、夫の給料のうちから毎月月初めに税金などと一緒に市役所や金融機関などに納付していた。申立期間に資格喪失をした記憶はなく、保険料も納付していたはずなので、未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度発足当初の昭和36年4月に国民年金へ加入し、申立期間を除き、保険料をすべて納付しており、申立期間の前後を通じて、納付期限内に規則正しく納付していたことが市町村の国民年金保険料検認リストから確認できることから、申立人の納付意欲が高かったことが認められる。

また、行政側の記録では、昭和58年4月1日に申立人の国民年金の資格喪失が行われているが、当時、申立人の経済状況は良好で、住所の変更や生活の変化等も見当たらなかったことから、資格喪失手続を行うべき事情は無かったとする申立人の主張に不自然さはみられない。

さらに、申立期間に近接する昭和62年において、昭和61年度の国民年金保険料の免除、重複納付、追納及び還付が行われている上、62年度保険料の一括納付も同時期に行われているなど、納付記録には不自然な状況が見られ、申立人が重複納付には覚えが無く、免除申請もしていないと主張していることに真実性が感じられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年2月から45年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年2月から45年12月まで

昭和43年10月ごろ、A区役所出張所で区民税や国民健康保険料と一緒に国民年金保険料を42年2月から43年10月までの分をまとめて納付した記憶がある。また、その後は2か月から3か月ごとに同出張所で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、保険料を納付した経緯を詳細に記憶しており、昭和43年10月ごろ、A区役所出張所に区民税と国民健康保険料を納付しようとしたところ、同出張所窓口において係員から国民年金保険料の納付を求められ、1年9か月分の保険料を一括して納付したと主張している。申立人の主張を確認したところ、申立期間当時、申立人が記憶していた場所にA区B出張所が存在し、同出張所では区民税と国民健康保険料と共に国民年金保険料の納付が可能であった。また、納付した保険料の金額についても、当時の保険料の金額とおおむね一致しており、その記憶の信憑性は高いと認められる。

さらに、申立人の国民年金手帳の発行日から、申立人の加入手続は昭和43年10月に行われていることが確認できるが、特段の生活及び経済上の変化が見当たらないにもかかわらず、加入手続の後、約2年間（43年11月から45年12月まで）も保険料を納付しないと考えるのは不自然である。

加えて、申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間について保険料をすべて納付している。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 茨城国民年金 事案 47

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年1月から同年3月までの期間及び60年1月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年1月から同年3月まで  
② 昭和60年1月から61年3月まで

社会保険事務所で納付記録を確認したところ、昭和59年1月から3月までの期間及び60年1月から61年3月までの期間が未納とされていた。夫の仕事上転居が多いが、その都度、転入手続と国民年金の手続を併せて行っており、納付書が来ればきちんと納めているので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、口頭意見陳述において、申立期間当時、その夫はA銀行B支店に勤務し、申立人自身もA銀行B支店の2階にあるC地区センターにパートタイマーとして勤務していたと証言しており、申立期間の国民年金保険料を納めるのに十分な収入があったと考えられる。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付場所について、申立期間当時の勤務先周辺にあるD銀行、E銀行及びA銀行の3つの金融機関を挙げているなど、その記憶は具体的であり、申立人の主張には信憑性が認められる。

さらに、申立人は、昭和51年8月24日に国民年金に任意加入してから、61年4月に第3号被保険者になるまでの国民年金加入期間について、申立期間を除き未納は無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 栃木国民年金 事案 57

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 12 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料については、追納したものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 12 月から 59 年 3 月まで  
私は、国民年金保険料全額免除承認期間について追納保険料として平成 2 年 12 月に 30 万円を納付した。申立期間が免除承認期間とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された日誌は、表紙やその他の記載内容から追納当時作成されたものと認められ、その平成 2 年 12 月 13 日の欄には「年金を支払いに行き二人分で 60 万円を振り込んできた。」と記載されており、その納付したとする金額は、当時申立期間を追納した場合の保険料額とほぼ一致する。

また、申立人は、平成 2 年の秋ごろに過去の国民年金保険料全額免除承認期間をまとめて追納し将来受け取る年金額を増やそうと考えたと申し立てており、事実、社会保険庁の記録でも同年 10 月以降に過去の未納期間を過年度納付し、未納期間を無くそうとしていたことが確認できる。

さらに、不動産売却や十分な給与により多額の保険料を支払えるだけの金銭的な余裕があったとする申立人の主張は、申立人が所持している不動産売買契約書及び追納当時加入していた厚生年金保険の標準報酬月額から推認できることから、信用できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料全額免除承認期間を追納したものと認められる。

## 栃木国民年金 事案 58

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 12 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料については、追納したものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 12 月から 59 年 3 月まで  
私は、国民年金保険料全額免除承認期間について追納保険料として平成 2 年 12 月に 30 万円を納付した。申立期間が免除承認期間とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された日誌は、表紙やその他の記載内容から追納当時作成されたものと認められ、その平成 2 年 12 月 13 日の欄には「年金を支払いに行き二人分で 60 万円を振り込んできた。」と記載されており、その納付したとする金額は、当時申立期間を追納した場合の保険料額とほぼ一致する。

また、申立人は、平成 2 年の秋ごろに過去の国民年金保険料全額免除承認期間をまとめて追納し将来受け取る年金額を増やそうと考えたと申し立てており、事実、社会保険庁の記録でも同年 10 月以降に過去の未納期間を過年度納付し、未納期間を無くそうとしていたことが確認できる。

さらに、不動産売却や十分な給与により多額の保険料を支払えるだけの金銭的な余裕があったとする申立人の主張は、申立人の夫が所持している不動産売買契約書及び追納当時加入していた厚生年金保険の標準報酬月額から推認できることから、信用できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料全額免除承認期間を追納したものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 6 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 6 月から 49 年 3 月まで  
社会保険庁の記録では、申立期間について未納とされているが納得できない。申立期間当時、給与を両親に渡し両親が国民年金加入手続を行い、保険料を納付していた。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、約 35 年間の国民年金加入期間のうち、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、そのほとんどを前納しているなど国民年金保険料の納付意識が高かったことがうかがえる。

また、国民年金の加入手続は、申立人の分を含めすべて両親が行っており、申立人の姉についても申立人と同じ日に国民年金の加入手続が行われ、昭和 48 年度分の保険料は過年度納付しているものの、それ以降はすべての期間について納付されている。

さらに、申立人の 1 歳年下の弟は、20 歳となった月に国民年金の加入手続が行われ、それ以降未納は無く、加えて、その両親についても昭和 40 年 4 月以降はほとんどの国民年金保険料を前納しているなど納付意識が高かったことがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 栃木国民年金 事案 60

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 39 年 7 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 4 月から 39 年 3 月まで  
② 昭和 39 年 7 月から 40 年 3 月まで

申立期間①については、家族で納付組織に加入しており、両親が自分の国民年金保険料と一緒に納付していたはずである。また、申立期間②については、この期間を含む保険料の領収書を所持している。国民年金保険料については、これまで欠かさず納付してきたはずであり、申立期間について未納とされているのは納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、預金通帳等）が無く、申立人自身は保険料の納付に関与していないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 41 年 6 月時点で、申立期間①は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、納付組織を通じて申立人の保険料を納付していたとする両親は、当該期間について申請免除となっている。

2 一方、保険料が納付済みとなっている申立人の国民年金加入期間のうち、最も古い納付記録は、昭和 39 年 4 月から同年 6 月までの期間であることから、申立人は、41 年 6 月に国民年金手帳記号番号が払い出された後、過年度納付により納付可能な期間についてさかのぼって納付したものと考えられ、この時点で過年度納付が可能であった期間のうち、前後の期間が納付済みとなっているにもかかわらず、申立期間②の期間である 39 年 7 月から

40年3月までの期間のみが未納のままとされていることは不自然である上、当該年度については、未納期間と納付期間が混在しているにもかかわらず、申立人の特殊台帳が存在しておらず、記録管理に不備があったことがうかがわれる。

また、申立人が所持している国民年金保険料の領収書には、「自昭和39年1月分 至昭和41年3月分、1年3月間」と矛盾した記載がみられるが、領収金額は1,500円となっており、当時の保険料で1年3か月分に相当することや、当該領収書に押印された領収印の日付である42年3月14日の時点で、39年12月以前は時効により納付できない期間であったことなどから、当該領収書の納付期間の記載は、「自昭和40年1月分 至昭和41年3月分」の誤りであると推認され、申立期間②の一部について納付の事実を裏付ける根拠となる。

さらに、申立人は、国民年金加入期間について申立期間を除き未納がない上、国民年金と厚生年金の切替手続を複数回行っているが、いずれも適切に行われているなど、納付意識は高かったと認められる。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和39年7月から40年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。



## 栃木国民年金 事案 61

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 4 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月から 58 年 3 月まで

国民年金納付記録について、社会保険庁に照会したところ、昭和 57 年 4 月から 58 年 3 月までの期間について納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。51 年 1 月に任意加入してから付加保険料を含めて納付していたのに、未納となっているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の任意加入期間及び強制加入期間において、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、任意加入である申立期間を含め通算 10 年 3 か月間にわたって国民年金に任意加入し、そのすべての期間で付加保険料を納付していることから、申立人の納付意識は非常に高かったと考えられる。

さらに、申立人は、その夫の仕事の関係で転勤が多かったが、申立期間の前後での複数回の転居手続が適切に行われている。

加えて、社会保険事務所の記録には、昭和 51 年 1 月任意加入開始時より付加保険料の納付記録があるが、付加記録には、昭和 57 年 4 月 1 日に付加保険料納付の申出があることから、記録管理に過誤があると考えざるを得ない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 栃木国民年金 事案 65

### 第1 委員会の結論

申立人の平成3年7月、同年9月及び同年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年7月、同年9月及び同年11月

申立期間について納付記録を照会したところ、納付事実が確認できなかったとの回答をもらったが、当時は近くの銀行や市役所に行って国民年金保険料を納付していたので納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、27年3か月の国民年金加入期間のうち、申立期間である3か月を除いて保険料をすべて納付していることから、国民年金の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は、毎月納付書により、銀行又は市役所で保険料を納付していたと主張しているところ、申立人が居住している市においては、国民年金保険料の納付書の様式として、年払用1枚及び月払用12枚の計13枚の納付書を1冊に綴じ込み、領収書部分を残して納付書を切り離す形式になっていたことから、申立人が、申立期間の納付書を切り離し残したまま翌月以降の納付書を使用して納付していたとは考え難い。

さらに、申立人は、国民年金保険料の納付日が確認できる期間においては、おおむね納付期限にて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 群馬国民年金 事案 16

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年6月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和22年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年6月から43年3月まで

昭和42年6月当時は、非常勤職員としてA土木事務所の事業所で働いており、国民年金保険料を納めていた。当時居住していたB村では税金や保険料などを集落ごとに、各班長が集金して区長に渡していた。同居していた兄も国民年金に加入しており、昭和42年度は納付済みとなっていることから、自分が未納であるはずがない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、同居していた兄と両親が申立期間について国民年金保険料を納付済みである上、当時の申立人家族の資力に問題は無く、納付しない理由も考え難いことから、申立人のみが未納となっていることは不自然である。

また、当時申立人が居住していた地区の区長の関係者から、「B村では当時、各伍長（班長）が国民年金保険料を集金し、区長が村役場へ納付していた。」との証言も得られ、申立内容に信憑<sup>びよう</sup>性が認められる。

さらに、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間について保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年6月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年6月から3年3月まで  
国民年金保険料は、妻が夫婦二人分を一緒に支払ってきたはずであり、申立期間について、私の記録だけが未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその妻は、昭和45年6月に夫婦同時に国民年金に加入し、申立人が厚生年金保険に加入していた期間及び申立期間を除き、納付済み、未納、免除の各期間とも社会保険庁の記録では夫婦の記録はすべて一致しており、国民年金保険料は妻が夫婦二人分を一緒に納付したとする申立人の主張に不自然さはみられず、また、申立期間は10か月と短期間である。

さらに、申立人の妻には、申立期間のうち平成2年9月から3年3月までの国民年金保険料を過年度納付した記録があり、その後の平成3年4月から同年12月までの期間の保険料は夫婦二人分が現年度納付されたことが確認できるが、現年度保険料を納付していながら、より安価な申立期間の過年度保険料を妻の分だけ納付し、申立人の分を納付しなかったとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 東京国民年金 事案 55

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 2 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 2 月から同年 6 月まで

昭和 53 年 2 月に会社を退職した当時の夫と共に国民年金加入手続を行った後、51 年 2 月から同年 10 月までの保険料を納付したはずだが、このうち 2 月から 6 月までの分が未納とされているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続を行った昭和 53 年 2 月に区役所の助言を受け、当時、さかのぼって納付が可能な期間である 51 年 2 月から同年 10 月までの保険料を納付したと主張している。ところが、このうち 7 月から 10 月までの分が納付済みとなっているにもかかわらず、その前の申立期間である 2 月から 6 月までの分が未納となっているのは不自然である。

また、申立人は、国民年金加入手続を行った後の期間は、身内の医療費がかさむなど納付が困難であった時期には納付免除及び追納の制度などを利用しており、未納期間は無く、申立人の納付意識は高かったものと考えられる。

なお、申立人の年金記録は、昭和 51 年 11 月から 52 年 4 月までの期間及び 52 年 8 月から 53 年 1 月までの期間の任意加入期間を未納期間とする誤った処理が行われており、平成 2 年 11 月に記録補正が行われている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 東京国民年金 事案 56

### 第1 委員会の結論

申立人は、平成4年4月から6年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月から6年3月まで

昭和 53 年度以降、ほぼ毎年、自分が夫の分と一緒に国民年金保険料の免除申請を行い、申請が認められた場合は、夫婦そろって同じ期間で全額免除及び一部納付（免除）が認められていたが、平成4年4月から6年3月までの期間は、夫が全額免除となっているのに、自分だけが未納とされているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人とその夫は、ともに同じ会社を昭和 49 年 6 月に退職してから現在まで、夫婦一緒に喫茶店経営を行って生計を立てている。申立人は、53 年 4 月以降、ほぼ毎年、夫の分と一緒に国民年金保険料の免除申請の手続を行ったとしており、事実、申立期間及び 56 年 4 月から 63 年 3 月の未納期間を除き、夫が 60 歳となった平成 16 年 6 月まで、夫と同じ期間、同じ内容で全額免除及び一部納付（免除）となっていることが確認でき、申立期間に限って、申立人だけが国民年金保険料の免除が認められなかったと考えることは不自然である。

また、申立人は、免除申請の制度を十分理解していると考えられることから、夫の分のみ免除申請を行い、申立人の分の免除申請だけを行わなかったと考えることは不自然である。

さらに、区役所には平成 10 年以前の国民年金保険料の免除に係る書類は残されていない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間において国民年金保険料の全額免除制度を適用されていたものと認められる。

## 東京国民年金 事案 57

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 2 月及び同年 3 月

昭和 58 年 2 月及び同年 3 月について、社会保険事務所から国民年金保険料の納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。53 年 8 月に国民年金に加入して以降、保険料は妻が納付してきた。申立期間について、妻の分は納付済みとされているにもかかわらず、私の分だけ未納とされているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人及びその妻は、昭和 53 年 8 月に自営業の開始を契機に夫婦一緒に国民年金に加入し、54 年 4 月以降は、申立期間を除き、すべて保険料を納付しており、納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人については、国民年金に加入後間も無く、納付可能な未納保険料 2 年分をさかのぼって納付していることや、申立人及びその妻は申立期間後の昭和 58 年 4 月から 6 月までの保険料をさかのぼって納付していることが確認でき、申立期間に係る妻の保険料は納付済みとなっていることから、申立人の申立期間の保険料のみを納付しなかったとするのは不自然と考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 東京国民年金 事案 58

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 7 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 7 月から 55 年 3 月まで

昭和 54 年 7 月から 55 年 3 月までの期間について、社会保険事務所から国民年金保険料の納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。40 年 4 月以降、夫婦一緒に保険料を納付しており、夫の分だけ納付済みとされ、私の分だけ未納となっているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、満 60 歳に達する前月までの国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付しているとともに、申立人の夫も、昭和 40 年 4 月に申立人と共に保険料を納付し始めて以降、申立期間を含む満 60 歳に達する前月までの国民年金加入期間について、保険料をすべて納付していることから、申立人及びその夫は納付意識が高かったものと考えられる。

また、申立人及びその夫は、申立期間当時、飲食業を拡大するなど経済状況に問題は無く、申立人の申立期間の保険料のみを納付しなかったとするのは不自然と考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。



## 東京国民年金 事案 59

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年1月から同年3月まで

社会保険庁の記録では、申立期間の国民年金保険料が未納となっているが、当時は3か月ごとに区役所から納付書が送られて来るたびに近所の郵便局で必ず納めていた。途中の1回分だけ納付が漏れているとは考えられない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、3か月ごとに送付されてきた納付書により郵便局で納付していたと主張しているが、申立人が居住していた区では、昭和45年4月から納付書による納付に切り換えられ、納付書は3か月ごとに被保険者に送付されていたこと、当該郵便局は申立期間の国民年金保険料の納付当時には、申立人の主張していた場所に所在していたことが確認できる。

また、申立人は、申立期間の前後の加入期間において、保険料を納付しており、昭和51年にその夫が厚生年金保険に加入した後も国民年金に任意加入して保険料を納付していることから、納付意識が高かったと考えられ、途中の3か月分のみが未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 東京国民年金 事案 60

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 10 月から 57 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 10 月から 57 年 3 月まで

社会保険庁の記録では、申立期間は国民年金保険料が未納となっているが、口座振替を依頼していた銀行から「口座振替書の提出時期は昭和 50 年 3 月、口座振替開始予定日は昭和 50 年 4 月です。」との回答を得ている。申立期間の前後の保険料は納付済みとなっており、この期間の保険料だけが未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が居住していた区では、昭和 47 年 7 月以降、国民年金保険料の口座振替が可能であった上、銀行からの回答書により、申立人が当時、保険料を口座振替により納付していたことが考えられる。

また、口座振替が不能な場合や未納があれば、区役所や社会保険事務所から催告状や納付書等が送付される扱いとなっていたが、申立人は、当時、催告等を受けた記憶がないと述べている上、申立人が納付を始めた昭和 47 年以降、申立期間の 6 か月を除き、保険料を納付しており、申立人夫婦はその当時小売業が順調であり、生活状況に変化もないことを踏まえると、申立期間の保険料が未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 東京国民年金 事案 61

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 7 月から同年 9 月まで

社会保険庁の記録では、申立期間は国民年金保険料が未納となっているが、妻については口座振替を依頼していた銀行から「口座振替書の提出時期は昭和 50 年 3 月、口座振替開始予定日は昭和 50 年 4 月です。」との回答を得ている。自分の保険料についても銀行員の勧めで、その当時に口座振替の手続を行ったと思われる。申立期間の前後の保険料は納付済みとなっており、この期間の保険料だけが未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が居住していた区では、昭和 47 年 7 月以降、国民年金保険料の口座振替が可能であった。また、申立人の妻については、銀行からの回答書により、50 年 4 月から口座振替により保険料を納付していたことが確認できるとともに、申立人も、申立期間直後の昭和 55 年 12 月については保険料が口座振替で納付されていたことが確認できることから、申立期間当時は保険料を口座振替により納付していたものと考えられる。

さらに、口座振替が不能な場合や未納があれば、区役所や社会保険事務所から催告状や納付書等が送付される扱いとなっていたが、申立人は、当時、催告等を受けた記憶がないと述べている上、申立人が納付を始めた昭和 44 年以降、申立期間の 3 か月を除き国民年金加入期間の保険料を納付しており、申立人夫婦は、その当時小売業が順調であり、生活状況に変化もないことを踏まえると、申立期間の保険料が未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 東京国民年金 事案 62

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月までの期間及び 37 年 7 月から 40 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 7 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月まで  
② 昭和 37 年 7 月から 40 年 3 月まで

未納とされている期間については、妻が、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していた。当時の保険料は月額 100 円で自宅へ 3 か月ごとに区役所の職員が集金に来ていたと思う。私と妻の年金手帳の記載内容は全く同じであり、妻の記録は納付済みであるにもかかわらず、私の記録だけ未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、その妻は、任意加入期間を含め保険料を完納している。

また、申立人夫婦の国民年金手帳の記号番号は夫婦連番で払い出されており、夫婦の保険料納付年月日は、確認できる昭和 37 年 4 月から同年 6 月までの期間及び昭和 40 年度から 44 年度までの期間がすべて同一であることから、夫婦一緒に保険料を納付していたものと認められる上、夫婦の国民年金手帳も全く同じ検認記録であるにもかかわらず、妻の申立期間の保険料は納付済みで、申立人の保険料が未納とされていることは不自然である。

さらに、申立期間当時、年度内に未納と納付が混在する場合には、本来、社会保険事務所において「特殊台帳」を保存管理する必要があるが、その資料が無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 東京国民年金 事案 63

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 10 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 10 月から 53 年 3 月まで

私は、理容店を営んでおり、国民年金保険料は、店の売上金を毎週集金に来てくれていた金融機関の職員に納付書での納付を依頼していたが、申立期間の保険料だけが未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く約 37 年間、国民年金保険料を納付しており、妻も、申立人の申立期間と同じ期間を除き、保険料を完納している。

また、申立人が住居を定めていた区役所では、昭和 45 年 7 月から納付書により保険料を納付することが行われていた上、申立人が保険料の納付を依頼していたとする金融機関では、納付書による保険料の納付の依頼がある場合、職員が保険料を預かっていたことが確認でき、さらに、申立人の理容店の経営は安定し、生活状況に大きな変化は認められないことを踏まえると、申立期間の保険料が未納となっているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付したとものと認められる。

## 東京国民年金 事案 64

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 10 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 10 月から 53 年 3 月まで

私たち夫婦は、理容店を営んでおり、国民年金保険料は、店の売上金を毎週集金に来てくれていた金融機関の職員に納付書での納付を依頼していたが、申立期間の保険料だけが夫婦共に未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料を完納しており、厚生年金保険と国民年金との切替手続も適切に行っている。

また、申立人が住居を定めていた区役所では、昭和 45 年 7 月から納付書により保険料を納付することが行われていた上、申立人が保険料の納付を依頼していたとする金融機関では、納付書による保険料の納付の依頼がある場合、職員が保険料を預かっていたことが確認でき、さらに、申立人夫婦の理容店の経営は安定し、生活状況に大きな変化は認められないことを踏まえると、申立期間の保険料が未納となっているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付したものと認められる。

## 東京国民年金 事案 65

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 32 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月から 62 年 3 月まで

昭和 61 年 3 月に会社を退職し無職となった際、父が、厚生年金保険から国民年金への切替手続をしてくれた。平成 2 年 5 月に亡くなった父が、闘病生活に入る平成元年まで国民年金保険料を納付してくれ、その後は私が納めていたので、1 か月の未納もなく納付しているはずである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間及び申請免除期間を除き国民年金保険料を納付しているとともに、申立期間より前の厚生年金保険と国民年金との切替手続も適切に行っている。

また、申立期間当時の保険料を納付していたとされる父親が、国民年金の加入及び保険料の納付に厳しかったとの主張は、父親が闘病生活に入った後も、申立人が父親の意向を踏まえ 1 か月も欠かさず保険料を納付していたことなどから不合理な点もなく信用できるとともに、父親の死亡後は経済的に厳しいこともあって免除の申請手続を行ったとの申立人の主張は、具体的であり不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 東京国民年金 事案 66

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 38 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 4 月から同年 9 月まで

国民年金保険料の納付記録を社会保険事務所に照会したところ、昭和 63 年 4 月から同年 9 月までの期間について納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。区役所から保険料未納の連絡を受け、相談に行ったところ、収入が少なかったことから免除申請を勧められ、さかのぼって免除を受けることができない期間については、3 回から 4 回に分けて区役所で納付した。申立期間以降もすべて保険料を納付しており、申立期間のみ未納とされているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 63 年 12 月に転居した際、同年 4 月にさかのぼって国民年金に加入したことが国民年金手帳記号番号払出簿から確認することができる。その際、区役所から国民年金保険料の免除申請を勧められて免除を受け、さかのぼって免除を受けることができない期間の保険料を分割で納付したとの申立人の主張は、当時の対応として一般的であったとする行政の証言と一致している。

また、申立人が保険料を分納していたと述べている期間、申立人は保育士の仕事をしており、収入は多くなかったものの、国民年金保険料は分納すれば十分納付可能な金額であったこと、及び当時の保険料額及び納付場所の記憶は具体的であることから、申立人の主張には信憑性が認められる。

さらに、申立人は、申立期間以降、申立期間を除き、国民年金加入期間の保険料をすべて納付していることから、保険料の納付意識は高く、申立期間の保険料のみを納付しなかったとするのは不自然と考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。



## 東京国民年金 事案 67

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 3 月から 39 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 3 月から 39 年 3 月まで  
昭和 38 年 11 月から自宅で美容院を開業し、年金のことで来訪した人（区役所の職員であるかの記憶は定かではない。）に「1 年分、国民年金保険料を払っていないから払え」と言われたため、その場で国民年金の加入手続を行い、20 歳以降の未納分として約 1 年分をまとめて納付した。遅れて加入したことを憶えており、この分の保険料は納付したはずである。

### 第3 委員会の判断の理由

未納とされている期間は申立期間のみであり、かつ、申立人は申立期間後約 39 年間、国民年金保険料をすべて納付している。また、申立人と同居していた両親は、国民年金制度発足当初に 10 年年金に加入し、保険料をすべて納付している。

さらに、申立人が居住している区においては、昭和 37 年度から職員が国民年金の加入手続、保険料の収納の事務を訪問により行っていたことが確認できるとともに、申立人の美容院は繁盛していたことを考慮すると、申立期間の保険料をまとめて納付したという申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 東京国民年金 事案 68

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年11月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年11月から46年3月まで

勤務していた会社が倒産することになり、この会社から厚生年金保険を国民年金へ切り替えるよう指示があったので、同居していた母親に国民年金の加入手続を区役所で行うよう依頼し、加入した。

申立期間の保険料は、当時、集金に来てくれていた郵便局の人に、保険料を渡してくれるよう母に依頼し、母が納付していたので、未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

未納とされている期間は申立期間のみであり、かつ、申立人は申立期間後の昭和46年4月から平成13年7月までの国民年金保険料をすべて納付している。また、同居していた申立人の母親は、国民年金制度が発足した昭和36年4月に国民年金に加入し、保険料をすべて納付している。

さらに、当該区役所では申立期間当時は納付書により保険料を納付することが行われていた上、郵便局では納付書があれば職員が集金で保険料を預かっていたことが確認できたことなどから、申立人の主張は具体的で信用できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 東京国民年金 事案 69

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 3 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 3 月から同年 6 月まで

夫が、私の国民年金の加入手続を市役所で行い、国民年金保険料を銀行で納付しており、申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、4 か月の申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している上、国民年金の第 3 号被保険者と第 1 号被保険者の期間の種別変更手続も適切に行っているなど、保険料の納付意識が高かったものと考えられる。

また、申立人夫婦は、日本に留学し、結婚の上、昭和 58 年 7 月に日本国籍を取得しており、夫は貿易会社勤務の後に自営業を行っている。夫は、貿易会社を退職する際、当該会社から国民年金への加入手続の説明を受けており、退職直後の昭和 60 年 3 月に国民年金に加入し、妻（申立人）の申立期間についても保険料を納付している。

さらに、申立人は、昭和 62 年 3 月 30 日に国民年金手帳の記号番号が払い出され、保険料を過年度納付しているが、その際に申立期間を含め保険料を納付したと考えることが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 神奈川国民年金 事案 41

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 6 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 6 月から 50 年 3 月まで  
昭和 48 年 6 月から 50 年 3 月までの 22 か月分、54 年 4 月及び同年 5 月の 2 か月分の国民年金保険料納付記録について、照会申出書を提出したところ、いずれの期間も未納とされていた。その後、54 年 4 月及び同年 5 月の領収書が見付かり、納付済期間として訂正された。  
当時は、勤めていた医療機関に社会保険の適用がなかったため、20 歳の時から国民年金に加入し、国民年金保険料を A 郵便局で納付していたので、未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、現在所持している国民年金手帳のほかに、20 歳のときに区役所で国民年金の加入手続を行った際に発行された年金手帳を持っていたと述べており、申立人が記憶している年金手帳の色及び形状は当時発行されていたものと一致するとともに、当時の保険料納付先について確認できることから、申立内容は基本的に信用できる。

また、「母親が、年金制度に加入していないと、歳をとってから困るからと心配してくれたことを契機に、自分で区役所に相談に行き、満額の年金をもらうため、20 歳から国民年金に加入した。」との申立人の主張に不自然さは見られない。

さらに、申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、かつ、昭和 51 年 11 月からは任意加入し、その後の被保険者資格種別変更手続も適正に行っていることから、年金に対する意識は高かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 新潟国民年金 事案 59

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年7月から同年9月までの期間及び42年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年7月から同年9月まで  
② 昭和42年1月から同年3月まで

国民年金保険料を夫の分と一緒に町内の班長が集金に来たときに納付していた。申立期間について、夫の国民年金保険料は納付済みなのに私の分だけ未納なのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

各申立期間は比較的短期であり、申立期間以外の昭和42年4月以降についてはすべて納付済みであるとともに、夫婦と一緒に納付していたにもかかわらず、申立期間について申立人の分のみ未納とされていることは不自然である。

また、申立期間当時、納付組織である町内会が国民年金保険料の徴収をしていたとの主張は、A市から当時納付組織による保険料徴収が行われていたとの回答があり申立内容の信憑<sup>びよう</sup>性が認められる。

さらに、申立期間前後を通じて申立人の生活環境に大きな変化が認められないことから、申立期間のみが未納とされていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 新潟国民年金 事案 60

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から48年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年4月から48年4月まで

申立期間は免除期間となっているが、免除を受けた覚えはなく、自分で納めていた。申立期間前は生活保護を受けていたが、生活保護が終了したところに市の担当者から免除期間をさかのぼって納めることを勧められ、すべて納めていたので、未納は無いはずである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、保険料をすべて納付しており、過去の免除期間分の保険料を追納していることから申立人の納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人は申立期間前に生活保護を終了し、申立期間は国民年金保険料を納付していたと主張しているが、生活保護を終了した経緯について記憶が明瞭<sup>めいりょう</sup>であり、申立期間中の昭和47年及び申立期間後の48年に過去の免除期間分の保険料を追納していることから、申立期間について、生活保護を受けていたとは考えにくく、申立期間についても保険料を納付していたと考えるのが自然である。

さらに、A市保管の国民年金被保険者名簿では、申立期間に係る保険料納付記録欄に保険料納付をうかがわせる㊟印と申立期間の保険料と一致する金額の記載がある上、申立人とその夫の免除期間に相違がみられるなど記録管理の不十分さもうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 新潟国民年金 事案 61

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和52年10月から53年3月までの付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年10月から53年3月まで

私は離職後、最初の国民年金保険料を納付する際、行政区長から母親と同様に付加保険料も納付したほうが良いのではないかと教えられ、そのとおりにした。行政区長宅での保険料徴収の寄り合いには自分が行っており、母親と同額を納付していたので、付加保険料が未納となっているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、納税組合長である行政区長宅へ国民年金保険料を納付に行った際、既に国民年金の付加保険料を納付していたその母親と同様、付加保険料の納付を勧められ加入したと主張しているが、母親の付加保険料の納付が確認できる上、A市から、当時、納税組合の区長を通じて付加保険料納付の申出ができたとの回答があった。

また、申立人は、前職のB農協勤務時に農業者年金の普及活動をし、付加年金に関する知識があったとの主張についても、当時の同農協の上司から申立人が、当時、農業者年金の普及活動をしていたことが確認できたことから、申立内容の信<sup>びよう</sup>憑性が認められる。

さらに、申立期間について、申立人は母親と同額の国民年金保険料を納付したとしているが、母親は定額保険料と付加保険料を納付しており、申立人の付加保険料のみが未納とされていることは不自然である。

加えて、社会保険庁の国民年金保険料納付記録では定額保険料が納付済みとなっているが、A市保管の国民年金被保険者名簿検認記録欄には保険料納付を示す記載が無く、申立人の保険料納付記録の管理が適正に行われ

ていなかったことがうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の付加保険料を納付していたものと認められる。



## 新潟国民年金 事案 65

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年7月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年7月から46年3月まで

国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間について納付事実が確認できなかったとの回答を得た。

父親が亡くなって間もなく、私と母親の過去の国民年金保険料の未納分について母親がまとめて納付したと記憶している。申立期間について母親の保険料は納付済みとなっており、自分の保険料だけが未納であることは納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の保険料を納付したとする申立人の母親は、制度発足以来国民年金に加入して保険料を完納しており、国民年金保険料の納付意識は高かったと認められる。

また、申立人の母親は、昭和45年7月から47年3月まで、市の被保険者名簿及び特殊台帳では未納となっているが、社会保険庁のオンライン記録では納付済みとなっており、当該期間について、特例納付をしたものと認められ、自らと申立人の未納分の保険料を併せて特例納付したと考えるのが自然である。

さらに、申立人の父親は昭和49年12月20日に他界しているが、申立てのとおり同年1月から50年12月までの間は、国民年金法附則第18条に基づく2回目の特例納付の実施期間であった。加えて、申立人の特殊切替台帳には、46年4月から47年3月までの国民年金保険料が特例納付されたとする記載があるが、特例納付を行う際、当該期間の直前である申立期間を含めないことは不自然である。

加えて、申立人自身も、国民年金の加入期間について、申立期間を除き、国

民年金保険料をすべて納付（39年3か月）している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 新潟国民年金 事案 66

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 9 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 9 月

社会保険事務所で納付記録を確認したところ、申立期間が未納となっていることが分かった。国民年金保険料は夫婦一緒に納付してきたにもかかわらず、夫の分は納付済みとされているが、私の分だけ未納とされていることには納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳で国民年金に加入後、約 37 年間の加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており保険料の納付意識は高かったと認められる。

また、納付日が確認できる昭和 47 年 7 月から 51 年 3 月までの期間については、ほぼ夫婦同一日に納付しているなど、基本的に夫婦一緒に保険料を納付していたものと認められる。

さらに、申立期間は 1 か月と短期間であり、申立人が自身の分と一緒に納めていたとする申立人の夫の保険料は、申立期間について納付済みとなっていることから、申立人の分のみが未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 山梨国民年金 事案 32

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年3月から44年12月までの期間及び49年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和20年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和40年3月から44年12月まで  
② 昭和49年7月

私の国民年金保険料は母親が集金人に現金で納めていた。その際、受け取った印紙を赤っぽい色の国民年金手帳に貼っていた。最初に印紙を貼った国民年金手帳は、新しい国民年金手帳交付後しばらくして紛失した。

昭和45年にA区からB区に転居したとき、B区役所の職員が最初の国民年金手帳の記号番号を切り抜き、新しいグレーベージュ色の国民年金手帳に記号番号を貼り交付した。送付された納入通知書によりすべて納付してきたので未納があることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①について、国民年金保険料の納付の都度、印紙を貼っていたという納付方法や、当時の国民年金手帳の色、様式等についての記憶が鮮明であり、当時の態様とも合致している。また、申立人の居住地域では、申立内容のとおり、区役所職員による個別訪問で保険料徴収が行われていたことも確認できる。

さらに、申立人から提出された国民年金手帳には、記号番号、氏名及び生年月日の印字された紙シールが貼ってあり、申立内容のとおり、昭和40年7月より国民年金手帳を所持していたことが確認できる。

加えて、申立期間②については、この期間前後の保険料はすべて納付期限内に納付していることから、この1か月のみを納付しなかったとするのは不自然である。

その上、申立人は、申立期間を除き、国民年金の加入期間については、国民年金保険料をすべて納付期限より1か月程度前に納付しており、申請免除を受けた期間については、後日追納しているなど、納付意識は高かったと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 山梨国民年金 事案 33

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 59 年 7 月及び同年 8 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 10 月から 58 年 1 月まで  
② 昭和 59 年 7 月及び同年 8 月

昭和 57 年 10 月 1 日に会社を退職したあと、すぐに役所へ行き、国民年金への加入手続きを取り、保険料を納付し続けたので、未納期間があることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、昭和 57 年 10 月に会社を退社後、国民年金に加入したと主張しているが、社会保険庁の加入記録によると、国民年金の加入日が 58 年 2 月 15 日、国民年金手帳記号番号払出日が 58 年 2 月 25 日となっており、退職後、すぐに役所に行って、国民年金の加入手続きをしたとする申立内容と一致しない。

また、申立人は、国民年金の任意加入者であることから、さかのぼって国民年金に加入することは制度上できない。

さらに、国民年金保険料の加入状況及び保険料の納付状況についての記憶が曖昧であり、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無いほか、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

2 一方、申立人は、当時、国民年金に任意で加入しており、納付意識は高かったものと考えられ、資力に特段の問題があった事情等がうかがえないことから、申立期間②の 2 か月が未納とされているのは不自然である。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 59 年 7 月及び同年 8 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 長野国民年金 事案 33

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 8 月から 39 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 8 月から 39 年 3 月まで

当時同居していた父親が 20 歳になった時に国民年金の加入手続きをしてくれ、保険料も納めていてくれた。

申立期間について納付を証明する領収書等の資料は無いが、申立期間について納付していたことを認めて欲しい。

### 第3 委員会の判断の理由

当時同居していた申立人の両親は、いずれも、国民年金制度が発足した昭和 36 年 4 月から 60 歳になるまで、申立期間を含め、国民年金保険料を完納し、当時同居していた申立人の兄（昭和 15 年生まれ）についても、36 年 4 月から厚生年金保険に加入する 38 年 6 月まで国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の家族は国民年金制度を理解し、納付意欲も高かったものと認められる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期からみて、加入手続時に申立期間について現年度納付は可能であることから、「父親が 20 歳になった時から保険料を納めていてくれた」との申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 長野国民年金 事案 34

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から同年12月まで

昭和39年4月に結婚し、夫婦で国民年金に加入し、夫婦二人分の保険料を一緒に納めてきたのに、申立期間について自分だけが未納となっていることには納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和39年4月に結婚と同時に国民年金への加入手続を行い、以後60歳まで、申立期間を除き、保険料をすべて納付して、60歳以降も国民年金に任意加入し、3年7か月分の保険料を納付している上、通算32年11か月分は前納している。また、申立人の夫も結婚したときに国民年金への加入手続を行い、38年4月から60歳までの保険料を納付して、60歳以降も任意加入し、1年6か月分の保険料を納付している上、通算25年1か月間は前納するなど、夫婦共に国民年金制度を良く理解し、納付意欲も高かったものと認められる。

さらに、申立人及びその夫は、申立期間の前後である昭和48年度及び昭和50年1月から12月までの国民年金保険料を夫婦同一日に前納しており、納付年月日が確認できる45年度、46年度及び51年度から59年度までの期間の保険料についても、夫婦同一日に前納していることから、基本的に夫婦一緒に保険料を納付していたものと考えられ、申立期間について、夫が49年4月30日に前納しているにもかかわらず、妻である申立人だけが未納となっているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。



## 愛知国民年金 事案 29

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 4 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月から 51 年 3 月まで

当時、自宅において父母と自営業を営み生計を一緒にしていたが、私が結婚した昭和 53 年に、父親が、それまで未納となっていた私の国民年金保険料をまとめて納付してくれたと母から聞いているので、申立期間について未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後の国民年金保険料をすべて納付しており、その妻についても申立人と結婚後すべて保険料を納付しているほか、申立期間当時に同居していた父母についても国民年金加入期間の保険料を完納しているなど、申立人及びその家族は国民年金保険料の納付意識が高かったと認められる。

また、A 市で保有している記録から、これら家族 4 名の昭和 53 年度から 57 年度までの 5 年間の国民年金保険料の納付日について確認した結果、4 名がすべて同一の納付日となっており、当時父親が家族の国民年金保険料を納付していたとする申立人の説明と一致している。

さらに、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付したとする時期が、第 3 回目の特例納付時期（昭和 53 年 7 月から 55 年 6 月まで）と符合している。

加えて、昭和 53 年に、東京の大学に在学していた申立人の弟が卒業、就職しており、弟の学費等（年間約 150 万円）を負担していた父親は、当時、資力に余裕があったと考えられるなど、父親が未納となっていた申立人の国民年金保険料（申立期間後の過年度保険料を含めて 23 万 5,200 円）を支払

ったとする申立内容に不合理な点は認められない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 愛知国民年金 事案 30

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和58年8月から同年9月までの期間及び58年12月から59年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和17年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ①昭和58年8月から同年9月まで  
②昭和58年12月から59年1月まで

私は、老後を案じて、年金への意識を強く持って国民年金保険料をきちんと納めていた記憶があるので、未納期間があることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は二つの期間にわたるが、それぞれが2か月（計4か月）と短期間であり、申立人は、20歳から60歳までの間、申立期間を除き、国民年金保険料及び厚生年金保険料をすべて納付している上、国民年金の強制加入及び任意加入の変更並びに厚生年金保険との切替手続をいずれも適切に行っていることから、年金制度に対する意識は高かったことがうかがえる。

また、申立期間は任意加入期間であり、申立人には国民年金保険料を支払う意欲があったものと考えられ、申立期間のみが未納となっていることは不自然である。

さらに、申立人が納付したと主張する保険料額は、申立期間の保険料額におおむね一致している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 愛知国民年金 事案 31

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 4 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月から 48 年 3 月まで

私は、昭和 42 年 2 月の婚姻後は、自分で夫婦二人分の国民年金保険料を納付してきており、申立期間の国民年金保険料についても金融機関で納付した記憶がある。

夫は納付済みとなっているにもかかわらず私が未納とされているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 38 年 10 月以降、資格喪失までの約 37 年間、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の夫は、婚姻後の昭和 43 年 4 月の国民年金の加入後、申立期間を含む国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付していること、国民年金保険料の収納年月日が確認できる昭和 59 年度以降、夫婦の収納年月日はすべて同日であることから、婚姻後、夫に国民年金の加入を勧め、その上で申立人自身が夫の国民年金保険料も併せて納付していたとする申立人の説明に不合理な点はみられない。

さらに、申立人が居住する A 市においては、昭和 47 年 4 月から国民年金保険料の徴収を印紙検認方式から納付書方式に移行しており、金融機関に納付したという申立内容とも一致する。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 静岡国民年金 事案 47

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 4 月から同年 12 月まで

申立期間当時は、銀行で国民年金を納付していた記憶がある。また、ほかの期間は国民年金に任意加入し、保険料を納付していたのに、申立期間の保険料が未納となっているのはおかしい。

以前にも年金記録を社会保険事務所で調査してもらった結果、少しずつ納付記録が見付かっていることから、申立期間の納付記録も見付かるのではないか。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は 9 か月と短期間であり、申立人は、昭和 46 年 7 月に国民年金に加入してから、申立期間以外の国民年金加入期間に係る国民年金保険料をすべて納付している。また、申立人はその夫が厚生年金保険被保険者であった期間も国民年金に任意加入し、保険料を納付し続けているなど、国民年金保険料に対する納付意識は高かったものと認められる。

さらに、市の国民年金被保険者台帳では、昭和 46 年 4 月から 47 年 6 月までの期間を未加入と、47 年 7 月から 49 年 3 月までの期間を未納と誤って記録していたが、申立人が同期間の領収書を所持していたことから、納付記録が訂正されたなど、申立人の記録が適切に管理されていなかった経緯がある。

加えて、昭和 47 年 7 月から国民年金に任意加入し、保険料納付を続けていた申立人が申立期間のみ納付しなかったのは不自然であるといえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 静岡国民年金 事案 48

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 7 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 7 月から 38 年 3 月まで  
父親が、昭和 38 年 4 月に国民年金の加入手続をして、さかのぼって 36 年 11 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料を市役所又は金融機関で納付したはずである。申立期間のみ未納になっていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の年金記録では、未納とされているのは、申立期間の 9 か月のみであり、ほかの期間はすべて国民年金保険料を納付したこととされている。

また、申立人の国民年金加入手続をして、申立期間における申立人の国民年金保険料を納付していたとするその父親は、国民年金制度が始まった昭和 36 年 4 月から 41 年 4 月に死亡するまで、母親も、36 年 4 月から 38 年 10 月に法定免除となるまで、申立期間を含め、国民年金保険料をすべて納付しており、申立人のみ申立期間が未納とされていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 39 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 39 年 12 月まで

申立期間当時、婦人会の集金で国民年金保険料を納付しており、私自身も集金に回ったことがあった。

その後、昭和 53 年に役場で国民年金に再加入した際、女性の職員から、「年金の番号が二つあるが、どちらの番号で納付しても良い」と言われ、新しい番号の方で納付した。その際に前の番号の記録を統合してくれているはずであり、申立期間が未納であることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は過去に未納期間が無く、申立人の夫が厚生年金保険被保険者ではなかった 3 か月間も、夫婦共に国民年金に適切に加入手続をし、保険料を納付するなど、国民年金に対する意識は高かったものと認められる。

また、申立人が主張するとおり、申立期間当時、婦人会が国民年金保険料を集金していたことは広報紙などから確認でき、さらに、申立人と同地区に居住していた住民の証言によると、申立期間当時、同地区では当番制で国民年金保険料を集金しており、申立人が保険料を集金に来たことや申立人の家に保険料の集金に行ったことがあるとのことから、申立内容は信憑性が高いといえる。

加えて、昭和 36 年 2 月に申立人に対し払い出された国民年金手帳記号番号は 54 年 2 月に重複取消しされており、同番号で管理されていた資格記録及び納付記録は現在確認できないが、少なくとも申立人が結婚する前の 36 年 4 月から同年 5 月までの期間については、強制加入期間であることから、重複取消処理されたとしても、申立人が国民年金被保険者資格を取得した月は 36 年 4 月とされるべきにもかかわらず、53 年 9 月となっていることなど、同期間の

記録が何ら残されていないことは事務上不自然であるといえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。



## 大阪国民年金 事案 20

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 1 月から同年 3 月まで

昭和 49 年 3 月から国民年金に任意加入した後、保険料を区役所及び金融機関窓口にて継続して納付していたが、51 年 1 月から 3 月までの国民年金納付記録がないのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 49 年 3 月から国民年金に任意加入しており、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。また、夫の退職後、強制加入（第 1 号被保険者）となってからは、保険料を前納で支払っている上、昭和 55 年 7 月から 9 月までの期間、保険料を重複納付していたことから、申立人の納付意欲は高かったものと認められる。

さらに、申立期間の納付記録についてみると、特殊台帳では、昭和 51 年 1 月から 3 月は未納となっている一方、翌年度以降に催告を行った形跡は認められず、申立人も、催告を受けた記憶がないとしている。

加えて、申立人は、一部の保険料領収書を保管していたが、申立期間前後の期間である昭和 50 年 4 月から 12 月までの期間及び 51 年 4 月から 12 月までの期間の分の国民年金保険料については納付期限までに納付されていることから納付意欲の高さがうかがえる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 滋賀国民年金 事案 15

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年4月から46年3月まで

私は2歳上の兄と共に家業に従事しており、国民年金保険料については、私が20歳になった昭和42年4月分から、両親が家族4人分を町内会で支払っていた。兄は20歳から60歳まで40年間完納となっている。

また、申立期間以外にも未納とされていた昭和48年4月から49年3月までの期間は、所持していた領収書に基づき未納から納付に記録訂正された。

申立期間の国民年金保険料が未納となっているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しているとともに、同居していた申立人の父母及び兄については、申立期間も含め国民年金加入期間について完納となっている。

また、申立人が居住している市では、平成13年度まで国民年金の納付組織があり、当時、申立人の居住している地域では、申立内容のとおり、町内会の役員が集金していたことが確認できる。

さらに、未納とされていた昭和48年4月から49年3月までの期間は、所持していた領収書により、納付済みに記録が訂正されている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 滋賀国民年金 事案 16

### 第 1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 11 月から 52 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第 2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 31 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 11 月から 52 年 3 月まで

30 年以上前のことで、納付書、領収書、その他納付に関する資料は有していないが、当時金融機関で国民年金保険料を支払った。支払額は 1 か月 1, 400 円であったと記憶している。5 か月分だけ未納にするようなことは絶対にしておらず納得できない。

### 第 3 委員会の判断の理由

申立期間は、5 か月と比較的短期間であるとともに、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間の保険料として納付したと主張する金額は、当時の保険料額と一致している。

また、納付済みとなっている昭和 52 年 4 月から 54 年 3 月までの保険料は、現年度納付及び過年度納付されているが、申立人が主張する納付方法と一致し、申立期間についても納付書により金融機関で納付したとの主張は信用できる。

さらに、資格取得年月日の訂正が行われているが、社会保険庁の被保険者台帳の記録と市が記入した年金手帳の記録が相違しているなど、記録管理に不適切な取扱いがあったことが認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 滋賀国民年金 事案 19

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正し、43年4月から44年1月までの国民年金保険料を還付することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から44年3月まで

私の国民年金保険料は、婚姻前の申立期間を含め昭和43年4月以降の厚生年金保険加入期間について母親が納めていた。43年4月に厚生年金保険に加入したが、市役所に資格喪失の届出をしていなかったため、申立期間中も国民年金被保険者の資格が途切れることはなく、国民年金保険料を納めていたので、記録の訂正をしてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しているとともに、申立人の弟及び妹についても、国民年金加入期間について、保険料を完納しており、保険料を納付していたとされる母親の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は、昭和48年1月及び同年2月は、国民年金と厚生年金保険に重複加入していたことが判明し、当該2か月分の国民年金保険料が、平成18年10月に還付されていることから、申立期間（昭和43年4月から44年1月までは厚生年金保険加入期間）についても、国民年金の43年4月の資格喪失及び44年2月の資格取得の手続がされておらず、国民年金保険料を納付していたとする主張に不自然さは見られない。

さらに、申立人が厚生年金保険の被保険者であった昭和43年4月から44年1月までの期間の国民年金保険料が還付されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

なお、社会保険庁の記録では、当初、昭和54年3月及び同年4月は国民年金未加入期間とされていたが、納付済みに記録訂正されているなど、記録管理

に不適切な取扱いがあったことが認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付したものと認められるとともに、申立期間のうち、申立人が厚生年金保険の被保険者であった昭和43年4月から44年1月までの期間の国民年金保険料は、申立人に還付されていたものとは認められない。

## 兵庫国民年金 事案 49

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年7月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年7月から44年3月まで

平成16年に65歳になり年金受給の手続を行った際、昭和42年7月から44年3月までの国民年金保険料が納付されていないと言われた。

結婚当初から、妻が私の分と共に国民年金保険料を納付しており、未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和39年以降、国民年金加入期間において、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、また、申立期間直前の国民年金保険料の収納年月日が確認できる期間（昭和39年10月から42年6月までの期間）は、納付期限内に納付されており、申立期間当時、納付意識が高かったことがうかがえる。

また、申立期間のうち、昭和43年4月から44年3月までの期間については、A市が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿では、国民年金保険料の納付済みを示す「当該年度納付済」の押印がされている。

さらに、申立人夫婦は申立期間当時、住所の変更はなく、経済状況についても特段の変化はうかがえず、申立期間のみ未納となっているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 兵庫国民年金 事案 50

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年7月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年7月から44年3月まで

平成16年に65歳になり年金受給の手続を行った際、昭和42年7月から44年3月までの国民年金保険料が納付されていないと言われた。

結婚当初から、私が夫の分と共に国民年金保険料を納付しており、納付が遅れたことがなく、未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間において、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、また、申立期間直前の国民年金保険料の収納年月日が確認できる期間（昭和39年10月から42年6月までの期間）は、納付期限内に納付されており、申立期間当時、納付意識が高かったことがうかがえる。

また、申立人が一緒に納付していたとする夫の国民年金保険料についても、申立期間において未納とされているが、申立期間のうち、昭和43年4月から44年3月までの期間については、A市が保管する夫に係る国民年金被保険者名簿では、国民年金保険料の納付済みを示す「当該年度納付済」の押印がされており、申立人の収納状況において、申立人夫婦の収納年月日がほぼ一致していることから、申立人が夫の国民年金保険料と共に納付していたことが推認でき、当該押印がされている期間について、申立人も同様に納付していたものとするのが自然である。

さらに、申立人夫婦は申立期間当時、住所の変更はなく、経済状況についても特段の変化はうかがえず、経済的事情から未納が生じたとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 兵庫国民年金 事案 51

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 4 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 4 月から 55 年 3 月まで

昭和 53 年 10 月 30 日から 56 年 7 月 18 日までの間、実際にはA市に居住していたが、家庭事情のためB市に住民票のみ異動していた。

当時の国民年金保険料の領収書等は無く、支払方法等についても、記憶していないが、前後の期間については納付済みの記録があるのに、申立期間のみ未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、任意加入期間中を含め国民年金保険料をすべて納付している上、ほとんどの期間において付加保険料を納付しているなど、納付意識は高かったと思われる。

また、申立人の申立期間直後の国民年金保険料の納付状況を見ると、申立人は、申立期間前後の期間分の国民年金保険料をいずれも過年度納付していること、及び昭和 56 年 4 月から 6 月までの国民年金保険料を重複して納付していることなどから、申立人は納付書の発行を受ければ、国民年金保険料を納付していた状況がうかがえ、56 年 5 月に、55 年 4 月から 56 年 3 月までの国民年金保険料が過年度納付されているが、その際、昭和 55 年度分と併せて、54 年度分の申立期間に係る国民年金保険料の納付書も発行されていた可能性が高く、申立期間分の国民年金保険料について、過年度納付書により、納付していたものと考えられる。

さらに、申立期間当時、申立人の夫は常勤職員で、安定的な収入があり、生活状況に変化がなかったことから、申立期間のみ未納が生じたのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。



## 奈良国民年金 事案 37

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 43 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 43 年 3 月まで

私は、昭和 43 年 4 月 1 日に結婚し、44 年 10 月 3 日に市役所で国民年金の加入手続をして国民年金手帳の発行を受け、44 年 10 月分から国民年金保険料の納付を始めた。

その後しばらくして、過去にさかのぼって未納分の国民年金保険料を納めることができる特例納付制度ができたことを広報で知り、昭和 45 年 8 月 15 日に、私が国民年金に加入する前の、未納であった 36 年 4 月から 44 年 9 月までの国民年金保険料を全額一括して市役所の窓口で納めた。納付した際、窓口の職員の方に「これで未納月は全くありません。」と言われてほっとしたことを覚えている。

ただ、私の国民年金手帳の検認記録欄には、このとき一括納付した期間のうち、昭和 43 年 4 月から 44 年 9 月までの分までは市の分任出納員の領収印が押印されたが、それ以前の分については、検認記録欄がある年度についても領収印は押印されず、おかしいと思ったが、国民年金手帳は結婚後の姓のものであることから、結婚前の 44 年 3 月以前の分については領収印が押印されなかったものと理解した。

私は、65 歳になる少し前に社会保険事務所へ年金受給手続に行き、その時に初めて昭和 36 年 4 月から 43 年 3 月までの期間が未納となっていることを知ったが、領収書は平成 6 年に義母が亡くなって家の整理をしたときに自ら処分してしまっている。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続をした昭和 44 年 10 月以降、全く未納期間

が無く、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したとする時期は、特例納付の実施期間である。

また、特例納付による国民年金保険料は、本来、市役所の窓口では納付できないが、申立人の住所地の市役所は、当時、市民が過年度納付や特例納付のために市役所に国民年金保険料を持ってきたときには、納付書を発行して本人に郵便局や銀行等へ納付に行ってもらうのではなく、市役所でその国民年金保険料を預かり、数件まとめて職員が最寄りの郵便局に代理で納めに行き、後日、領収書を郵送するという取扱いをしていたと説明している。

さらに、申立期間について特例納付でなく過年度納付として昭和45年8月15日に国民年金保険料を納付しようとする、制度上、43年6月以前分の保険料は納付できないが、申立人の国民年金手帳をみると、過年度納付では納付できない（特例納付でしか納付できない）43年4月から6月までの期間についても45年8月15日付けで市の分任出納員の領収印が押印され納付済みとなっており、行政の保険料収納事務に不適切な取扱いがあったことがうかがわれる。

加えて、当時、申立人の夫は、申立人が特例納付をしたとする昭和45年及び翌年に土地を購入していることから、保険料納付のための資金力は十分にあったものと推測されるほか、申立人の夫や友人等から、特例納付により未納期間の国民年金保険料を納付するよう勧めたことや、経済的に余裕のある家庭であったことなどを裏付ける証言書が提出されている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 8 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 8 月から 51 年 3 月まで

昭和 51 年 4 月ごろ、夫が厚生年金保険資格喪失となった昭和 49 年 8 月 29 日にさかのぼって市役所で夫と二人分の国民年金加入手続を行った。会社退職後の期間が空いていることについて市の職員に尋ねたところ、「きっちり払っておくと年金額が変わってくるから。」と言われたので、49 年 8 月から 51 年 3 月までの夫婦二人分の国民年金保険料を市役所で納付した。納付した期間の領収書は無いが社会保険事務所の記録は夫の分のみ納付済みとなっている。夫婦二人そろって納付したはずであるのに、自分の分だけ未納となっているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、その夫が会社を退職した昭和 49 年 8 月にさかのぼり夫婦二人分の国民年金加入手続を市役所で行うとともに、二人分の国民年金保険料を納付したとしており、社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出簿により 51 年 4 月に夫婦そろって国民年金手帳記号番号が払い出されたことが確認でき、市役所の国民年金被保険者名簿から申立期間に係る納付書が作成されたことの確認ができるとともに、申立期間以降、同名簿により確認できるすべての期間（昭和 51 年 4 月から 53 年 12 月まで）は夫婦共に同日で納付していたことが確認できる。

さらに、社会保険庁の記録により、納付日が確認できる昭和 60 年度以降、申立人の夫が 60 歳となる平成 15 年 2 月までは、1 か月を除き、申立人夫婦

の納付日は同一であり、かつ、すべて納期限内に納付されていることが確認でき、夫婦二人分の保険料を遅滞なく納付していたとの申立人の申立内容を裏付けるものとなっている。

加えて、申立人は、国民年金加入手続の際には、厚生年金保険資格喪失から国民年金加入手続までの期間が空いていることについて確認をしていることから、申立人の納付意識は高かったものと考えられ、また、その夫が会社退職後に始めた事業も順調であったと申し立てており、二人分の保険料をさかのぼって納付できなかつたとする事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 和歌山国民年金 事案 40

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月まで

昭和 40 年に結婚し、妻に勧められ国民年金保険に加入したが、それまでの国民年金保険料は未納のままであった。47 年ごろ、妻が市の委託集金人から保険料を過去にさかのぼって納付できることを聞いたことから、当時は建具職人として仕事も順調で経済的にも余裕があったので、近くの郵便局で約 2 万数千円の保険料を納付した。未納であるはずがない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が納付したと主張する時期は、第 1 回目の特例納付が実施されていた時期であり、納付したと主張する金額も申立期間の国民年金保険料を納付した場合の金額とおおむね一致している。

また、申立人の妻は、昭和 47 年当時「国民年金保険料の未納分を一括納付できる」と市の集金人から聞いたことを申立人に伝え、後日申立人から「一括納付した」ことを聞いたと証言しているとともに、当該集金人からも、当時、申立人の居住地区一帯において、国民年金保険料等の集金業務に携わっており、さかのぼって保険料を納付できる制度があると説明をした記憶があるとの証言が得られている。

さらに、申立人の申立期間以外の国民年金加入期間の国民年金保険料はすべて納付済みであるとともに、申立人は昭和 57 年から 15 年余り、また、その妻は 18 年余り保険料を前納しており、納付意識は高かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 和歌山国民年金 事案 41

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 4 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月から 41 年 3 月まで

集金人がほぼ毎月自宅に集金に来ていたので、妻が国民年金保険料を支払っていた。支払った際には預かり証のようなものをもらっていた。妻が家計簿をつけており、国民年金保険料を支払っていたことを記載しているので、申立期間について未納とされていることに納得ができない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された家計簿は、発行日等から当時作成されたものと考えられ、記載内容等について不自然な点は無く、信憑<sup>びよう</sup>性が高い。

また、申立人が居住していた地区では、申立期間当時、国民年金保険料を町内会と婦人会で集金していたことが確認できる。

さらに、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 和歌山国民年金 事案 42

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 1 月から 42 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 1 月から 42 年 3 月まで

集金人がほぼ毎月自宅に集金に来ていたので国民年金保険料を支払っていた。支払った際には預かり証のようなものをもらっていた。家計簿をつけており、国民年金保険料を支払っていたことを記載しているので、申立期間について未納とされていることに納得ができない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された家計簿は、発行日等から当時作成されたものと考えられ、記載内容等について不自然な点は無く、信<sup>び</sup>憑<sup>び</sup>性が高い。

また、申立人が居住していた地区では、申立期間当時、国民年金保険料を町内会と婦人会で集金していたことが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間後の国民年金加入期間については国民年金保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 和歌山国民年金 事案 43

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から44年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月から44年1月まで

亡母が、私の国民年金保険料を昭和36年4月から納付し、私の妻がそれを引き継いで37年11月から厚生年金被保険者となる前月の44年1月まで納付していた。

また、社会保険庁の記録を見ると、昭和42年10月から44年1月までの間、申請免除とされているが、免除を申請した記憶が無く、当時家を増築していることから、国民年金保険料を納付できないような経済状態ではなかった。

これらのことから、社会保険庁の記録は誤っているので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

国民年金被保険者台帳(特殊台帳)や国民年金被保険者名簿の記録によると、申立人は、昭和42年度から46年度までの期間及び49年度から51年度までの期間申請免除となっており、①申立人が経営している有限会社は、44年2月から厚生年金保険適用事業所となり、申立人自身も同年同月から厚生年金保険被保険者となっており、厚生年金保険への加入意思がある申立人が国民年金の免除申請すること自体が不自然であること、②44年2月の申立人の給与月額から申請免除を受けるような経済状態で無かったと考えられること及び③社会保険事務所では、申立人が経営している有限会社は、44年2月に厚生年金保険適用事業所となっているので、申立人は、少なくともその前年の43年は国民年金の申請免除を受けていないとしていることから、行政の記録に過誤があった可能性がうかがわれる。

また、申立人の妻は、申立人の国民年金保険料を含めて、昭和37年12月から44年1月まで集金人に支払っているとしており、納付状況に関する記憶



も明瞭<sup>めいりょう</sup>であり、当時、市役所が国民年金保険料の集金業務を婦人会等に委託していた事実と申立人の妻の記憶とが一致するなど、申立人の妻の証言内容は信憑<sup>びよう</sup>性が高く、40年4月から42年9月までの30か月もの長期間未納であるとは考えにくい。

さらに、申立期間のうち、昭和41年4月から43年12月までの期間については、申立人の国民年金保険料が未納となっているにもかかわらず、申立人の妻の国民年金保険料は、納付済みとなっており不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 和歌山国民年金 事案 44

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 39 年 4 月から 41 年 3 月までの期間及び 44 年 1 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 1 月から 41 年 3 月まで  
② 昭和 44 年 1 月

結婚前の昭和 37 年 1 月から同年 10 月までの国民年金保険料を実母が、同年 11 月の国民年金保険料を義母がそれぞれ支払い、同年 12 月から厚生年金被保険者となる前月の 44 年 1 月までの国民年金保険料については私が集金人に支払っており、未納とされていることに納得できず、社会保険庁の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち昭和 37 年 1 月から 39 年 3 月までの期間については、申立人は、実母及び義母並びに申立人が国民年金保険料を納付したとしているが、国民年金手帳記号番号の払出日が 40 年 3 月となっていることから、申立人は、この期間、国民年金に加入できない期間であり、また、申立人の実母及び義母は死亡しているとともに、申立人自身には国民年金への加入手続を行ったとする記憶が無く、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらず、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（領収書、家計簿等）も無い。

一方、申立期間のうち昭和 39 年 4 月から 41 年 3 月までの期間については、国民年金保険料の納付状況に関する申立人の記憶が明瞭<sup>めいりょう</sup>であり、この当時、市役所が国民年金保険料の集金業務を婦人会等に委託していた事実と申立内容とが一致していることから、申立人が国民年金保険料を納付していたとする説明に不自然さは見られない。また、市役所では年度当初等に記号番号が付された国民年金手帳を社会保険事務所から事前に一括交付されたとしており、国民年金手帳記号番号の払出日が 40 年 3 月となっていることから、39 年 4 月か

ら国民年金被保険者となっていたものと推認できる。

さらに 申立期間のうち昭和 44 年 1 月については、同年 1 月の集金時に集金人に対して、同年 2 月から厚生年金保険に加入することとなり、2 月からの集金を断ったとする申立人の記憶が鮮明であり、申立人の説明に不自然さは見られない。

加えて、申立人の夫は、昭和 39 年 4 月から 41 年 3 月までの期間及び 44 年 1 月については、国民年金保険料を納付しているものと認められることから、加入手続後の期間について、申立人の妻の国民年金保険料のみ未納となっているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 39 年 4 月から 41 年 3 月までの期間及び 44 年 1 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 広島国民年金 事案 37

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年12月から43年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年12月から43年12月まで

昭和44年1月に国民年金に加入した後、特例納付で保険料が納められることを知り、夫の昭和36年度の未納保険料と自分の昭和41年12月から43年12月までの未加入期間の保険料を50年10月に一緒に納めた。ところが、社会保険庁の記録では夫の記録は納付済みとなっているのに、自分は未加入のままとなっていた。

このため、昭和50年当時の生活記録を捜していたとき、当時、夫婦で運営していた文化教室の生徒さんの一人と「年金をまとめて払うと散々だね」と笑いあったことを思い出した。社会保険事務所で調べてもらったところ、夫の未納保険料と自分の未加入期間の特例納付による保険料を合計すると約3万3,000円（語呂合わせで「サンザン」）になるとのことであり、自分の記憶が間違っていなかったとの確証を得たので、調べてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続をした昭和44年1月以降、全く未納期間が無く、申立人の夫も35年10月1日に資格取得し、全く未納期間が無いほか、53年10月からは夫婦で同時に付加保険料を支払うなど、国民年金保険料の納付意識が極めて高かったことがうかがえる。

また、国民年金保険料の納付年月日を見ると、確認できる昭和44年1月から54年3月まで、すべて夫婦が同一日となっており、申立人の夫のみ特例納付を行っていることは不自然である。

さらに、申立期間に係る保険料納付を行ったとする時期は、特例納付の実施期間であり、申立人の説明する内容に不合理な点はみられない。

加えて、申立人の国民年金加入手続は昭和44年1月に行われており、申立

人の資格取得日は、本来、厚生年金保険の資格喪失日である41年12月21日となるべきところであるが、実際には44年1月1日とされているとともに、社会保険庁の被保険者台帳には、35年10月1日資格取得及び36年3月10日資格喪失との不可解な資格記録（厚生年金保険の被保険者期間と重複し、かつ昭和36年3月10日に資格喪失となる要因が存在しない）が記載されており、行政の資格取得及び喪失の手續に不適切な点が見受けられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 広島国民年金 事案 41

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 4 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 4 月から 47 年 3 月まで

婚姻に伴って会社を退職した昭和 44 年 4 月、国民年金の任意加入手続を行い、夫が会社を退職した 47 年 4 月には強制加入に種別変更し、その後、47 年 7 月に厚生年金保険の被保険者資格を取得している。

申立期間当時は、3 か月毎に中年女性の集金人に国民年金保険料を支払っており、集金人からは仮領収書に受領印を押してもらっていた。仮領収書は無くなっているが、未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会判断の理由

申立人は、昭和 44 年 4 月に厚生年金保険の被保険者資格を喪失後、国民年金の任意加入手続を行い、その後、47 年 7 月に厚生年金保険に加入するまでの国民年金に係る加入手続、納付手続等の記憶は詳細かつ具体的である。

また、申立人が主張するとおり、当時、A 市には納付組織が存在しており、集金人が国民年金保険料を収納した場合、被保険者保管の仮領収書に受領印が押されていたこと、申立人が居住していた担当地区の集金人は女性であったことなどが確認されており、申立内容を裏付けている。

さらに、申立人の申立期間以後の国民年金保険料は平成 17 年 12 月まで納付済みとされている上、申立人は、申立期間以降、国民年金と厚生年金保険との切替手続を複数回行っているが、いずれも適正に手続が行われている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 岡山国民年金 事案 21

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 1 月から 45 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 1 月から 45 年 9 月まで

母親から 20 歳になったときに国民年金に加入したことを聞いており、国民年金保険料は、母親が私と母親の二人分を町内の納付組織の集金人に納付していたことをはっきりと覚えているので、申立期間が未加入とされていることには納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、任意加入期間を含む国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識が高かったものと認められる。

また、申立人の保険料を納付していたとされるその母親は国民年金制度発足当初から加入し、申立期間を含め、すべて納付している。

さらに、申立人が当時居住していた地区の者の証言から、申立てのとおり、当該地区では納付組織が存在し、納付組織による集金が行われていたこと、及び申立人が記憶している集金人名が当時の納付組織の集金人であったことが確認できる。

加えて、上記地区の者の証言によれば、国民年金手帳は加入してから何年も経過してから交付されたとしており、申立人の国民年金手帳の払出しも遅れた可能性があるほか、申立人と同時期に国民年金手帳記号番号の払出しを受けた者の中には、「国民年金手帳記号番号の重複払出し又は他年金との重複加入のため払出しが取り消された者」や「国民年金の資格取得の直前に加入していた厚生年金保険の資格喪失から国民年金の資格取得までの年金未加入期間が長期間となっている者」が多くみられ、払出事務が必ずしも適切に行われていなかった可能性がうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 岡山国民年金 事案 22

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 4 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 4 月から 53 年 3 月まで

私が自分と妻の国民年金の加入手続をした後に、妻が夫婦二人分の昭和 52 年度及び 53 年度の国民年金保険料を役場で納付した。妻の保険料は両年度とも納付済みとなっているのに、私の保険料は、申立期間の 52 年度が未納とされているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 51 年 1 月の国民年金加入後は、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付するとともに、53 年 4 月から 56 年 10 月までの間、付加年金保険料をも納付していることから、納付意識が高かったことが認められる。

また、申立人は、昭和 53 年 5 月に国民年金手帳記号番号の払出しがなされ、加入した際に、その時点からさかのぼって納付することが可能な期間であった 51 年 1 月から 52 年 3 月までの分を夫婦共に納付していることが市町村の国民年金被保険者名簿から確認できる。これは、40 年 1 月から 53 年までの長期間、公的年金に未加入であったが、年金を受給するためには 25 年間の年金保険料の納付が必要であることをテレビ番組で知って危機感を抱き、53 年に国民年金の加入手続を行い、納付可能な期間をすべて納付したとする申立内容と整合する。

さらに、夫婦連番で国民年金記号番号の払出しを受けている申立人の妻は、申立期間の国民年金保険料を納付しており、申立人のみが未納であるのは不自然である。

加えて、社会保険庁の記録では、申立人は、厚生年金保険に加入する直前の昭和 56 年 10 月まで国民年金保険料を納付しているが、市町村の国民年金被保険者名簿には、昭和 54 年度以降の納付記録が空欄になっており、市町



村の記録管理が必ずしも適切に行われていなかった可能性がうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 香川国民年金 事案 49

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 3 月から 43 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 3 月から 43 年 3 月まで

国民年金保険料納付記録について照会を行ったところ、昭和 42 年 3 月から 43 年 3 月までの国民年金保険料は未納との回答をもらったが納得できない。20 歳になって以降、役場で話をして、古い期間の保険料と新しい期間の保険料を 1 か月分ずつ（現年度分と過年度分を合わせて 2 か月）を払って行くと年金がもらえると聞き、払い続けた。このやり取りについては今でも鮮明に覚えている。

納付場所は役場の中の金融機関ではなく、隣にあった金融機関だったと思う。

ただし、いつまで 2 か月分を払ったかは記憶にない。納付はすべて自分で行っており、子供も私が一人で育ててきた。

当時の保険料（150 円から 200 円）は 1 日分の食事代に相当し、必死に働いてやりくりして支払っていた。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したと主張している時期は過年度納付が可能であった期間内であるとともに、申立人が過年度分と現年度分を 1 か月ずつ納付した納付方法や納付場所などを具体的に記憶しており、申立内容に不合理な点は見られず、申立人が主張する納付場所について、当時、役場に隣接して郵便局が存在し、国庫金の取扱いを行っていたことが確認できた。

また、申立人が納付したとする金額は、当時の国民年金保険料とおおむね一致しているほか、任意加入期間についても国民年金に加入していた時期もあり、国民年金保険料を納付していたことなど納付意識は高かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、当該期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 香川国民年金 事案 50

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、重複して納付していたものと認められることから、納付記録を訂正し、国民年金保険料を還付することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月から 62 年 3 月まで

国民年金保険料納付記録について照会したところ、申立期間について申請免除との回答を受けたが納得できない。

平成 6 年 11 月に社会保険事務所から送付されてきた国民年金保険料の追加納付書の納付期間が夫婦で異なっており、私だけ、現年度納付したはずの昭和 61 年 4 月から 62 年 3 月までが申請免除とされ、追納の納付書の中に納付期間に含まれていることに気付かず、国民年金保険料を追納してしまった。

過去に国民年金保険料の免除を受けたことはあるが、申立期間を除き、すべて夫婦で納付記録が一致しており、申立期間について、同一生計を営んでいる夫婦のうち、妻が国民年金保険料を現年度納付し、私だけ免除を受けるということは、あり得ない。

保険料の納付方法、納付金額等については、自宅に集金に来ていた地元婦人会の集金人（集金係）に、月額約 7,000 円の保険料を納付期限内に納付していた。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人及び申立人の妻は、国民年金制度が創設された昭和 36 年 4 月から 60 歳までの国民年金加入期間について、国民年金保険料が未納となっている期間は無い。

また、申立人は、その妻と一緒に国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立期間以外は、夫婦で納付済みの期間及び申請免除の期間がすべて一致しており、基本的に夫婦一緒に保険料を納付していたものと考えられることから、申立期間について、申立人のみが申請免除となっているのは、不自然であり、当時、妻と一緒に現年度納付をしていたと推認できる。

さらに、申立人の主張する保険料額は申立期間当時の国民年金保険料額とほぼ一致しているとともに、申立期間当時、地元婦人会が、国民年金保険料の集金を行っていたとの主張についても、市町村からの聴取により確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を重複して納付していたものと認められる。

## 高知国民年金 事案 32

### 第1 委員会の結論

申立人の平成3年11月から6年9月までの期間、12年5月及び13年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年11月から6年9月まで  
② 平成12年5月  
③ 平成13年1月

私は平成3年5月ごろ、住宅兼店舗を新築し自営業の夫と共に引っ越し、すぐに地元の部落組織に加入し、毎月集金に来ていた役員に国民年金保険料を必ず納付していたにもかかわらず、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成3年当時、その夫が住宅兼店舗を新築し自営業を始めたばかりで事業が順調であったと申し立てていることに加え、固定資産税等の税金及び国民健康保険料について未納が無いことから、国民年金保険料を納付できない事情があったとは考えられない。

また、申立期間当時、申立人が居住していた町では、地区の役員による国民年金保険料の集金が行われていたことが確認でき、申立人の保険料徴収を担当したところのある複数の役員からは、20戸程度の狭い地区のため保険料の未納があれば記憶に残るはずであるが、申立人については保険料が未納であった記憶は無いとの証言が得られた。

さらに、申立人は、当時の地区の役員とのやり取り、保険料の納付方法等について詳細かつ具体的に説明しており、申立人の主張は基本的に信用できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 福岡国民年金 事案 34

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年1月から同年3月まで

父親が始めた店に勤務していたが、高校を卒業後は、実質、私が事業運営しており、昭和60年に受けた感謝状に「25年の永きにわたり・・・その功績は誠に顕著」とある。これからすると少なくとも35年以降は順調な商売を続けてきたということである。商売で収入が安定していたのだから、国民年金保険料を払わないことはない。

また、消防署長から感謝状を受けたこともあり、行政から感謝状を受けるような人間なので虚偽の申立てをすることはない。

国民年金保険料は、集金人が来ていたことを覚えており、店は、正月以外は休みなく開店していたので集金に来たときは母か自分が払っていた。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和41年度以降の国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、A市B区役所の被保険者名簿では、昭和48年度は12か月分納付となっている。

さらに、申立人は、申立期間当時は商売も安定し、特に納付ができない状況にはなかったとしており、申立期間前の昭和41年度から申立期間までの保険料については、すべて現年度納付され過年度納付は一度も行われていないことから、申立人の納付意識は高かったものと思われる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 佐賀国民年金 事案 27

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 37 年 11 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 8 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 37 年 11 月まで

制度が始まった当初から国民年金に加入し、昭和 36 年 4 月から 37 年 6 月ごろまで、集金に来ていた婦人会長に保険料 100 円を支払っていた。その際、収納カードに婦人会長の印鑑を押してもらっていた。家庭の事情で 37 年 7 月ごろから保険料を支払わずにいたところ、同年 11 月に婦人会長から、未納保険料を立て替えていることを聞かされ、400 円から 500 円くらいを婦人会長の家に支払いにいったことを覚えている。

昭和 37 年 12 月から 38 年 3 月までは、保険料を支払っていないと思うが、38 年 4 月から、夫の勤務先で、私の国民年金保険料を支払えることとなったため、再び納付するようになった。

昭和 36 年 4 月から 37 年 11 月まで保険料を納付していたことを認めて欲しい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立てに係る婦人会長や収納カードが実在したことは納付組織の関係者の証言により確認でき、また、国民年金保険料を申立人の夫の勤務先において控除していたかについて、市役所及び申立人の夫の勤務先は、申立てのような取扱いが行われていた可能性があるとしており、国民年金保険料の納付方法に関する申立人の説明は詳細かつ具体的で、申立人の主張は基本的に信用できる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金制度発足当初の昭和 36 年 2 月と、申立人が保険料の納付方法を変更したとする昭和 38 年 4 月の 2 回払い出されており、申立てを裏付けるものとなっている。

さらに、申立人は、申立期間及び申立人が未納を認めている昭和 37 年 12 月から 38 年 3 月までの期間を除き、国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 佐賀国民年金 事案 28

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月まで

国民年金発足当初から、区長の集金により、区費、税金等とともに国民年金保険料を納付している。未納があると、市からの報奨金が区に入らず、区の運営が成り立たなくなるため、半ば強制に近い形で払わなければならない雰囲気があった。こうした状況で、保険料を納付しないということは考えられない。

社会保険庁の記録では、昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月までの期間及び昭和 38 年 4 月から 39 年 3 月までの期間の国民年金保険料が未納、昭和 37 年 4 月から 38 年 3 月までの期間が申請免除とされており、納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き 36 年間、国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立期間当時、申立人と同居していた申立人の母親の国民年金手帳記号番号は、申立人と連番で払い出されており、家族そろって加入手続を行ったと考えられ、一緒に集金人へ納付していた申立人の母親は、申立期間を含め国民年金加入期間の保険料をすべて納付している。このことから、当時、家族の国民年金保険料を納付していた申立人の父親が、申立人の保険料のみを支払わず、しかも、昭和 37 年度の 1 年間だけ国民年金保険料の免除申請をしたとされていることは不自然である。

さらに、申立人が居住していた地域において、申立期間当時、区長により、国民健康保険税、区費等とともに国民年金保険料の集金が行われていたという主張は申立人が提出した「昭和 41 年度市税等納付手帳」（申立期間の 2 年後のもの）により確認でき、申立期間当時も同様に納付組織があったと推認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。



## 長崎国民年金 事案 25

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年10月及び49年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年10月及び49年3月

社会保険庁の記録では、申立期間における国民年金保険料は未納とされているが、国民健康保険税や税金などは滞納したことは無い。納付しているはずであり、未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は、2か月と短期間であるとともに、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立期間を除く国民年金加入期間については、すべて当該年度内に国民年金保険料が納付されており、申立人の納付意識は高かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 熊本国民年金 事案 23

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年11月から41年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年11月から41年11月まで

当時、婦人会の役員が、毎月自宅に集金に来ていた。昭和36年10月に結婚し、夫が厚生年金保険に加入していたので、私は国民年金に任意加入して、婦人会を通じて国民年金保険料を納めてきたのに、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金保険料納付に係る記憶は具体的であり、その内容は、市が婦人会連合会役員経験者等に聞き取り調査した当時の状況とも矛盾が無く、納付したとする国民年金保険料額も当時の金額と一致しているなど、申立内容の全体を通じて不自然な点は見られない。

また、申立人は、婚姻を機に国民年金に任意加入したとする強い記憶を有しており、婚姻以前の未加入期間については申立てを行っていないとともに、年金受給開始以前から加入時期の訂正を求めているなど、その主張は一貫しており、基本的に信用できる。

さらに、申立人は、申立期間後の昭和41年12月以降、19年4か月に及ぶ任意加入期間を含め、国民年金保険料をすべて納付しており、国民年金保険料の納付意識が高かったものと考えられる。

加えて、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期を記録する社会保険事務所が保管している「国民年金手帳記号・番号及び手帳交付整理簿」には、同一国民年金手帳記号番号を複数の市町村に交付した記録がある等、記録の不備が散見され、当時の記録管理に不適切な取扱いがあったことが認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 大分国民年金 事案 17

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年5月から47年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年5月から47年12月まで

昭和42年5月から47年12月までの国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料を完納している上、厚生年金保険と国民年金との切替手続も適正に行っている。

また、市役所が保有している申立人の国民年金被保険者名簿の検認記録を見ると、申立期間の各月の欄に「納付」の印が押されているとともに、備考欄には緑色の「済」印が押されていることが確認でき、このことについて、当該市役所の国民年金担当係長から、当時の記録管理事務として未納の保険料がその後納付された場合、検認記録の該当する月の欄に「納付」印を押すとともに、緑色の「済」印を備考欄に押していたとの証言が得られた。

さらに、申立人と同時期に未納があった被保険者の名簿を確認したところ、その未納分についても、申立人と同様、備考欄に緑色で「済」と押印されており、未納であった期間について納付済みとなっていたことが確認できた。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 大分国民年金 事案 18

### 第1 委員会の結論

申立人の平成10年7月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和48年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成10年7月から同年10月まで

平成10年7月から同年10月までの国民年金保険料が、未納とされていることに納得できない。

私は、申立期間当時、学生であったことから、母親が私の国民年金保険料を納付したと言っており、未納であるはずがない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は4か月と短期間であるとともに、申立人は、国民年金加入期間について、平成6年4月以降、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の平成10年度の国民年金保険料の納付状況をみると、申立期間後は、毎月、期限内に納付しており、かつ、申立期間当時、申立人と同居していたその両親の経済状態に変化は無く、あえて申立期間のみ国民年金保険料を納付しないのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 大分国民年金 事案 19

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 1 月から同年 3 月まで

国民年金保険料は、当時、市役所が 3 か月ごとに集金に来てくれていた  
ので、この期間だけ未納になっているのは、納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は、3 か月と短期間であるとともに、申立人は、昭和 36 年 4 月から 60 歳までの国民年金加入期間において、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、申立期間当時、自宅に定期的に集金に来てくれていた市役所の集金人に、遅れながらも励まされ、国民年金保険料を順番に納付してきたとしているところ、この主張は、当該市役所が国民年金保険料の延滞者に対して自宅訪問をして集金を行っていたことと一致する上、当該市役所が保管している国民年金被保険者名簿の検認記録の納付状況と矛盾しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 沖縄国民年金 事案 15

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和12年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年7月から同年9月まで

昭和48年当時、私の居住していた地域では、集金人が戸別訪問して国民年金保険料を集金していた。私が夫婦二人分の保険料を、集金人を通じて納付していた。昭和48年7月から同年9月までの期間の夫の保険料は納付済みになっている。さらに、この期間以外は夫婦共に完納となっているので、私だけ申立期間の保険料が未納となっているのは、納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が居住していたA市では、申立期間当時、非常勤の嘱託員である集金人が、国民年金保険料の集金を行う制度が存在し、同制度における集金人の保険料の集金方法も、申立内容のとおりであったことが確認できる。

また、申立人は、申立期間以外の国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付しているとともに、60歳以後に任意加入するなど、国民年金保険料の納付意識は高かったものと思われる。

さらに、申立人の夫は、申立人の申立期間を含む国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の1回3か月分の申立期間についてのみ、集金の際に国民年金保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立人の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 厚生年金 事案 69

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社。以下同じ。）C支店における資格取得日に係る記録を昭和35年3月17日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年3月17日から同年4月1日まで

社会保険庁へ厚生年金保険の加入期間について照会したところ、昭和35年3月17日から同年4月1日までの期間について、厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答を受けた。申立期間は、A社C支店へ転勤した時期であり、このことはB社の人事部からの在籍証明書により明らかである。さらに、当時の転勤辞令及び申立期間に係る給与支給明細票を提出するので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

給与支給明細票、人事記録及び雇用保険の記録により、申立人がA社に継続して勤務し（昭和35年3月17日に同社D支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与支給明細票及び昭和35年4月の社会保険事務所の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、行員台帳等に転勤日の記載があること、辞令後1週間以内に引継ぎ、着任を行うことになっていること、及び申立期間は月中の異動であることから保険料を納付したと主張するが、これらの理由からは、事業

主による保険料納付を確認することはできず、このほかに保険料の納付を確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。



## 厚生年金 事案 70

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社。以下同じ。）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和44年5月9日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月9日から同年5月9日まで

年金記録を確認したところ、A社C支店を昭和44年4月9日に資格喪失となっているが、同年5月9日が転勤日であり、健康保険組合の被保険者記録証明書では42年4月から同社退職の平成15年1月まで健康保険被保険者記録が継続しているため、資格喪失日を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

事業所作成の証明書、健康保険組合作成の資格取得喪失証明及び雇用保険の記録により、申立人がA社に継続して勤務し（昭和44年5月9日に同社C支店から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和44年3月の社会保険事務所の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、異動発令を転勤日として届け出ているため、異動発令前に資格喪失届の提出はしていないとの理由から、納付したと主張するが、当該理由からは、事業主による保険料納付を認めることはできず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 厚生年金 事案 71

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社。以下同じ。）C支店における資格取得日に係る記録を昭和46年6月12日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年6月12日から同年8月23日まで

A社における厚生年金保険の加入記録では、昭和46年6月12日に同社D支店において資格を喪失し、同年8月23日に同社C支店において資格を取得したこととなっているが、健康保険組合の証明書や給与支給明細書により、厚生年金保険の加入期間が連続していることは明白であるので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

給与支給明細書及びB健康保険組合が発行した証明書により、申立人がA社に継続して勤務し(昭和46年6月12日に同社D支店から同社C支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与支給明細書の保険料控除額から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、異動発令日である昭和46年6月12日から1週間以内にC支店に着任することとされているため、同支店での資格取得日が異動発令日から2か月も遅れることはないこと、及び、月中の異動であることから、保険料を納付したと主張するが、これらの理由からは事業主による保険料納付を認めることはできず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、

明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 厚生年金 事案 72

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本店における資格喪失日に係る記録を平成8年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を47万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年3月31日から同年4月1日まで

社会保険事務所の記録では、A社における厚生年金保険の加入期間が、平成8年3月31日に資格喪失し、同年4月1日に資格取得したと記録されているが、同一会社に勤務していたため、転勤はあったが厚生年金保険の加入期間に空白が生じるはずは無い。

保険料控除の事実が確認できる在職期間中の給与明細書があるので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

給与明細書、人事記録及び雇用保険の記録により、申立人がA社に継続して勤務し（平成8年4月1日に同社B支店（厚生年金保険の適用は、同社本店。）から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書及び平成8年2月の社会保険事務所の記録から、47万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を平成8年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 厚生年金 事案 73

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和52年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年2月21日から同年3月1日まで

社会保険庁へ厚生年金保険の加入期間について照会したところ、昭和52年2月について、厚生年金保険に加入していない旨の回答があった。同年2月の厚生年金保険料が控除されている給与明細書、給与支払報告書及び在職証明書を提出するので、申立期間について被保険者期間であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

給与明細書、給与支払報告書及び在職証明書により、申立人は、A社に昭和52年2月28日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から、5万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格喪失届における資格喪失日を誤って昭和52年2月21日として届け出たため、同年2月の保険料を納付していないとしていることから、事業主が、同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 厚生年金 事案 74

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社。以下同じ。）C支店における資格取得日に係る記録を昭和38年10月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年10月26日から同年11月4日まで

A社に在籍していた期間の年金記録を照会したところ、昭和38年10月26日に同社D支店において資格を喪失し、同年11月4日に同社C支店において資格を取得しているとの回答を得た。

昭和31年4月に入社してから平成4年12月31日に退職するまで、途中一度も離職したことはない。従業員票があるので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

従業員票及び雇用保険の記録により、申立人がA社に継続して勤務し（昭和38年10月26日に同社D支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和38年11月の社会保険事務所記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、従業員票には、昭和38年10月26日にC支店への異動が発令された記録とともに、同年11月4日に同支店のE係に配属された旨の記録があり、また、この配属日である11月4日は社会保険事務所では知り得ない日付であることから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 厚生年金 事案 75

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社。以下同じ。）における資格喪失日に係る記録を昭和57年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和36年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年10月31日から同年11月1日まで

社会保険事務所にA社における厚生年金保険の加入期間について照会したところ、昭和57年10月31日に資格を喪失したとの回答であった。

同社を退職したのは、昭和57年10月31日のため、資格喪失日は同年11月1日となるはずである。証拠書類として雇用保険被保険者資格喪失確認通知書を提出するので、再調査を依頼する。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険被保険者資格喪失確認通知書及び人事記録により、申立人は、A社に昭和57年10月31日まで勤務していたことが認められ、また、同社の当時の給与担当者が、「月末で退職した者については、退職月の厚生年金保険料を控除していた」と説明していることから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和57年9月の社会保険事務所の記録から、10万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和57年11月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年10月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10

月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 北海道厚生年金 事案 4

### 第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和 26 年 12 月 11 日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を 8,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第 2 申立の要旨

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 12 月 11 日から 27 年 5 月まで

申立期間については厚生年金保険の未加入期間とされているが、この期間の給料明細書があるので、当該期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第 3 委員会の判断の理由

給与明細書及び経歴書により、申立人が申立てに係る事業所に継続して勤務し（昭和 26 年 12 月 11 日にA社からA社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和 27 年 6 月の社会保険事務所の記録から、8,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 北海道厚生年金 事案5

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除され、かつ、事業主は、申立人が主張する昭和50年10月1日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立期間について厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については20万円とすることが妥当である。

### 第2 申立の要旨

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年9月

私は、A銀行B支店に昭和48年5月1日から勤務し、本店秘書室へ50年10月1日付け人事異動により転勤となったが、B支店においての資格喪失日が50年9月30日となっていることから、50年9月の1か月分の厚生年金保険被保険者記録が欠落している。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険、健康保険加入証明書及び人事記録から、申立人が申立てに係る会社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立てに係る事業所における資格喪失年月日については、厚生年金基金の加入員台帳の記録において「昭和50年10月1日」と記載されている。

これらを総合的に判断すると、申立人が主張する昭和50年10月1日に被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、昭和50年9月の標準報酬月額については、C連合会が保管していた厚生年金基金の加入記録の記載及び社会保険事務所の被保険者名簿における申立期間前後の期間の記録から、20万円とすることが妥当である。

## 北海道厚生年金 事案6

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和49年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年11月20日から同年12月1日まで

平成18年9月に厚生年金保険被保険者期間の照会をしたところ、A社B事業所にて昭和49年11月20日に資格喪失し、A社にて同年12月1日に資格取得した記録の回答をもらった。

人事記録等を確認しても継続してA社B事業所に在職していた期間となっており、空白ができるとは考えられない。

### 第3 委員会の判断の理由

A社の在籍証明と雇用保険の記録及び申立期間の給与支給の事実が確認できる社員名簿の記録により、申立人が申立てに係る事業所に継続して勤務し（昭和49年12月1日にA社B事業所からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和49年10月の社会保険事務所の記録から、9万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 北海道厚生年金 事案7

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和29年8月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年8月15日から33年8月1日まで

A社に昭和27年6月から準社員として勤務し、その後正社員となり、昭和50年5月退職した。

社会保険庁の記録では、準社員として勤務していた期間のうち、一部期間の加入記録が無い。

この間継続して勤務しており、当時の給与明細から厚生年金保険料が控除されていたことも間違いないので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった給与明細書、事業所が保管する人事記録、転籍者退職金調書、及び雇用保険の記録により、申立人がA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社における社会保険事務所の記録及び申立人が所持している給与明細書から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除され、かつ、事業主は、申立人が主張する昭和 27 年 8 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を申立人が取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日の記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1 万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 2 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 8 月 1 日から 28 年 8 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、昭和 27 年 8 月 1 日から 1 年間の記録が無いとの回答をもらった。昭和 24 年 4 月から 61 年 5 月まで同じ会社に勤務しており、途中で退職した事実は無いので記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所が保存している人事記録及び雇用保険の加入記録によれば、申立人は、申立期間を含む昭和 24 年 4 月から 61 年 5 月まで当該事業所に継続して勤務していたことが確認できる。

また、健康保険組合が保存している被保険者記録によれば、申立人は、申立期間も含め健康保険被保険者であったことが確認でき、申立人の申立期間の厚生年金保険料は、健康保険料と併せて控除されていたことが推認できる。

さらに、当該事業所が保存している「社会保険被保険者台帳」は、社会保険事務所に提出する届書に基づいて作成されており、台帳に申立人の昭和 27 年 8 月 1 日付けの転勤に伴う厚生年金保険被保険者資格取得届が、社会保険事務所に提出されていたことがうかがえる記載があることから、事業主がこの台帳と異なる届出を行ったとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、昭和 27 年 8 月 1 日に被保険者資格を取得した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所の被保険者名簿における申立期間前後の期間の記録から、1 万円とすることが妥当である。

## 山梨厚生年金 事案2

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を昭和49年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和18年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年1月31日から同年2月1日まで

昭和47年2月1日付けで子会社に出向し、49年2月1日付けで親会社に復帰した。しかし、49年1月の加入実績が無かったことになっている。保険料納付の事実が確認できる在職期間中の給与明細があるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

人事記録により、申立人が子会社のA株式会社に昭和49年1月31日まで勤務し、49年2月1日に親会社であるB株式会社に復帰し、給与明細書により、子会社及び親会社における保険料の控除について、当月分の保険料を翌月の給与から控除する方式に基づき、49年1月分の厚生年金保険料が、同年2月分給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から、資格喪失年月日の訂正申出理由書が提出されており、それによると、事業主は、当該社会保険事務所の記録と同じ昭和49年1月31日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 三重厚生年金 事案4

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日及び同社C支店における資格取得日に係る記録を昭和47年2月14日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和22年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年1月16日から同年2月15日まで  
社会保険業務センターより届いた「年金加入記録のお知らせ」によりB支店からC支店に転勤になった際の記録が間違っていることに気がついた。昭和47年2月に転勤したが、資格記録ではB支店で同47年1月に喪失して、C支店で同47年2月に取得したことになる。入社以来継続して勤めており被保険者期間が1か月欠落しているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

人事記録及び雇用保険の記録により、申立人がA社に継続して勤務し(昭和47年2月14日に同社B支店から同社C支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B支店に係る社会保険事務所の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日及び取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 三重厚生年金 事案5

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和44年11月1日に訂正し、同年10月27日から同年11月1日までの標準報酬月額を4万2,000円にするとともに、申立人の同社C工場における資格喪失日に係る記録を46年1月1日に訂正し、45年12月29日から46年1月1日までの標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和23年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和44年10月27日から同年11月1日まで  
② 昭和45年12月29日から46年1月1日まで

厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、昭和44年10月及び45年12月が厚生年金保険被保険者期間に含まれていなかった。44年10月27日にA社B工場から同社C工場に異動し、46年1月1日にC工場からB工場に戻ったのであるから、納得できない。

継続勤務の事実が確認できる資料(A社における人事記録)を添付するので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び人事記録により、申立人がA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められ、事業主の証言により、同社C工場における使用関係は昭和44年11月1日に、同社B工場における使用関係は46年1月1日に開始したと認められる。

また、A社における社会保険事務所の記録から、申立期間①の標準報酬月額については4万2,000円、申立期間②の標準報酬月額については5万6,000円とすることが妥当である。



なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は申立期間①及び②共に厚生年金保険被保険者資格喪失届の記載を誤ったとしていること、申立期間①に係るB工場の厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書における資格喪失日が昭和44年10月27日となっていることから、事業主が申立期間①については同日を、申立期間②については45年12月29日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る44年10月分及び45年12月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 岡山厚生年金 事案 1

### 第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社 B 工場における資格喪失日に係る記録を昭和 22 年 1 月 13 日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を 600 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

### 第 2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 6 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 4 月 12 日から昭和 22 年 1 月 13 日

厚生年金保険の加入期間について照会を行ったところ、昭和 21 年 4 月 12 日から昭和 22 年 1 月 13 日までについては、加入していないとの回答をもらった。

A 社に昭和 17 年 6 月 1 日から昭和 48 年 5 月 1 日まで継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

### 第 3 委員会の判断の理由

A 社の社員カード及び退職金の算定期間の記録により、申立人が A 社に昭和 11 年 4 月から 47 年 11 月まで正社員として継続して勤務していたことが認められ、申立期間に申立人が A 社 B 工場を異動している形跡は無く、申立期間のみ厚生年金保険料が控除されていなかったとは考えにくいことから、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和 22 年 1 月の社会保険事務所の記録から、600 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 岡山厚生年金 事案 2

### 第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 銀行 B 支店における資格取得日に係る記録を昭和 55 年 3 月 24 日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を 24 万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第 2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 3 月 24 日から同年 4 月 1 日

昭和 55 年 3 月 24 日に A 銀行 C 支店から B 支店に転勤し、同社に継続雇用されていたが、厚生年金保険の加入記録では B 支店の資格取得日が同年 4 月 1 日になっている。退職、再雇用ではなく、同じ会社内の転勤なので、厚生年金加入期間が継続していないのはおかしい。

### 第 3 委員会の判断の理由

人事所属歴情報及び雇用保険加入記録から、申立人が A 銀行に継続して勤務し(昭和 55 年 3 月 24 日に同銀行 C 支店から B 支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A 銀行 B 支店に係る昭和 55 年 4 月の社会保険事務所の記録から、24 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 鹿児島厚生年金 事案3

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA銀行B支店における資格取得日に係る記録を昭和28年1月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和4年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和28年1月26日から同年2月1日まで

昭和28年1月26日にA銀行B支店に転勤したが、年金記録を確認したところ、同年1月26日に同銀行C支店において資格喪失、同年2月1日に同銀行B支店において資格取得となっていた。私は、昭和23年3月12日から59年2月5日まで継続してA銀行に勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

人事記録、在籍証明書及び雇用保険の記録により、申立人がA銀行に継続して勤務し（昭和28年1月26日にA銀行C支店から同銀行B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和27年11月及び28年2月の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関係資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 鹿児島厚生年金 事案 4

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和47年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年8月31日から同年9月1日まで

昭和47年9月1日にA社からB社に転勤したが、年金記録を確認したところ、同年8月31日にA社（B社の子会社）において資格喪失、同年9月1日にB社において資格取得となっていた。私は、40年4月1日から48年11月30日まで継続してB社及びA社に勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

人事記録、勤務証明書及び雇用保険の記録により、申立人がB社及びA社に継続して勤務し（昭和47年9月1日にA社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和46年9月の社会保険事務所の記録から、6万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和47年9月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年8月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 沖縄厚生年金 事案 12

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和38年4月29日から同年10月25日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除され、かつ、事業主は、38年4月29日に厚生年金保険被保険者の資格を申立人が取得し、同年10月25日に喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められることから、厚生年金保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和38年4月29日から同年10月25日までの標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月29日から39年7月1日まで

中学卒業後、集団就職で昭和38年4月から39年6月末までA社に勤務していた。当該事業所に在職している時の写真があるので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、給与明細書など保険料控除の事実を確認できる資料は無いが、県公文書館が保管している「本土就職者名簿」(琉球政府労働局作成)、集団就職者の集合写真及び集団就職により共に勤務した同僚の証言により、A社(昭和60年3月に全喪)に勤務していたと認められ、また、集団就職で共に勤務した同僚のうち、社会保険庁における記録が確認できる7名について見ると、申立人の厚生年金保険の被保険者資格取得日と同一日であることが確認できる。

さらに、社会保険庁が保管している記録を見ると、「氏名」(旧姓の読み仮名)及び「生年月日」の誤記があるが、申立人は、昭和38年4月29日に当該事業所に係る厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年10月25日に同保険の被保険者資格を喪失しており、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できる。

なお、昭和38年4月29日から同年10月25日までの標準報酬月額について

は、社会保険庁が保管している記録により1万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和38年10月26日から39年7月1日までについては、事業所が昭和60年3月に全喪していることから、事業主により、給与から厚生年金保険料を控除されていたという事実を確認できず、このほか、申立てに係る事実をうかがわせる関連資料、周辺事情は無いことから、認めることはできない。

## 国民年金 事案 161

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 9 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 9 月から 48 年 3 月まで  
妻との結婚を控え、国民年金保険料が未納だと恥ずかしいと思い、昭和 48 年 4 月ごろ、町役場で弟と一緒に加入手続をし、窓口の職員に 10 年分をさかのぼって 7 万円くらいを一括で納付したので、未納であるはずがない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が約 10 年分の国民年金保険料を一括納付したと主張する時期は、特例納付できない時期であるとともに、一括納付したと主張する金額も、申立期間の国民年金保険料を納付した場合の金額と異なっている。

また、申立人は町役場において一括納付したと主張するが、当時の町役場においては、特例納付と過年度納付については、収納業務を行っていなかったことが認められる。

さらに、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間について、申立人の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 国民年金 事案 162

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から平成 7 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月から平成 7 年 6 月まで

昨年 6 月に記録を確認したところ、申立期間が第 3 号被保険者になっていることが分かったが、私は当時それを知らず、昭和 57 年 3 月から平成 7 年 6 月まで任意加入で保険料を支払い続けていた。しかし、申立期間の国民年金保険料は還付されていない。

納付書により 1 年分を何期かに分けて市役所内の銀行で納付していた期間の保険料がどうなっているのか調べてもらいたい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の第 3 号被保険者への切替えは、第 3 号被保険者制度発足により昭和 61 年 4 月 1 日に任意加入者から切替えになったほかの第 3 号被保険者と同日の 61 年 4 月 17 日に処理されており、この月以降に納付書が送付されていたとは考え難い。

また、申立人の記録は、平成 7 年 7 月に国民年金から厚生年金保険に切り替えられているが、申立人は国民年金の資格喪失を行った記憶が無いと述べているところ、当時国民年金の資格喪失を市役所で手続きしなければ二重加入の状態になるため、仮に申立期間の第 3 号被保険者期間に納付書が送付されていたとすれば、厚生年金保険加入後も納付書が送付されていたことになるが、申立人は納付書が送付されたことや保険料を納付した記憶は無いと述べているなど、申立内容に不合理な点も見受けられる。

さらに、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関係資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 国民年金 事案 163

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年12月から45年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年12月から45年10月まで  
昭和44年10月ごろ、転居先の区役所の出張所で国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を3か月分ぐらいつつまとめて出張所で納付していた。その当時の年金手帳は所持していないが、印紙が貼<sup>は</sup>ってあったことも記憶しており、申立期間については納付していた。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において国民年金に加入し、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、納付金額や納付期間についての記憶も明確ではない上、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立期間以外にも、六つの期間で合計45か月の未加入期間及び未納期間がある。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 国民年金 事案 164

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 6 月から 53 年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 5 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 6 月から 53 年 5 月まで  
昭和 53 年 9 月に初めて国民年金に任意加入した。

その後、昭和 55 年 9 月ごろに新聞の折込みチラシで既に時効になった保険料を納付できることを知り、夫が当時居住していた市の区役所で手続を行い、納付書の交付を受け、私が当時出来たばかりの銀行に 24 万円を支払ったが、それが納付されたことになっていない。

納付の事実を調査してもらいたい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 53 年 9 月に初めて任意加入したと主張しており、そのころ、国民年金手帳記号番号が払い出されており、任意加入時以前に特例納付できる強制被保険者期間は存在しない。

また、納付したと主張する昭和 55 年 9 月ごろは、特例納付できる期間ではない。

さらに、当時の市の広報紙には、任意加入者は特例納付の対象者で無いことが明確に記載されていたとともに、手続したとする時期は特例納付期間外であったことを踏まえると、市の職員が誤って納付書を発行したとは考え難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 北海道国民年金 事案 74

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 4 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月から 48 年 3 月まで

社会保険事務所に国民年金保険料の納付記録を確認したところ、申立期間における保険料が未納となっていることが判明した。昭和 49 年ごろに母から「学校を卒業してから国民年金保険に加入した」と聞かされており、保険料は、自宅に来た集金人に納付していたはずである。納付の証拠書類等は何も残っていないが、未納とされていることには納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告等）が無く、また、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与していないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明であり、申立人が母親に預けていたとする国民年金手帳の形状も実際の形状と異なるなど、申立期間当時の記憶が明確であるとは言えない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の大半は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人には、申立期間のほかにも多くの未納期間が見受けられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 北海道国民年金 事案 75

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から46年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月から46年12月まで  
昭和39年か40年ごろに国民年金に加入し、申立期間については、領収書は保管していないが、自分で納付書により銀行か市役所で間違いなく納めているので、記録を訂正してもらいたい。  
なお、特例納付制度については、全く記憶が無く金額等も覚えていない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和48年5月時点では、昭和45年度以前の国民年金保険料は、すでに時効により納付することができない期間であり、申立期間について別の国民年金手帳記号番号は払い出されていない。

また、保険料の納付方法について、申立人は、納付書により納めたと申し立てており、申立期間当時に行われていた印紙検認方式での納付の記憶が無いなど、不自然な点が見受けられる上、申立期間は81か月と長期間であり、申立人には申立期間以外にも55か月の未納期間が存在する。

さらに、申立人は、昭和50年12月27日に特例納付により昭和47年1月から同年3月までの3か月分を納付しており、仮に、この時点で申立期間を特例納付により納付したとすると、さらに7万2,900円が必要であるが、申立人は、特例納付の制度、納付金額については記憶が無いと述べている。加えて、申立人の35歳到達月である47年1月から60歳到達の前月までの期間は25年であり、国民年金の老齢年金（当時）の受給要件と合致

することから、同月以降の保険料について納付していたとしても不自然ではない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 北海道国民年金 事案 76

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 8 月から 39 年 3 月までの期間及び 53 年 4 月から 55 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 8 月から 39 年 3 月まで  
② 昭和 53 年 4 月から 55 年 3 月まで

昭和 38 年 8 月から 39 年 3 月までの国民年金保険料は、父親が納付し、また、53 年 4 月から 55 年 3 月までの保険料は、私の夫が納付していたと思うので、申立期間を納付していたものとして認めてもらいたい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①の昭和 38 年 8 月から 39 年 3 月までの国民年金保険料を、申立人の父が申立人の両親の分と一緒に所属する農協の組合員勘定を利用し納付していたと申し立てているが、申立人の父が 38 年 8 月に農協で申立人の国民年金加入手続を行ったという実態は不明であり、また、申立人の国民年金手帳の払出しが昭和 39 年 12 月ごろであるため、申立期間は過年度保険料となり、農協の組合員勘定からは納付できない期間である。

さらに、申立期間②の昭和 53 年 4 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料は、申立人の夫が納付していたと申し立てているが、納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人の夫の記憶も定かではなく、申立人自身が国民年金保険料の納付に直接関与していないため、国民年金保険料の納付状況等が不明である。

加えて、社会保険庁の被保険者台帳には、昭和 53 年度及び 54 年度について過年度保険料の納付書を送付した記録があり、申立人が申立期間②に



ついて未納とされていたことがわかる反面、これを納付したという  
関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、  
申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはで  
きない。

## 北海道国民年金 事案 77

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 11 月から 43 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 11 月から 43 年 9 月まで  
申立期間は国民年金に任意加入し、集金人に自宅で確かに国民年金保険料を納付していたので、未納とされていることには納得ができない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人の国民年金加入手続は義父が行ったとしていることから、申立人自身は関与しておらず、その状況は不明であり、申立期間当時、申立人が義父から国民年金手帳を受け取ったという記憶も無い。

また、申立人が当時居住していた町における当時の納付方法（窓口での納付及び嘱託職員による集金）も申立人が記憶している納付方法（民間人による集金）と合致しないとともに、申立人が記憶している姓の嘱託職員は町に在籍してない。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧した結果、申立人に係る別の国民年金手帳記号番号は払い出されていなかったことが確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 北海道国民年金 事案 78

### 第1 委員会の結論

申立人の①昭和59年4月から同年9月までの期間、②60年1月から同年3月までの期間、③60年10月、④61年4月、⑤61年9月から同年10月までの期間及び⑥62年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年4月から同年9月まで  
② 昭和60年1月から同年3月まで  
③ 昭和60年10月  
④ 昭和61年4月  
⑤ 昭和61年9月から同年10月まで  
⑥ 昭和62年5月

家を新築するに当たり、平成元年10月ごろ、A事業団に年金住宅の融資申し込みを行っている。その際に関係者から、国民年金保険料の未納があるので納付しなければ融資できないと聞き、未納期間がないように納付した記憶がある。領収書等は保管していないが、申立期間について納付事実を認めてもらいたい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い。

また、申立人は、融資の関係者を通じて国民年金保険料の納付を行ったと述べており、当時、どのくらい未納期間があり、何か月分の保険料を納付する必要があったのか等の記憶は無く、申立人に聴取しても納付状況は不明である。

さらに、申立人は、A事業団に年金住宅融資の申し込みを行ったのは平

成元年 10 月ごろとしており、同月 23 日に昭和 62 年 8 月及び 11 月の国民年金保険料を過年度納付しているが、この時点では、申立期間は時効により納付できない期間であり、申立期間が未納であったとしても融資の条件に適合することからしても、A 事業団の融資申込みのために申立期間について納付が行われたとは考え難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることができない。

## 釧路国民年金 事案 12

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 4 月から 46 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 4 月から 46 年 3 月まで  
親の代から農業協同組合の組合員勘定を利用して国民年金保険料を納付しており、未納があることは考えられない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人に確認したところ、国民年金の加入手続や申立期間における国民年金保険料の納付は父親が行い、申立人は直接関与していないとしている。また、父親は高齢で病気を患っており、話を聞くことができないことから、国民年金の加入状況や当時の保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 46 年 9 月 26 日に払い出されており、その時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。加えて、昭和 46 年 4 月から 47 年 10 月までの 1 年 7 か月分の保険料を 46 年 11 月 22 日に納付しており、それ以降は 1 年分ずつの納付であることを勘案すると、46 年 4 月分から保険料納付を開始したと考えるのが合理的である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 釧路国民年金 事案 13

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 4 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 4 月から 47 年 3 月まで  
昭和 46 年 4 月 30 日に A 町 B 支所に行き、国民年金保険料を 1 年分一括納付(前納)して領収書を受け取った。その領収書は別人のものとのことであるが、役場が間違っ<sup>て</sup>別人のものを渡したと思われるので納付を認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が領収書と称するものは、国民年金印紙が貼<sup>は</sup>られた他人の国民年金印紙検認台紙である。検認台紙は、本来、国民年金手帳から切り離されて社会保険事務所に送付されるべきものであり、領収書として納付者に渡されるものではない。また、申立人の国民年金手帳の昭和 46 年度国民年金印紙検認記録欄には検認印は押されておらず、「昭和 46 年 4 月分から昭和 47 年 3 月分までの間の国民年金保険料の免除を承認」する旨のゴム印が昭和 46 年 8 月 31 日付けで押されており、46 年度は免除期間となっている。このため、申立人の主張は、46 年 4 月 30 日に保険料を納付した後に申請免除の承認を受けたということになり不合理である。

さらに、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 宮城国民年金 事案 43

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 1 月から同年 3 月まで

社会保険事務所に対し、昭和 49 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料納付記録について照会申出書を提出したところ、保険料の納付事実が確認できなかった旨の回答を受けた。

しかし、国民年金保険料については、申立期間を含めて納税貯蓄組合で納付していたので、未納ということには納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が居住する地区においては、申立てどおり納税貯蓄組合が存在し、町が保管している当時の国民年金被保険者名簿から、同組合が国民年金保険料の納付を取り扱っていたことが確認できるが、当時の申立人の国民年金被保険者名簿には、申立期間後である昭和 49 年 4 月 1 日資格取得と記載されており、検認記録欄も同月分から作成されている。当時、国民年金を担当していた役場職員による「名簿に基づいて納付書を発行し、納税貯蓄組合に渡していた。」との証言から、申立人の申立期間は被保険者資格取得前の期間となるので、申立期間に係る納付書は発行されていなかったことが推認される。

また、申立人の所属していた納税貯蓄組合納付記録では、確認できるほかの組合員全員の昭和 49 年 4 月から同年 6 月までの保険料は同年 4 月末日に納付されているが、申立人の保険料のみ同年 5 月末日に納付されており、国民年金手帳記号番号の払出しも同年 4 月 23 日となっていることから、資格取得手続は同年 4 月下旬以降に行われたと推認され、申立人の納付書のみが被保険者名簿に基づき 4 月分から作成され、ほかの組合員とは別に 4 月下旬から 5 月初めに同組合に渡されたと考えることが自然である。

さらに、申立人は「自分の所属する納税貯蓄組合は申立期間に町の完納表彰を受けているので未納があるはずはない。」と主張しているが、完納

表彰の対象は税のみであり、国民年金保険料は対象とされていない。

加えて、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないことに加えて、別の国民年金手帳番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 宮城国民年金 事案 46

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 3 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 3 月から 53 年 3 月まで

昭和 51 年 3 月に会社を退社し、市役所で国民年金の加入手続を行った。まもなく市役所から納付書が交付され、1 か月分ずつ毎月銀行で納付していた。

当時は、両親との 3 人暮らしで、母が病弱であったため国民健康保険料は確実に納付しており、その際に併せて私の国民年金保険料も納付したことを間違いなく記憶している。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 54 年 2 月に払い出されており、この時点では、申立期間のうち、51 年 3 月から同年 12 月までの期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、これを納付するには特例納付によることとなるが、申立人は特例納付した記憶は無いと主張している。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料は、市役所の納付書で納付したと申し立てているが、上記手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の保険料は過年度保険料となり、市町村では納付することができず、申立内容に不合理な点がみられる。

さらに、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立期間以外にも計 14 か月の国民年金未加入期間及び未納期間がある。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 宮城国民年金 事案 47

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から61年3月まで  
昭和36年4月から61年3月までの国民年金保険料納付記録について照会申出書を提出したところ、納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

昭和51年前後に社会保険事務所の窓口にて27万円ほど納付した記憶があり、当時の金額としては高額だったこともあり覚えている。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人の手帳記号番号は昭和61年4月以降に払い出されており、取得年月日も61年4月1日となっており、申立期間は任意加入期間であり未加入の期間であったことから納付書の発行や納付勧奨はなかったものと推察される。

また、申立人の記憶によると、昭和54年から57年ごろに一括して国民年金保険料を納付したとするが、加入手続の時期や納付した時期が明確ではなく、その後においても年金手帳や納付書を受け取っていないとしている。

さらに、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらず、ほかに申立期間について申立人が保険料を納付していたことをうかがわせる事情もない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 宮城国民年金 事案 48

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 6 月から 45 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 42 年 6 月から 45 年 3 月まで  
社会保険事務所に昭和 42 年 6 月から 45 年 3 月までの国民年金保険料の納付記録について照会したところ、納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。申立期間のころは、同居していた姉二人分と共に、母親が国民年金保険料を納税組合の方に納めていた。母親及び姉二人とも未納期間は無く、私の分だけ未納期間があるのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の納付については直接関与しておらず、申立人の保険料を納付したとされる申立人の母親も、具体的な納付事実を記憶していないことから、申立期間当時の納付状況は不明である。

また、納付したとされる納税組合の集金記録も残っていないため、納付の事実を確認することができない。

さらに、社会保険庁の記録によると、申立人の国民年金手帳は、昭和 45 年 8 月に払い出されていることが確認されており、申立期間は過年度納付期間に当たる。このため、申立期間の国民年金保険料を納税組合で納付することはできず、なおかつ 42 年 6 月から 43 年 6 月までは時効により納付が不可能であり、申立期間全期間の国民年金保険料を納付することはできない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 青森国民年金 事案 22

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から52年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月から52年12月まで  
当時は納税組合に加入し、夫の国民年金保険料と併せて納付してきており、夫の保険料は納付済みとなっているにもかかわらず、未納とされていることには納付できない。  
また、所得税の確定申告書に、夫婦二人分の保険料納付額を記載し、申告していることから未納はあり得ない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和54年9月の時点では、申立期間の国民年金保険料の大部分は時効により納付できない期間である。

また、申立人は住所を変更しておらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は夫婦二人分を納付してきたと主張しているが、申立人から提出のあった所得税の確定申告書(控)により、それに記載されている国民年金保険料額と申立期間当時の保険料額とを突き合わせた結果、申立期間に納付された保険料は一人分であることが確認できることから、社会保険庁の記録どおり夫の分のみ納付されていたと考えるのが合理的である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 秋田国民年金 事案 29

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年3月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年3月から44年3月まで

20歳で結婚したとき、嫁ぎ先の義父に「国民年金に加入しておくから」と言われたことを記憶している。家族の保険料納付については世帯主の義父が、亡くなるまですべて行っており、未納期間があることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の義父が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与しておらず、義父も既に死亡していることから、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、社会保険事務所の記録によれば、申立人の国民年金手帳記号番号の払出し時期は、昭和44年10月であり、20歳に遡及<sup>そきゅう</sup>した資格取得となっていることが確認できる。この時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる関連資料等も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 福島国民年金 事案 24

### 第1 委員会の結論

申立人の平成5年9月から8年10月までの国民年金保険料については、納付していたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年9月から8年10月まで

申立期間に係る国民年金加入と保険料納付について照会申出書を提出したところ、加入及び納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

平成5年9月1日にA協同組合における資格を喪失したあと、健康保険に任意継続加入していた。8年10月1日から(有)Bで厚生年金保険に加入した。社会保険の任意継続加入は2年間であり、3年間のうち1年間も健康保険に加入しないということはない。当然国民年金に加入していたと思う。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料を所有しておらず、かつ、国民年金の加入手続の場所、同保険料の納付の金額及び納付方法等は不明確であり、国民年金手帳に係る記憶も無い。また、申立人に代わり保険料を納付していたとされる妻は、厚生年金保険の被保険者であったこともあって、申立人に係る国民年金の加入状況や同保険料の納付方法及び納付金額等についての記憶が曖昧である。

さらに、健康保険の任意継続及び国民健康保険への加入により国民年金にも当然加入したことになる旨を申立人は主張しているが、制度上、健康保険に加入したことをもって国民年金に自動的に加入となることは無く、国民年金の加入手続は必要であり、加入を当然とする根拠は無い。

加えて、国民年金手帳記号番号は昭和46年に夫婦連番で払い出されてい

るが、夫婦共に未納期間が散見される。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 福島国民年金 事案 26

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年5月から43年7月までの期間及び44年10月から50年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和15年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和42年5月から43年7月まで  
② 昭和44年10月から50年3月まで

友人と電気関係の仕事をしており病気になったら大変なので、国民健康保険に加入し、国民年金にも一緒に加入した。毎月、国民健康保険料と国民年金保険料は一緒に納入していた。

A社の仕事を請け負っていた時期もあり、仕事もA社の場所で、A社と取引関係のあったB銀行C支店に毎月納付書を持って自分で窓口へ納付していた。

仕事の業績は悪くなかったし、税務署にも青色申告を勧めめられていたため、未納となっていることは考えられない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す預金通帳、確定申告書等の資料は無い。

また、①申立人が所持する「みかん色」の年金手帳は、昭和49年11月以降に発行されたものであり、さらに、②申立人の国民年金手帳記号番号とその直前に払い出された複数件の記号番号の被保険者の年金記録内容を比較した結果によると、申立人の記号番号は50年4月以降に払出されたものと考えられる。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続を行った時期について、「A社の



仕事を始めて2、3年経ってからである」と述べているが、A社との請負の契約開始は46年9月であることが確認できることから、国民年金手帳記号番号の払出時期と合致し、その時点では、申立期間の大半は時効により納付できない期間である。仮に、申立期間の国民年金保険料を納付したとすれば、特例納付及び過年度納付によることとなるが、申立人は「2、3か月分をまとめて支払ったことはあるが、数年分をまとめて納付したことはない」と述べており、申立人が申立期間の国民年金保険料を特例納付及び過年度納付により納付したとは考え難い。

加えて、申立人は「現在所持している年金手帳以外の別の年金手帳は所持したことはないと思う」と述べており、ほかの調査結果から考えても別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 福島国民年金 事案 27

### 第1 委員会の結論

申立人の平成2年8月から7年1月までの期間、7年4月、及び7年8月から8年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年8月から7年1月まで  
② 平成7年4月  
③ 平成7年8月から8年6月まで

平成2年8月から8年6月までの保険料をA支所で納入した。強制加入であり、納入するのが当然であるため、未納になっているのはおかしい。きちんと調べてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険と国民年金の切替手続や、申立期間の国民年金保険料の納付について、一切関与しておらず、すべて申立人の妻が行っていたと述べている。しかし、申立人の妻が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の資料は無く、また、申立人の妻に納付の事実関係を聴取しても、申立期間に係る申立人の厚生年金保険と国民年金の切替手続、申立期間の国民年金保険料額、納付方法等について記憶しておらず、納付場所についての証言も聴取が進むにつれ変わるなど曖昧であるなど、申立人の妻が申立期間に係る申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立内容の裏付けとなる証言は得られなかった。さらに、申立人の妻の国民年金保険料についても、申立期間中に未納が散見される。

加えて、申立人の名前の読み方について複数の氏名検索を行ってもほかの国民年金保険料の納付記録は確認できなかった。このほか、申立人が申立期間当時にほかの市町村に住所を移動した事実はないなど、申立期間中

に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 埼玉国民年金 事案 39

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和54年10月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年10月から61年3月

私は、昭和56年11月21日にA市に転入した際に国民年金に加入し、併せてB団地内の銀行に国民年金保険料を夫の分と一緒に何回かに分けて納付したにもかかわらず、申立期間について夫の分は納付済みで、私の分のみが未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、A市に転入した際に国民年金に加入し、併せてB団地内の銀行に国民年金保険料を夫の分と一緒に何回かに分けて納付したと主張しているが、保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、預金通帳等）が無い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和62年11月16日の時点では、申立期間の大半は時効により納付できない期間である。

さらに、申立人がA市に転入した時期の前後相当の期間について、A市の記録等を調べても、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、A市の記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和62年11月16日の後、昭和61年度分及び62年度分の保険料を過年度納付により62年12月6日から63年10月27日までの期間に何回かに分けて納付していることが確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 茨城国民年金 事案 48

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から50年3月までの期間、52年10月から53年3月までの期間、54年4月から55年3月までの期間及び55年7月から56年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年4月から50年3月まで  
② 昭和52年10月から53年3月まで  
③ 昭和54年4月から55年3月まで  
④ 昭和55年7月から56年6月まで

社会保険事務所において納付記録を確認したところ、昭和48年4月から50年3月までの期間、52年10月から53年3月までの期間、54年4月から55年3月までの期間及び55年7月から56年6月までの期間が未納とされていた。

申立期間当時、建設関係の自営業をしていたため、A銀行B支店や郵便局に行く機会が多く、市役所から送られてきた納付書で納付するか、納付が遅れたときは社会保険事務所の納付書で納付しており、これだけの未納期間があることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料をA銀行B支店又は郵便局で納付していたと主張しているが、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、保険料の収納日の状況から、一緒に納付していたと推測される申立人の夫についても、申立期間の保険料は、すべて共に未納となっていることから、申立期間の保険料を納付したとする主張は不自然である。

さらに、申立人の申立期間前後の保険料の収納日は、そのほとんどが保険

料の時効直前となっており、加えて、申立人には、申立期間以外にも複数の未納期間が見受けられ、保険料の納付に対する意識が高かったとは言い難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 茨城国民年金 事案 49

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 8 月から 51 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 8 月から 51 年 6 月まで  
社会保険事務所で納付記録を確認したところ、昭和 48 年 8 月から 51 年 6 月までの期間が未納とされていた。厚生年金保険手帳記号番号が二つあったので、統合する手続きをした際に国民年金保険料に未納があったため、5 万円弱の金額を一括して納付した記憶がある。  
このため、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 51 年 6 月又は同年 7 月に申立期間の保険料を一括して A 社会保険事務所に納付したと主張しているが、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 53 年 8 月 1 日以降に払い出されたことが確認できるとともに、申立期間の一部には時効により納付できない期間が含まれており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡もうかがえない。

なお、申立人は、過年度保険料となる昭和 51 年 7 月から 53 年 3 月までの 21 か月分の国民年金保険料を現金で納付しており、その納付額 4 万 8,190 円は、申立人が申立期間に納付したと主張する額の約 5 万円弱にほぼ一致している。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 栃木国民年金 事案 62

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年12月から46年2月までの期間及び46年4月から47年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和24年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和45年12月から46年2月まで  
② 昭和46年4月から47年9月まで

昭和47年12月に結婚し、国民年金に加入するために市役所の出張所に行ったところ、会社を辞めてから結婚するまでの期間が未納だったことが判明し、大変だったが一括で納付した。手続はすべて亡くなった夫が行ってくれた。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金加入手続を行い、保険料を納付したとする申立人の夫は既に死去しており、申立人から聴取しても、加入手続の時期、保険料を納付した時期、納付金額、納付方法等についての記憶が不明瞭であるため、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和49年6月に払い出されているところ、この時点で申立期間の大部分は時効により納付できない期間であり、これを納付するには特例納付によることとなる。納付記録を見ると、47年10月から49年3月までの国民年金保険料は、49年9月及び50年1月の2回に分けて過年度納付されているが、ほかに保険料を納付したことを示す関連資料（預金通帳、家計簿、確定申告書等）も無く、当該過年度納付とは別に、さらに特例納付したことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 栃木国民年金 事案 63

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 8 月から 48 年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 8 月から 48 年 5 月まで  
昭和 54 年 11 月ごろ、町役場から「国民年金保険料追納のお知らせ」というはがきを送付されてきており、過去の未納分の国民年金保険料を納めたと記憶しているので、調査してもらいたい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の所持する「国民年金保険料追納のお知らせ」のはがき（昭和 54 年当時町役場から未納者に対して発送されたもの）を持参して特例納付したと主張しているが、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡もうかがえない。

また、特例納付を行ったとする申立人の妻も納付場所や納付金額についてほとんど記憶が無く、はがきの中で案内されている「ねんきん相談所」に出向いた記憶も無い。

さらに、当該相談所に持参されたはがきは、通常は社会保険事務所職員が回収しており、国民年金保険料を納付するために当該相談所に出向いたとすると、はがきが申立人の手元に残っているのは不自然である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 栃木国民年金 事案 64

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 3 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 3 月から 47 年 3 月まで  
昭和 47 年ごろ、自宅に役場職員が訪ねてきて「今なら、国民年金をさかのぼって任意加入できる。」との説明を受け、その時に、役場職員に保険料を払った。

年金を請求するときに、国民年金の納付記録を確認したところ、申立期間について加入及び保険料の納付の確認ができないと言われた。役場職員に保険料を納めた記憶があるので納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、自宅に訪ねてきた役場職員に、国民年金保険料をさかのぼって納付したと主張しているが、保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人の納付における記憶も明確でないことから、国民年金保険料の納付状況が不明である。

また、当時、申立人は、役場職員から「今なら、国民年金をさかのぼって任意加入できる。」との説明を受け保険料を納付したと主張しているが、任意加入はさかのぼって加入することができず、しかも、社会保険庁及び市役所の台帳等において、加入手続の日を資格取得年月日としていることから、行政側の記録管理に齟齬はみられない。

さらに、申立人より、申立期間当時に係る夫の日記が提出されたが、国民年金の加入手続に関する記載はあるものの、申立期間の保険料納付をうかがわせる記述を見出すことはできない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 群馬国民年金 事案 17

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 4 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 4 月から 50 年 3 月まで

昭和 41 年 3 月に会社を退職した後に、国民年金に加入し、以後保険料を滞りなく納付していたと思っていたが、社会保険庁の記録では、申立期間が未納となっていた。

同居の家族（妻、父及び母）の保険料に未納は無く、自分の保険料だけに未納があるというのは考えられないことであり、納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は 9 年と長期に及んでいるにもかかわらず、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、しかも、申立人の記憶が曖昧<sup>あいまい</sup>なため、申立期間当時の具体的な国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が昭和 51 年 4 月 6 日に払い出されているところ、その事務が誤りである事情は見当たらず、かつ、申立人が加入したとする 41 年 4 月前後から申立期間に係る国民年金手帳記号番号払出簿を確認しても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されている形跡はうかがえない。

さらに、申立人家族の昭和 46 年度（申立期間内）の保険料納付状況を見ると、申立人の妻は昭和 46 年 12 月に納付書により 46 年 4 月から 12 月までの保険料を一括で納付した後、47 年 9 月に 47 年 1 月から 3 月までの保険料を過年度納付しているのに対し、申立人の母は 1 期 3 か月分の保険料を各期の納付期限までに納付していることが国民年金手帳から確認でき、家族が保険料を一緒に納付していた事情もうかがえない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判

断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 千葉国民年金 事案51

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年7月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年7月から51年3月まで  
昭和44年7月2日に国民年金に加入し、51年3月まで年額1万2,000円ぐらいの保険料をA銀行か郵便局で毎年納めていたので未納となっていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は81か月と長期間であるが、申立人がその間国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

申立人は、所持している国民年金手帳の「初めて被保険者となった日」の欄に昭和44年7月2日と記載されていることから、同日に国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、これは、法律上、申立人が厚生年金被保険者の資格を喪失して、国民年金被保険者の資格を取得した日が記載されているもので、国民年金に加入した日が記載されているものではない。このことは、この年金手帳の表紙の色が昭和49年から平成8年まで使われていたオレンジ色であり、B市の保管する国民年金被保険者名簿にも、申立人について、昭和52年5月に資格取得の事務処理がなされたことが記録されていることから明らかである。

また、申立人に対し、昭和44年当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらず、上記の国民年金手帳が交付された52年5月時点では、申立期間の大部分に当たる69か月分の保険料は時効により納付できない。

さらに、申立人は年額1万2,000円程度の保険料を納めたと主張しているが、年間保険料が1万2,000円を超えることとなったのは昭和50年以降であるので、その主張は不自然である。

加えて、申立人は印紙による納付は行ったことが無く、申立期間の保険料はA銀行又は郵便局で納付したと主張しているが、B市では、昭和46年度までは印紙検認方式を採っていたこと及び平成10年3月31日以前は郵便局で現年度納付を行うことはできなかったことが認められるので、申立人の主張はこの点でも不自然である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 千葉国民年金 事案52

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年11月から53年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年11月から53年1月まで

申立期間の国民年金保険料の納付記録が確認できなかった旨の回答があった。昭和46年11月にA区役所で国民年金への加入手続をし、何か月分か記憶していないが、1回の額は1,800円ぐらいの保険料を納めていた。48年にB市に転居後はC郵便局で1回3,300円ぐらいを納付したと記憶している。その後、夫が知らずに私の国民年金加入手続を54年7月に行ったため国民年金手帳には54年7月任意加入と記載されているが、申立期間については保険料を納めていたはずであり、未納となっていることには納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は、申立人が昭和46年9月A区に転入してから、48年1月のB市への転入を経て53年2月にD市に転入するまでの間の一部の75か月間と長期間であるが、申立人には、D市に転入した約1年4か月後の54年7月に国民年金手帳記号番号が払い出されており、申立人が主張するように、A区において、申立人に対し同手帳記号番号が払い出されたことを示す記録や資料は、A区役所にも、B市役所にも無く、そのほかに、同手帳記号番号の払出しをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間について、A区及びB市において国民年金保険料を現年度で納付してきたと主張しているが、その主張のように保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、預金通帳等）は無い。

さらに、A区において、国民年金手帳の交付を受けて長期間保険料を納付していたとすると、D市に転居し、1年以上経過した後に、申立人の夫が申立人の国民年金の加入手続を重ねて行ったとする申立人の主張は不自然である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 千葉国民年金 事案53

### 第1 委員会の結論

申立人の平成5年7月から6年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年7月から6年6月まで

申立期間の国民年金保険料について、A市役所に十数万円を一括で支払った記憶があるので未納とされていることには納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する年金手帳には、厚生年金保険記号番号のみが記載されており、申立期間は基礎年金番号導入前で、国民年金保険料を納付するには、国民年金手帳記号番号の払出しがなければならないところ、申立人は、平成5年7月に国民年金への加入手続を行ったと主張するが、国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、A市役所の職員が自宅に勧奨にきた後に保険料を一括で納付したと申立人は主張するが、勧奨の時期、納付の時期等について申立人の記憶はあいまいで、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、預金通帳等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 千葉国民年金 事案54

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年12月から48年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年12月から48年2月まで

昭和47年12月に会社を退職した際、続けて国民年金を納付するよう忠告され、年金に関心もあって、すぐにA区役所で加入手続を行い、国民年金保険料の支払いを始めたのに、申立期間について、保険料の納付記録が確認できず未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年12月に会社を退職後、すぐに国民年金への加入手続を行ったと主張しているが、申立人が所持する国民年金手帳には、国民年金加入年月日は48年3月1日で、任意加入と記載されている。

また、申立人は、昭和48年2月に結婚し、改姓したことが認められるが、B社会保険事務所の手帳記号番号払出簿及び申立人が所持する国民年金手帳には、いずれも結婚後の姓名が記載されているので、結婚後に国民年金に任意加入したことが推認され、申立人の主張するように、申立期間の当初に国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料（家計簿、預金通帳）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 千葉国民年金 事案 55

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 40 年 12 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 12 月から 50 年 3 月まで

A 区に居住していた 20 歳当時、区役所で国民年金に加入し、送付されて来た納付書に基づき、国民年金保険料を郵便局か銀行で納付してきた。その時に交付された国民年金手帳は、昭和 50 年に交付された手帳と重複すると思い廃棄した。

昭和 46 年 4 月に結婚して B 市に転居してからも引き続き郵便局か銀行で納付しており、私は、性格的に、納付すべきものを納付しなかったり、遅延して納付したりすることなどはないはずなので、申立期間に係る国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は、昭和 40 年 12 月から 50 年 3 月までの 9 年 3 か月間と長期間であるが、申立期間中には、二つの期間で合計 33 か月間の厚生年金保険の加入期間が含まれていて、申立人にその脱退手当金も支払われていること及び申立人は、結婚により昭和 46 年 4 月 A 区から B 市に転入して、50 年 10 月以降に国民年金手帳記号番号の払出しが行われていることから、申立内容には不自然な点がある。

また、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、預金通帳）も無い。

さらに、申立人は、その夫の保険料と自分の保険料を併せて納付していたと主張するが、申立人の国民年金手帳記号番号が夫と連番であることから、夫婦が同時に加入手続をしたことが推察されるところ、夫の国民年金の納付記録も昭和 46 年 4 月から 50 年 3 月までは未納となっている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 千葉国民年金 事案 56

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 4 月から 51 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月から 51 年 6 月まで

A 市 B 市民センターの職員の指導により、昭和 42 年に国民年金に加入し、さかのぼって昭和 36 年度から 41 年度までの分の国民年金保険料を昭和 40 年代後半に 3 年間ぐらいかけて納付し、42 年度以降の保険料は、毎月、同センターで納付した。

収入から保険料と税金を除いた額を妻に生活費として渡し、保険料と税金は自分で納付してきたので、申立期間に係る保険料が未納とされているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間のうち昭和 39 年度から 41 年度までの分の国民年金保険料については 40 年代後半に特例納付制度により納付したと主張しているが、特例納付の時期及び金額等についての記憶が明確でない。

また、窓口で保険料を納めていたと主張する昭和 42 年度以降、印紙検認方式による納付方法が採られていた 46 年度までの期間は、A 市の出先機関の窓口では保険料は納付できなかったことが確認できる。

さらに、昭和 39 年度から 41 年度までの分の保険料とともに 40 年代後半の特例納付期間に納めたとしている 36 年度から 38 年度までの分の保険料が、社会保険庁の記録では、昭和 55 年 3 月及び同年 6 月に附則第 4 条に基づく特例納付となっているなど、申立内容には矛盾がみられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 神奈川国民年金 事案 42

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 7 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 7 月から 49 年 3 月まで

私は、昭和 48 年 7 月に厚生年金被保険者資格を喪失した際、夫婦で A 区役所において初めて国民年金の加入手続を行い、その後は郵送された納付書により期限内に郵便局で保険料を納付したが、48 年 7 月から 49 年 3 月までの 9 か月の保険料が未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 48 年 7 月に夫婦で国民年金の加入手続をしたと主張しているが、申立人が所持している年金手帳には、表紙に「年金手帳」及び「社会保険庁」の記載（48 年の手帳であれば表紙に「国民年金手帳」及び「厚生省」と表示）があり、また、その色も当時発行されていたものではなく、49 年 11 月以降に発行された年金手帳であることから、被保険者台帳管理簿の記録のとおり、夫婦連番で 51 年 7 月に国民年金手帳記号番号が払い出されたと考えるのが合理的である。

さらに、払出時点では、申立期間は時効により保険料を納付できなかった期間であり、別に国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡はうかがえないほか、保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 神奈川国民年金 事案 43

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年8月、46年10月から同年11月までの期間、47年3月から48年2月までの期間、48年5月、48年7月から49年3月までの期間及び63年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女(死亡)  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和22年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和43年8月  
② 昭和46年10月から同年11月まで  
③ 昭和47年3月から48年2月まで  
④ 昭和48年5月  
⑤ 昭和48年7月から49年3月まで  
⑥ 昭和63年9月

亡妻の年金記録を社会保険事務所で確認した結果、厚生年金被保険者資格を喪失していた申立期間すべてについて国民年金保険料が未納とされていた。これら未納期間のうち、婚姻前の未納期間(5か月)の保険料については、妻自身がA区役所で納付していたと生前妻から聞いており、また、婚姻後の未納期間(20か月)については、昭和48年7月にB区役所において夫婦で初めて国民年金の加入手続を行った際、当該月の前後を含む未納期間すべてについて夫である自分が納付書により納付した。また、63年9月の保険料についても同様に夫である自分が納付しており、未納とされていることに納得がいかない。妻の遺族年金の受給にも影響があるので、記録の訂正をお願いしたい。

注) 申立ては、死亡した申立人の夫が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①から④については、社会保険庁の記録から平成4年2月19日に、申立期間⑥については3年2月21日に国民年金被保険者記録に追加・訂正登録されたものであることが確認でき、これらの申立期間当時は厚生年金保険

から国民年金への切替手続きが行われていなかったことから保険料は納付し得なかったはずであり、別に納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

また、申立期間⑤については、被保険者台帳管理簿によれば申立人夫婦は、夫婦連番で昭和 51 年 7 月に国民年金手帳の記号番号の払出しを受けたことが確認できることから、時効により保険料を納付できなかった期間と考えられ、別に国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 新潟国民年金 事案 62

### 第1 委員会の結論

申立人の平成11年3月から14年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年3月から14年8月まで

夫が平成11年3月に会社を退職し、私が国民健康保険の手續にA村役場に行った。その際、国民年金担当の職員と話しをしたが、国民年金の任意加入の手續はしていない。しかし、その後、納税組合から納付書が配られ保険料を納付していた。国民年金の任意加入保険料だったのならば、払い過ぎだと思うので返して欲しい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、既に国民年金の加入可能年数を満たしており、任意加入する必要がない期間を申し立てている。また、A村役場からは、通常、60歳を過ぎて任意加入する場合は被保険者の資格の申出書の提出が必要となるとの回答があるが、申立人自身も国民年金の任意加入手續はしていないと主張していることから、国民年金保険料を納付していたとの申立てには不合理な点がある。

さらに、申立人が国民年金保険料を納付したと主張する金額は、申立期間当時納付した国民健康保険料とおおむね一致している。加えて、申立人はA村役場内の銀行出張所で納付したことがあると主張しているが、申立期間当時、国民年金保険料は役場内の銀行出張所では納付できないこととなっており、申立人が納付した時期及び納付場所は介護保険料を納付した時期及び納付場所と一致していることから、申立人の記憶は他の保険料と混同している可能性が高い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 新潟国民年金 事案 63

### 第1 委員会の結論

申立人の平成11年3月から13年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年3月から13年9月まで

平成11年3月に会社を退職し、妻が国民健康保険の手続にA村役場に行った。その後、納付書が送付されてきて、妻が保険料を納付していた。申立期間当時は、妻が家計を管理しており、詳しいことは分からないが、国民年金の任意加入保険料だったのならば、払い過ぎだと思うので返して欲しい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、既に国民年金の加入可能年数を満たしており、任意加入する必要がない期間を申し立てている。また、A村役場からは、通常、60歳を過ぎて任意加入する場合は被保険者の資格の申出書の提出が必要となるとの回答があるが、申立人自身は国民年金の加入及び納付に関与しておらず、その妻も国民年金の任意加入手続はしていないと主張していることから、国民年金保険料を納付していたとの申立てには不合理な点がある。

さらに、その妻が国民年金保険料を納付したと主張する金額は、申立期間当時納付した国民健康保険料とおおむね一致している。加えて、妻はA村役場内の銀行出張所で納付したことがあると主張しているが、申立期間当時、国民年金保険料は役場内の銀行出張所では納付できないこととなっており、妻が納付した時期及び納付場所は妻の介護保険料を納付した時期及び納付場所と一致していることから、妻の記憶は他の保険料と混同している可能性が高い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 新潟国民年金 事案 64

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年6月から48年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年6月から48年9月まで  
申立期間の国民年金保険料の管理は親に任せていたが、国民年金手帳に割印があるので、母親が納付していたと思う。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、その母親が申立人の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、しかも、申立人自身は、国民年金の手続に直接関与しておらず、母親は高齢のため、申立期間当時の状況を聴取することができず、申立期間当時の国民年金の加入及び納付状況が不明である。

また、申立期間当時、同居家族で国民年金保険料を納付していたものはおらず、同居していた母親及び弟が保険料の納付を開始したのは、申立人と同じ昭和48年10月であり、この時期から保険料納付が行われたとみるのが妥当である。

さらに、申立期間の国民年金手帳の印紙検認記録欄には検認印がなく、切り離した際の割印のみであり、納付が行われていないものと推認される。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 新潟国民年金 事案 67

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年12月から50年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年12月から50年8月まで

私は、昭和46年12月に家業を継ぐ際、父親から「年金等の手続も考えるので、家業を継いでほしい」と言われたことを鮮明に記憶している。

父親は既に亡くなっており、今となっては話を聞くこともできないが、両親の国民年金保険料は納付済みとなっているのに、自分の分だけが未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、その父親が国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、しかも、申立人自身は国民年金の手続に直接関与しておらず、父親も既に他界しているため、申立期間当時の国民年金の加入及び納付状況が不明である。

また、申立人について国民年金の加入記録が確認できるのは、平成19年5月以降であるとともに、国民年金に加入すれば国民年金手帳が交付される場所、申立人は当時、国民年金手帳を持っておらず、父親からも渡された記憶は無いとしている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 長野国民年金 事案 35

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 4 月から 40 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月から 40 年 9 月まで

昭和 37 年 8 月から兄が経営する精肉店で働くことになり、いつのころかは不明であるが、社長（兄）が国民年金への加入手続をしてくれ、保険料は毎月給料から天引きして社長が納めてくれていた。45 年ごろと思うが、夫が国民年金の未納分をさかのぼって納めることができる最後の機会であるとの新聞記事を見て、社長に話したところ、数日後、社長から、市役所で調べ、過去の未納分も含めて納めてきたとの話があり、未納は無いと安心していただけ、未加入期間があるのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付については、当時勤務していた店の社長である兄（平成 14 年死亡）にすべて任せていたため、申立人自身は国民年金の手続に一切関与しておらず、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人が所持する国民年金手帳の資格取得年月日は、昭和 40 年 10 月 1 日（強制加入）と記載されており、それ以前に、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないこと、特例納付は未加入期間について納付することはできないこと、「さかのぼって納付できるのは、これが最後の機会であるという新聞記事を見た。」との申立てがあることから、社長が過去の未納分を含めて納付してきたと話したのは、55 年 5 月に特例納付した記録がある 40 年 10 月から 43 年 3 月までのことであると考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 愛知国民年金 事案 32

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年12月から45年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年12月から45年5月まで

私は、昭和44年12月に会社を退職し、厚生年金保険被保険者である夫の扶養親族となったが、退職後直ちにA市役所で国民年金の任意加入手続を行った記憶があり、申立期間について未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは、昭和45年5月26日であり、申立人が国民年金へ任意加入して資格を取得したのは、同年6月1日とされている。申立人が同年6月1日に国民年金の資格を取得した点については、申立人の前後の国民年金手帳記号番号の任意加入被保険者について資格取得年月日を確認した結果から不自然さは認められず、申立人が同日に国民年金の資格取得手続を行ったことについて、否定する事情は見当たらない。

したがって、申立期間は国民年金の任意加入の対象となる期間であり、制度上、加入手続を行った時点からさかのぼって加入することはできず、申立期間の国民年金保険料を納付することができない。

また、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付したことを示す家計簿等の関連資料が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 愛知国民年金 事案 33

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 2 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 2 月から 38 年 3 月まで

私は、申立期間当時、理容店に勤務しており、国民年金保険料は、町内会の役員の方が自宅まで集金に来ていた。集金人は、年金手帳の右側に印紙を貼<sup>は</sup>ってくれたが、領収印は押してくれず、「市役所に右側の部分を保管してあるので領収印が無くても大丈夫」と言われたこと、納付額が3か月分で300円であったことははっきりと覚えているので、申立期間について国民年金保険料の納付があったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿等)が無く、申立人から聴取しても、加入手続を自分で行った記憶が無く、国民年金手帳が送付されてきたという時期も明確でない。

また、申立人は、国民年金の加入資格を取得した昭和 37 年 2 月から納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、38 年 7 月 15 日に払い出されており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金の加入時期が昭和 38 年 7 月であるとする、申立期間の国民年金保険料は過年度納付となるが、申立人が居住していたA市では市の窓口及び集金人ともに過年度保険料の徴収は行っておらず、申立人自身も申立期間に係る国民年金保険料を過年度納付した記憶は無いとしている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 愛知国民年金 事案 34

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から50年3月まで

私は、昭和43年2月の国民年金の加入時から60歳になるまで国民年金保険料を漏れなく納付してきたつもりである。

申立期間について、確かに納付したという記憶は無いが、当時は母及び弟と一緒にクリーニング業を営んでおり、国民年金保険料などの集金に対しては母か私のどちらかが納付していた。

また、弟の申立期間の国民年金保険料は納付済みとされており、私の分が未納とされていることには納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料は無く、申立人自身、申立期間の国民年金保険料を納付していたとする具体的な記憶は無いとしている。

また、申立人が居住していたA市は、昭和49年度末まで集金人による印紙検認方式により国民年金保険料の集金を行っていたが、申立人が所持する国民年金手帳には、申立人が国民年金に加入した当初から48年度までの検認記録があり、さらに、納付方法が領収書方式に変わった50年度以降については領収書があることから、申立期間のみ国民年金保険料の納付を証明する記録（国民年金手帳の検認印）が無いのは不自然である。

加えて、申立人と一緒に国民年金保険料を納付していたとしている申立人の母についても、申立期間は未納となっている上、申立人の弟も申立期間の国民年金保険料については特例納付及び過年度納付により昭和50年11月に納付している。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 富山国民年金 事案 11

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 8 月、50 年 4 月から同年 5 月までの期間、51 年 4 月から同年 12 月までの期間、52 年 10 月から 53 年 3 月までの期間、53 年 6 月、53 年 9 月、56 年 12 月から 58 年 5 月までの期間、63 年 7 月から平成元年 3 月までの期間及び元年 10 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 8 月  
② 昭和 50 年 4 月から同年 5 月まで  
③ 昭和 51 年 4 月から同年 12 月まで  
④ 昭和 52 年 10 月から 53 年 3 月まで  
⑤ 昭和 53 年 6 月  
⑥ 昭和 53 年 9 月  
⑦ 昭和 56 年 12 月から 58 年 5 月まで  
⑧ 昭和 63 年 7 月から平成元年 3 月まで  
⑨ 平成元年 10 月から同年 12 月まで

上記期間に係る国民年金保険料納付記録について、社会保険事務所に照会したところ、記録上確認できなかったとの回答をもらった。

しかし、申立期間のうち昭和 63 年から平成元年までの期間については、送られてきた納付書により保険料を確かに納めたと記憶している。

昭和 47 年から 58 年までの期間については、当時納付書が送付されてくれば保険料を納付したはずである。また、国民年金の加入手続を行わなかったものの、市町村又は社会保険事務所が納付書を送付しなかったことにより未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和 63 年から平成元年までの期間については、国民年金手帳記号番号の払出が平成 3 年 1 月となっていることから、申立期間の一部は時効により保険料を納付できない期間であり、申立期間について別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当

たらない。

また、申立人は平成2年1月以降において滞りなく保険料を納付したと主張しているが、社会保険庁の記録では同月から同年12月までの期間の保険料は過年度納付となっており、申立内容との間に相違がみられるとともに、申立期間において申立人が保険料を納付したことを示す関連資料は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 2 申立期間のうち、昭和47年8月から58年5月までの期間については、申立人自身が国民年金の加入手続を行ったことがないことを認めているほか、国民年金手帳記号番号の払出が平成3年1月となっていることからみても、その時点で当該期間の保険料を納付することは時効により不可能である。
- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 富山国民年金 事案 12

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 4 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 4 月から 49 年 3 月まで

当時、町内会の人々が国民年金保険料の集金に来たときに、まだよちよち歩きの次男がそばに来て邪魔をしていたと記憶しているため、昭和 43 年ころには保険料を納付していたと思う。

申立期間に保険料を納付していたことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間については、申立人の夫が厚生年金保険被保険者であるため、申立人が任意に国民年金に加入できるものの、加入手続前にさかのぼって被保険者資格の取得及び保険料の納付を行うことはできない期間となっている。

また、申立人の国民年金の任意加入時期については、社会保険事務所の国民年金被保険者台帳、国民年金手帳記号番号払出簿等いずれの資料においても昭和 49 年 4 月となっている。さらに、申立人が申立期間に係る国民年金の加入手続を行ったとする夫及び申立人共に、手続を行った時期についての明確な記憶が無く、申立期間当時に使用されていた様式の国民年金手帳の交付についても見たことが無いとするなど、申立期間において任意加入したことを確認することができない。

加えて、申立人が申立期間において保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿等）も無く、ほかに納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 富山国民年金 事案 13

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 7 月から 59 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 34 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 7 月から 59 年 6 月まで

昭和 59 年ごろ、勤務していた事業所からお金を借り、未納であった 56 年 7 月から 59 年 6 月までの国民年金保険料を一括で納付したにもかかわらず、記録上、納付事実が確認できなかつたとされたことに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 59 年ごろ、その母親が当時申立人の勤務していた A 事業所の社長に未納保険料の納付について相談し、その結果、社長からお金を借りて、国民年金保険料を納付したと主張している。

しかし、申立人が申立期間において国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、申立人に事情を聴取しても記憶が明確でないため、保険料の納付金額等も不明である。

また、申立人が同社からお金を借りたとする昭和 59 年時点では、最も早い 1 月であっても、申立期間の一部は時効により納付できない期間である上、さらに、申立人の母親も申立人の国民年金保険料借入のために同社の社長と面談した記憶は無いとしているなど、申立期間に国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 富山国民年金 事案 14

### 第1 委員会の結論

申立人の平成2年2月から同年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 40 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年2月から同年5月まで

平成2年2月に事業所を退職後、市役所から納付案内書が届いたので、市役所へ行き国民年金保険料を納付したにもかかわらず、記録上、納付事実が確認できないとされたことに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成2年2月にA事業所を退職した後、同年4月か5月ごろに市役所から納付案内書が送付されてきたため、すぐに市役所へ赴き、国民年金保険料を窓口で納付したと主張している。

しかし、加入手続の有無、納付したとする保険料額が実際の保険料額と大きく異なるなど申立期間当時の記憶が明確で無い上、申立期間当時の国民年金手帳記号番号払出簿を調査した結果、申立人に係る国民年金手帳記号番号は確認できなかったことなどから、申立人が、未加入とされている申立期間について、当時、国民年金の被保険者資格を取得し、保険料を納付したとは考え難い。

また、申立人は、昭和61年8月21日にB事業所を退職し厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後、同年9月1日にC事業所に入社し同保険の被保険者資格を再取得しているが、その間の同年8月分についても、国民年金の資格取得手続を行わず、未加入となっているなど、年金に対する関心が高かったとも考え難く、ほかに申立期間について国民年金保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 富山国民年金 事案 15

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から同年9月まで

母から、私が20歳になってからの国民年金保険料はすべて納付していたと聞いているが、申立期間の保険料のみが未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期は、払出簿の記録及び申立人の母親が国民年金に任意加入した時期からみて、昭和50年12月ごろであると考えられ、このことは、申立人が20歳となった46年4月から48年3月までの期間及び48年10月から50年3月までの期間の保険料が50年12月に一括して納付されていることからもうかがわれる。また、50年12月の時点では、申立期間は時効により納付できない期間であり、かつ特例納付により納付できる期間にも該当しないほか、申立期間について別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、その母親から申立人の保険料の納付の時期、金額等について聞いていないとしており、申立期間に係る保険料の納付状況は不明である。

加えて、申立期間において申立人の母親が、申立人の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 石川国民年金 事案6

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和12年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から53年3月まで

申立期間に係る国民年金保険料については、夫(当時)が納付していたはずである。未納とされていることには納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料の納付を自分ですることとなったのは昭和57年ごろからであると記憶しており、それ以前は夫(当時)が納付していたはずだが、具体的にいつ国民年金に加入し、どのように保険料を納付していたか自分は承知していないと述べている。

また、申立人の夫(当時)は、申立人の国民年金への加入は離婚(昭和60年)の7年くらい前に行い、1年間程度保険料を納付した後、「今後は自分で納付するように」と申立人に納付書を送付し、それ以前に申立人の国民年金について加入手続及び保険料納付をした記憶は無いと述べている。

さらに、社会保険庁の記録では、申立人は昭和53年3月7日付けで任意加入被保険者として被保険者資格を取得しており、加入手続も同時期に実施されたことが分かるが、この記録は申立人が所持する年金手帳のそれと合致している上、別の番号の年金手帳が払い出された形跡は無く、申立人及びその夫(当時)に別の年金手帳を持っていた記憶も無い。

加えて、このように、申立人の夫(当時)の記憶と社会保険庁の記録は、おおむね合致する一方で、申立人の、以前から夫(当時)が保険料を納付していたはずとする記憶はあいまいなものであり、申立期間に係る国民年金保険料の納付について確認できる関連資料等は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 岐阜国民年金 事案 29

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年5月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年5月から同年12月まで

国民年金の加入手続は母親が行い、保険料についても当初は母親が自分の分と一緒に自治会を通じて定期的に納付していた。20歳になった月からの8か月分が未納になっているが、その間の母親の保険料は納付済みであり、私の保険料も納付していたはずである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間に係る申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

また、申立人自身は国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の母親は、申立人が20歳になったところに加入手続を行い、以後、保険料を毎月納付していたはずであるとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の国民年金任意加入者の記録等から、昭和51年1月ごろに払い出されたと考えられ、氏名を複数の読み方で検索しても該当者はおらず、申立期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が住む旧A町では、自治会は当月分の保険料のみを集金していたため、申立人が国民年金に加入したと推定される昭和51年1月ごろの時点では、申立期間の保険料については、自治会では集金しなかったと考えられるが、申立人の母親は、後に口座振替に変更するまでは自治会以外で納付したことはなく、未納分をまとめて納付した記憶も無いとしている。

加えて、旧A町の20歳到達時における国民年金の適用については、成人式や広報での案内のみであり、個別には適用勧奨を行っておらず、前述の申立人の国民年金手帳記号番号払出時期及び旧A町における自治会の集金方法を併

せて考えると、申立人の国民年金保険料が昭和 51 年 1 月から納付とされていることに不自然さは無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 岐阜国民年金 事案 30

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和41年4月から46年3月まで

私は、25歳か26歳のころ（昭和46年ごろ）、今なら特例で20歳までさかのぼって納付することができるという聞き、3万円程度を役場で支払った記憶がある。今回、社会保険事務所に調査してもらい、国民年金手帳記号番号の払出しが昭和51年1月であったことは分かったが、それ以前に納付しているので、別の国民年金手帳記号番号があったはずである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年ごろに20歳にさかのぼって納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは申立人の妻と連番で51年1月に行われている。申立人は、その時点で加入手続を行った記憶は無いとしているため、複数の読み方による氏名での検索及び払出簿の調査を行ったが、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料や関係者の証言等はなく、そのほかに申立ての内容を裏付ける周辺事情も確認できない。

さらに、申立人は、特例納付の保険料の収納を行っていなかったA町役場で納付したと主張しており、申立期間に引き続き39か月の未納期間が存在するなど、申立内容に不合理な点が見受けられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 岐阜国民年金 事案 31

### 第1 委員会の結論

申立人の平成2年1月及び同年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年1月及び同年12月

私は、平成4年に国民年金資格取得を行った際、未納が生じないように納付をしたはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成4年に国民年金資格取得を行った際に、未納が生じないように納付をしたはずと主張しており、A町の国民年金被保険者名簿の資格取得年月日は、3年12月28日となっており、同月以降の国民年金被保険者期間はすべて納付済みになっていることから、申立人の主張を裏付けるものである。

しかし、社会保険庁の記録によると、平成12年6月に国民年金加入記録を整理した結果、申立期間について国民年金の未加入期間が判明し、その時点では時効により納付ができないため結果的に未納となったと考えられる。

また、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料や関係者の証言等はなく、申立人は平成4年当時に役場で納付したという記憶はあるものの、銀行等での納付（申立期間は過年度保険料となる）の記憶は不明であり、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものとは認めることはできない。

## 岐阜国民年金 事案 32

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 43 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 43 年 3 月まで  
昭和 36 年 4 月から 43 年 3 月までの国民年金保険料については、45 年ごろ市役所で国民年金の加入手続を行った時にさかのぼって支払いをしたはずである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 45 年ごろ、市役所で国民年金の加入手続を行い、その場で申立期間に係る国民年金保険料をさかのぼって納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は 50 年 10 月に払い出されていることから、45 年に特例納付することはできず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、国民年金保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、市役所では特例納付の保険料の収納は行っておらず、また、申立人は納付金額について記憶が無いなど、申立内容に不合理な点が見受けられる。

このほか、申立人には、申立期間後の昭和 45 年 4 月から 50 年 3 月までの 60 か月及び 55 年 2 月から平成 2 年 2 月までの期間のうち 11 か月の未納期間が存在する。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 静岡国民年金 事案 50

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年3月から54年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年3月から54年1月まで

私は、昭和43年3月に結婚をし、婚姻届と同時に国民年金の加入手続をし、国民年金保険料については、金融機関に勤めている夫が毎年6月と12月（ボーナス支給月）に納付していた記憶があり、申立期間が未納とされていることには納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の申立人に係る年金記録及び申立人が居住する市の被保険者名簿のいずれも、申立人は、申立期間中、国民年金に加入していなかったこととされており、申立人から提出された昭和53年度の領収書の写しにも、昭和53年4月から54年1月までの保険料については「納付不要」との表示がされている。

また、申立人の国民年金手帳記号番号払出日は、昭和53年11月21日であり、その時点では、申立期間の大半は時効となり、かつ、申立期間は任意加入の対象となる期間であることから、制度上、さかのぼって加入することはできず、国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、申立人は、婚姻届の提出と同時に国民年金の加入手続をしたと主張しているが、その記憶は、具体性が無く曖昧であり、申立人の夫も、6月及び12月に納付していたとする国民年金保険料の金額についての明確な記憶は無い。

加えて、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことがうかがわれる形跡も見当たらない。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 静岡国民年金 事案 51

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年9月から50年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年9月から50年6月まで

申立期間は、個人で事業を営んでおり、母親に生活費を渡し、その中から国民年金保険料を支払ってもらっていた。当時は、町内会で集金に来ており、母親が保険料を支払うのを見たことがあるし、母親から、私の保険料を納めていると聞いたこともある。私自身も母親の代理で一度集金をした記憶があり、申立期間が未納とされていることには納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の申立人に係る年金記録及び申立人が居住する市の被保険者名簿のいずれも、申立人は、申立期間中、国民年金に加入していないこととされており、申立人も、自ら申立期間に係る加入手続を行った記憶は無いとしているほか、一度だけ申立人の母親の代理で行ったとする保険料の集金の際、集金のための台帳上に自分の名前が記載されていることは確認していないとしている。

また、申立人は、国民年金加入の対象でなかった申立人の父の分を含めて国民年金保険料を集金人に納付していたと認識しており、当時の記憶が明確であるとは認め難い。

さらに、申立人は、申立期間中、国民年金保険料の納付を自分自身では行っておらず、申立人の母親に任せていたとしているが、その母親は既に死亡しており、保険料の納付状況について確認することができない。

加えて、申立人の国民年金手帳記号番号払出日は、昭和50年10月17日であり、その時点では、申立期間の大半は時効となるが、特例納付を行ったという主張は無い。

このほか、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 静岡国民年金 事案 52

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年5月から同年8月までの期間及び43年9月から47年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年5月から同年8月まで  
② 昭和43年9月から47年12月まで

昭和46年5月、市役所に婚姻届を提出したとき、国民年金保険料の未納期間があることを指摘され、指示された金額を一括納付した。

一括納付後の期間については、妻の分と一緒に自治会集金により保険料を納付していたはずであるが、妻の分のみが納付済みとされ、私の分は未納とされていた。

昭和49年に現在手元にある年金手帳に切り替わったが、そのとき、領収書を貼付<sup>ちようふ</sup>していた前の手帳が戻って来なかったため、申立期間に納付していたことの確認ができない。

申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が、婚姻届を提出した昭和46年5月は、第1回の「特例納付」が実施されていた時期に当たり、それまでの未納期間分の国民年金保険料を納付することが可能であったが、申立人は、一括納付したとする保険料の金額及び納付の対象となった期間並びに納付した場所については記憶が無く、一括納付をしたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も見当たらない。

また、申立人の年金記録によれば、申立人の国民年金手帳記号番号の払出年月日は、昭和49年11月2日であり、50年2月27日に、48年1月から49年3月までの保険料が一括で納付された記録が残っていることから、当時、時効にならなかった期間の分だけさかのぼって保険料が納付されたことがうかが

われる。

さらに、婚姻後の期間について、申立人が自治会の集金により保険料を納付していたことを裏付ける客観的な資料等が無いほか、自治会による集金では、国民年金のみならず、国民健康保険の保険料も納付していたとしていることから、同期間中、申立人が納付していたとするものが、確かに申立人の国民年金保険料であったとは言い難い。

加えて、申立人は、昭和 49 年に、現在、手元にある国民年金手帳に切り替わったとしているが、申立人の年金記録上、同年 11 月に払い出されたとされる国民年金手帳記号番号以外に、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も認められず、ほかに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 静岡国民年金 事案 53

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 8 月から 39 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 8 月から 39 年 3 月まで

昭和 37 年 8 月から自治会が町費等を集金しており、私はそこで国民年金保険料を納付していた。国民年金手帳は 3 冊あったが、1 冊目は、市役所の出張所で記録を確認して判を押してくれたので捨ててしまった。

国民年金の資格を取得していながら国民年金保険料を納付していないとされているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の年金記録上、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日は、昭和 39 年 11 月 5 日とされており、当時の国民年金手帳記号番号払出簿の申立人について記載された欄には「適用促進」との記載がある。

この「適用促進」は、その時点まで国民年金の加入手続が未済であった者に対して、加入の勧奨を行ったことを表しており、申立人については、国民年金手帳記号番号の払出日に近い時点で、この勧奨を受けて加入手続をとったものとみられることから、昭和 37 年 8 月から国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたとの主張とは矛盾している。

また、申立期間は、国民年金手帳記号番号の払出日からみると、過年度に当たるため、自治会による集金では納付することができない。

さらに、当時、申立人の保険料を支払ったとする両親はすでに死亡しており、申立人に聴取しても、申立人の国民年金加入手続を誰が行ったのか記憶に無く、納付状況についても不明である。

加えて、申立人が申立期間中、国民年金保険料を納付していたことをう



かがわせる客観的な関連資料等も無く、申立人について、ほかの国民年金記号番号が払い出された形跡も認められない。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 大阪国民年金 事案 21

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 9 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 9 月から 53 年 3 月まで

昭和 52 年 8 月に夫が会社を退職し、同年 9 月に自営業となったので、夫と共に国民年金の加入手続をした。二人分一緒に国民年金保険料を納めてきたが、私の分だけ未納であるということに納得できない。また、申立期間について、夫が提出した所得税の確定申告書（控）から、国民年金保険料を納付していると思われるので調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の年金手続状況について見ると、申立人は、国民年金の加入手続や保険料納付を夫婦一緒に行っていたと申し立てている点については、国民年金手帳の払出記号番号が夫婦連番で付されており、また、国民年金保険料の納付日が確認できる昭和 59 年 10 月からは夫婦が同じ日に納付していることが確認できる。

しかしながら、国民年金の加入手続を行ったのは、申立人の夫が会社を退職し、申立人が強制加入となった時点から約 2 年後の昭和 54 年 10 月となっており、夫婦共に国民年金保険料をさかのぼって納付していることが確認できる。また、この過年度納付の期日を見ると、夫は 54 年 10 月 31 日、申立人が 54 年 12 月 28 日と異なる日付となっている。

さらに、申立人は所得税の確定申告書（控）を基に納付したとしているところ、過年度納付の行われた昭和 54 年分の確定申告書（控）に記載のある社会保険料控除額は、申立期間分の保険料を除いた金額と一致しており、保険料を納付していた事実は確認できない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 福井国民年金 事案 12

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 8 月から 38 年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 8 月から 38 年 7 月まで

昭和 37 年 7 月末に事業所を退職後、通算年金制度を理解していたので国民年金に加入し国民年金保険料を納付していたが、社会保険庁の記録は、37 年 8 月から 38 年 7 月まで未納となっているので記録を訂正してほしい。

国民年金保険料を納付していたとする理由は、①当時、母親がA市の国民年金保険料の集金人であったこと、②昭和 38 年 7 月からB事業所に採用されたが、その面接試験に法的義務を果たさず臨むことは無く、その際に公租公課の支払い状況を聞かれて「支払っている」旨を回答したと記憶していること、③採用者側も、公租公課等、職務上の義務を果たしていない者を採用することは社会通念上考えられないこと、④採用された後に、自らA市に赴き資格喪失届を提出しており、その時点で国民年金保険料の未納があれば、さかのぼって支払っているはずであることが挙げられる。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、B事業所に採用された後の昭和 38 年 8 月 2 日に払い出されており、37 年 8 月 1 日に遡<sup>さきゆう</sup>及して資格を取得し、38 年 7 月 20 日に資格を喪失しているが、この事務処理は、国民年金手帳記号番号払出日において、資格取得と資格喪失の期日がすでに経過しており、同一日に事務処理が行われたことがうかがえる。

また、申立人が申立期間中に国民年金保険料を納付するためには、県厚生部国民年金課の採用前に国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、ほかの国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、通算年金制度を理解していたとしており、旧制度である通算老齢年金は、各公的年金制度の加入期間を通算対象として支給されるが、申立人の加入期間は、当時 11 か月であり、1 年未満の保険料納付期間があっても国民年金期間は合算の対象にならないことを理解していたこともうかがえる。

加えて、申立人は、A 市の依頼で国民年金保険料の集金を行っていた母親に現金を渡していたと主張しているが、申立期間当時、A 市の申立人が居住していた住所地においては、国民年金保険料の納付組織の存在は確認できなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 滋賀国民年金 事案 17

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年2月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年2月から55年3月まで

国民年金の納付記録を社会保険事務所に照会したところ、昭和45年2月から55年3月までの国民年金保険料の納付が確認できなかった旨の回答を受けた。

昭和55年7月にA市からB町に住所を変更しており、納付開始時期が、B町に転入後の55年7月以降であれば理解できるが、社会保険庁の記録では、55年4月以降の国民年金保険料が納付済みとなっており、記録自体が誤っている。

昭和45年2月から55年3月までの保険料も納付していたことは間違いないので未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間における国民年金保険料の納付額等についての記憶は曖昧である上、納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人が申立期間に係る保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、昭和55年7月にA市からB町に住所を変更したにもかかわらず、社会保険庁の記録では、55年4月から6月までの保険料が納付済みとなっている記録自体が誤りであると申し立てているが、55年4月から6月までの保険料は現年度分保険料であるため、転居後にB町で納付することが可能である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期は、申立人の前後に国民年金手帳記号番号が払い出されている国民年金への任意加入被保険者7名の資格取得日が昭和55年2月1日であることから、55年2月であることが確認

できるが、この時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 滋賀国民年金 事案 18

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年2月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年2月から55年3月まで

国民年金の納付記録を社会保険事務所に照会したところ、昭和45年2月から55年3月までの国民年金保険料の納付が確認できなかった旨の回答を受けた。

昭和55年7月にA市からB町に住所を変更しており、納付開始時期が、B町に転入後の55年7月以降であれば理解できるが、社会保険庁の記録では、55年4月以降の国民年金保険料が納付済みとなっており、記録自体が誤っている。

昭和45年2月から55年3月までの保険料も納付していたことは間違いないので未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間における国民年金保険料の納付額等についての記憶は曖昧である上、納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人が申立期間に係る保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、昭和55年7月にA市からB町に住所を変更したにもかかわらず、社会保険庁の記録では、55年4月から6月までの保険料が納付済みとなっている記録自体が誤りであると申し立てているが、55年4月から6月までの保険料は現年度分保険料であるため、転居後にB町で納付することが可能である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期は、申立人の前後に国民年金手帳記号番号が払い出されている国民年金への任意加入被保険者7名の資格取得日が昭和55年2月1日であることから、55年2月であることが確認

できるが、この時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 京都国民年金 事案 34

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 41 年 3 月まで

私は、昭和 41 年 5 月に家屋が火災で喪失したので、国民年金保険料を払い続けることはできなかったが、42 年 7 月になって市役所に行き、国民年金を継続して加入しようとしたところ、新規取得で任意加入とされた。証拠となる資料は何も残っていないが、国民年金には保険料額が月額 150 円のと看から加入してきたはずであり、納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する昭和 46 年 4 月 1 日発行の国民年金手帳では、申立人は、昭和 42 年 7 月に任意加入していると記載され、この加入日はA市が保管している国民年金被保険者名簿の記載と一致している。

また、申立人は、申立期間を含め現在までA市に居住しており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間は5年と長期間であり、その申立期間には国民年金と重複して加入できない厚生年金保険の被保険者期間が含まれており不自然である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 京都国民年金 事案 35

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 7 月から 56 年 9 月までの国民年金保険料については、納付したものと認めることができない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 30 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 7 月から 56 年 9 月まで

私たち夫婦は、昭和 54 年 7 月から 4 年余り、A 市に住んでいた。当時の国民年金保険料は、夫の分と併せて金融機関への振り込みにより納付していた。ところが、社会保険庁の記録では夫は国民年金保険料をすべて納付しているのに、私については、55 年 7 月から 56 年 9 月までの国民年金保険料が未納とされている。保険料は二人分をまとめて納付していたので私の分だけ未納であるはずがない。記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 54 年 7 月から 58 年 11 月までの 53 か月間の国民年金保険料については、当時在住していた A 市において、申立人の夫の分と一緒に銀行振り込みにより納付していたと主張しているが、夫の保険料に関しては、A 市においてすべて納付されているのに対して、申立人の保険料については、54 年 7 月から 55 年 6 月までの分についてのみ同市に納付されていることが確認でき、申立内容には不合理な点がみられる。

また、B 市は、国民年金保険料の収納に当たって、昭和 58 年 12 月に、前住所地の A 市に対し、申立人の納付状況を照会し、納付期間が 52 年 4 月から 55 年 6 月までであることを確認している。

さらに、申立人は B 市において、A 市在住当時未納となっていた期間のうち昭和 56 年 10 月から 58 年 11 月までの 26 か月について、59 年 1 月以降、数次にわたって過年度及び現年度納付しているが、55 年 7 月から 56 年 9 月までの 15 か月については、A 市在住時の 58 年 11 月に時効が完成し、これ以降は納付できなかったものと考えられる。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したものと認めることができない。

## 京都国民年金 事案 36

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 6 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 6 月から 41 年 3 月まで

私は、平成 18 年 6 月に 65 歳となったので、年金裁定請求を行ったところ、申立期間が未納とされ、支給されなかった。この決定に対し不服申立てを行ったが、平成 18 年 10 月に棄却決定があった。

私は、昭和 42 年 3 月に国民年金の加入手続を行い、窓口の職員に勧められて 5 年分の保険料をさかのぼって支払うため、自宅に保険料相当額を取りに帰った記憶もあり、未納とされることには納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する国民年金手帳が交付された昭和 42 年 3 月時点では、既に申立期間の一部が時効により納付できない期間であり、当時は特例納付が実施されていた時期ではない。

また、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間は約 5 年と長期間である上、申立期間には厚生年金保険加入期間が含まれている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 京都国民年金 事案 37

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から41年3月まで

私は、平成17年2月に65歳となったので、年金裁定請求を行ったところ、申立期間が未納とされ、支給されなかった。この決定に対し不服申立てを行ったが、平成17年8月に棄却決定があった。

昭和42年3月、夫が私の分と一緒に国民年金の加入手続きを行い、窓口の職員に勧められて5年分の保険料をさかのぼって支払うため、夫が自宅に保険料相当額を取りに帰った記憶もあり、未納とされることには納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する国民年金手帳が交付された昭和42年3月時点では、既に申立期間の一部が時効により納付できない期間であり、当時は特例納付が実施されていた時期ではない。

また、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間は5年と長期間である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 兵庫国民年金 事案 52

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 12 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 12 月から 61 年 3 月まで  
社会保険事務所の記録では、昭和 58 年 12 月 16 日資格喪失となっているが、当時、資格喪失届を提出した記憶はなく、第 3 号被保険者となる 61 年 4 月まで任意加入を続けていたはずであり、国民年金保険料を納めたものと思っていたので、未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、預金通帳等）が無い。

また、申立人は、主に納付書で最寄りの金融機関にて、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、A 市の収滞納記録によれば、申立人の国民年金保険料は、申立期間前の納付済期間においては主に銀行の口座振替で納付されていることから、申立人の主張と異なっている。

さらに、申立人は申立期間について、国民年金保険料の納付金額の明確な記憶も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年1月から49年3月まで

昭和44年11月に会社を退職後、当時住んでいたA市に集金人が来ていて、「今から国民年金保険料を納付すれば、多く年金がもらえるから納付した方がいい。」と言われ、集金人に3か月ごとに国民年金保険料を納付した記憶がある。

社会保険庁の記録では未納とされている申立期間について、領収書は保存していないが、調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、また、申立人が行ったとする国民年金加入手続の状況が不明であり、申立人は過年度納付や特例納付をした記憶はない。

また、申立人は、昭和48年2月にA市で払い出された国民年金手帳を所持しているが、国民年金手帳が発行された際に、検認印の押されていない昭和47年度の検認台紙が契印を押印した上で切り外され、A市の国民年金被保険者名簿でも未納の台紙の照合が行われたことが確認できる。

さらに、申立人は昭和48年6月にB市に転居しており、その際、A市で払い出された国民年金手帳記号番号で任意加入の手続を行っているが、B市では、昭和48年度の納付は検認印方式であったが、申立人の所持する国民年金手帳には検認印が無く、申立期間に係る別の国民年金手帳が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和63年12月から平成3年2月までの期間及び平成3年8月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和63年12月から平成3年2月まで  
② 平成3年8月から同年12月まで

会社を退職後すぐに、市役所で国民年金と国民健康保険の加入手続を済ませ、銀行又は市役所で国民年金保険料を納付した。

震災で家が全壊したため、領収書は紛失しているが、当時の国民年金保険料額は月1万円強ぐらいだったと記憶しているので、調べてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

また、申立人が所有している国民年金手帳は、申立人が昭和63年12月に会社を退職する際に入手したものであると主張しているが、記載されている国民年金手帳記号番号は、平成6年4月に払い出された記号番号であり、また、申立期間に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、いずれの申立期間も時効により納付できない期間であり、申立人が記憶している国民年金保険料額は、申立期間の保険料額と異なっており、社会保険庁の記録から、平成6年9月に申立人が国民年金保険料を過年度納付した、平成5年度分の保険料額と推認される。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 兵庫国民年金 事案 55

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から48年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名： 女  
基礎年金番号：  
生 年 月 日： 昭和22年生  
住 所：

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間： 昭和46年4月から48年9月まで

私は、昭和46年度に自治会の世話役になった際に、隣人が国民年金に加入していることを知り、自分も加入しなければならないと思い、加入し納付してきた。

それにもかかわらず、社会保険庁の記録では、昭和46年4月から48年9月までが未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

また、申立人は、事務服を着た女性が自宅に来て、加入手続を行ったとしているが、A市に確認したところでは、申立期間当時、市職員が個別訪問して加入手続を行っていた事実は無いとしている。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点（昭和48年11月14日）では、申立人の夫が厚生年金保険被保険者であったことから、申立人の国民年金への加入は任意加入となり、申立期間である46年4月に遡<sup>そま</sup>及<sup>り</sup>して国民年金保険料を納付することはできず、また、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 兵庫国民年金 事案 56

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年2月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年2月から41年3月まで

昭和40年2月から41年3月までの国民年金保険料が未納になっているが、当時、市役所から委託された年配の女性が集金に来て、一人月額100円くらいの国民年金保険料を夫婦二人分まとめて支払った。この程度の国民年金保険料をその当時に支払えないということは考えられない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

また、昭和41年4月に、申立人に対し、申立人の夫と連番の国民年金手帳が発行されており、夫婦ともに、国民年金手帳の昭和40年度の納付欄には国民年金保険料の納付を示す検認印が無く、45年度の契印（割印）が押印されて印紙検認台紙が切り離されていることから、当該年度の国民年金保険料が未納であること、及び時効により納付ができないことをA市が確認して国民年金手帳から切り離したものと推認できる。

さらに、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらず、申立人は過年度納付や特例納付を行った記憶が無いとしていることから、記録にある国民年金手帳記号番号の払出日からすると、昭和40年度以前についても国民年金保険料を納付していたとは考え難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 兵庫国民年金 事案 57

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 12 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 12 月から 41 年 3 月まで

昭和 39 年 12 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料が未納になっているが、当時、市役所から委託された年配の女性が集金に来て、一人月額 100 円くらいの国民年金保険料を夫婦二人分まとめて支払った。この程度の国民年金保険料をその当時に支払えないということは考えられない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

また、昭和 41 年 4 月に、申立人に対し、申立人の妻と連番の国民年金手帳が発行されており、夫婦ともに、国民年金手帳の昭和 40 年度の納付欄には国民年金保険料の納付を示す検認印が無く、45 年度の契印（割印）が押印されて印紙検認台紙が切り離されていることから、当該年度の国民年金保険料が未納であること、及び時効により納付ができないことをA市が確認して国民年金手帳から切り離したものと推認できる。

さらに、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらず、申立人は過年度納付や特例納付を行った記憶が無いとしていることから、記録にある国民年金手帳記号番号の払出日からすると、昭和 40 年度以前についても国民年金保険料を納付していたとは考え難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 兵庫国民年金 事案 58

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年7月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名： 男  
基礎年金番号：  
生 年 月 日： 昭和24年生  
住 所：

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間： 昭和44年7月から50年3月まで  
大学在学中から家業を手伝い、昭和47年に大学卒業後、両親と3人で酒類小売業を営んでいる。50年にマンションを購入し、そのローンの返済と国民年金保険料の納付は口座振替で行ってきた。  
昭和44年7月から50年3月までが未納になっているが、両親からは全額支払っていると聞いている。  
両親と一緒に個人商店を営んでいて、両親は自分たちの保険料を納付しているのに、私一人分だけを納付しないなどあり得ない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の父母が、申立人の国民年金への加入手続や国民年金保険料の納付を行っていたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）がなく、申立人自身は、申立期間に係る国民年金の加入手続や国民年金保険料の納付に関与しておらず、国民年金の加入状況、国民年金保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人は、昭和50年3月に払い出された国民年金手帳のみを所持しているだけで、申立期間に係る別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、その時点で、申立期間の一部は時効により国民年金保険料を納付できない期間であるとともに、申立人は過年度納付をした記憶が無いとしている。

さらに、申立期間について、申立人の両親の領収書は保管されていたが、申立人の分の領収書は、一緒に保管されていなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 兵庫国民年金 事案 59

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名： 女  
基礎年金番号：  
生年月日： 昭和10年生  
住 所：

#### 2 申立内容の要旨

申立期間： 昭和36年4月から39年3月まで

昭和36年3月に結婚し、国民年金についてはすべて夫が手続も国民年金保険料の納付もしていた。夫の国民年金保険料はすべて納付済みとなっており、私の分も一緒に納付していたはずである。

当時、米穀店を営んでおり、集金は自治会が行っていたので、付き合いもあり納付しないわけにはいかなかった。

そのような状況で、私の分だけ3年も未納となっていることには納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の夫が、申立人の国民年金の加入手続や国民年金保険料の納付を行っていたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、また、申立人自身は国民年金への加入手続及び保険料の納付に関与していないため、国民年金の加入状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号払出日は、払出簿では不明であるが、A市の収滞納記録では、昭和39年4月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、40年8月3日に過年度納付していることが確認でき、39年10月以降の各期において3か月ごとに定期的に納付されていること、及びB社会保険事務局は、申立人の前後の国民年金手帳記号番号の払出日から、昭和39年7月17日以降に払い出された可能性が高いとしていることから、A市の収滞納記録と国民年金手帳記号番号の払出時期に不自然な点はない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのが、昭和39年7月以降であり、その時点で申立期間の一部が時効により納付できない期間となっており、申立期間について、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 兵庫国民年金 事案 60

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 4 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 4 月から 49 年 3 月まで

私は、役場職員から国民年金の加入手続が遅れているので、何年かさかのぼって納付するように言われ、何万円かを一括で納付した。妻と一緒に納付しているはずであるのに、妻の保険料が納付済みで私の保険料が未納になっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（領収書、家計簿等）が無く、また、申立人は、国民年金保険料をその妻と一緒に納付したと主張しているが、申立期間後の昭和 49 年 4 月から 51 年 3 月における国民年金保険料の納付状況をみると、申立人はその期間の国民年金保険料を 51 年 10 月に過年度納付しているのに対し、妻は現年度納付しており、申立人と妻との納付状況は異なっており、申立人の主張と相違しているほか、国民年金手帳記号番号の払出日についても、申立人（51 年 11 月 12 日）と妻（35 年 12 月 15 日）とでは異なっている。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日時点では、特例納付ができる期間ではなかったため、申立期間は時効により納付できない期間であり、また、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金加入手続が遅れ、年金受給資格を得るためにさかのぼって国民年金保険料を納付したと主張しているが、社会保険庁の記録では昭和 51 年 10 月に 49 年 4 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料を過年度納付、平成 11 年 3 月（60 歳）に任意加入して 1 か月分の国民年金保険料を納付していることから、申立人の国民年金保険料納付開始は、申立期間後の昭和 49 年 4 月からであったと推察される。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判

断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたと認めることはできない。



## 奈良国民年金 事案 35

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年3月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年3月から53年3月まで

過去にさかのぼって支払いができる特例納付の最後の期間ということで、その時に夫婦二人分の国民年金保険料をA市役所で支払った記憶がある。金額は覚えていないが、過去の納付していない分すべてを特例納付で納付した。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、特例納付の保険料をA市役所の国民年金を扱う課で納付したと主張しているが、市役所では特例納付の保険料を納めることができないものであるとともに、A市役所では、当時、職員が特例納付の保険料をいったん預かり金融機関等に納付するような扱いも行っていなかったことが確認できる。

また、夫婦そろっての特例納付保険料が高額になるにも関わらず、金額を覚えておらず、納付時期も曖昧であり、特例納付をしていたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 奈良国民年金 事案 36

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年4月から53年3月まで

過去にさかのぼって支払いができる特例納付の最後の期間ということで、その時に夫婦二人分の国民年金保険料をA市役所で支払った記憶がある。金額は覚えていないが、過去の納付していない分すべてを特例納付で納付した。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、特例納付の保険料をA市役所の国民年金を扱う課で納付したと主張しているが、市役所では特例納付の保険料を納めることができないものであるとともに、A市役所では、当時、職員が特例納付の保険料をいったん預かり金融機関等に納付するような扱いも行っていなかったことが確認できる。

また、夫婦そろっての特例納付保険料が高額になるにも関わらず、金額を覚えておらず、納付時期も曖昧であり、特例納付をしていたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 奈良国民年金 事案 38

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 3 月から 40 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 3 月から 40 年 12 月まで

私の国民年金保険料の納付記録は、会社勤め後の昭和 38 年 3 月分から、結婚前の 40 年 12 月分までが未納となっている。

結婚前の私の国民年金保険料については、既に死亡した母が納めてくれていて、母に茶色の年金手帳を見せてもらったことがある。母が、近所に住む集金人の女性に私の保険料を支払ってくれていた。

当時、同居していた兄の妻の名前も、私の当時の名前（旧姓）と同姓同名であったため、納付記録に間違いが生じた可能性があると思う。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料については母が納付してくれていたと申し立てているが、申立人の母が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、また、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与していないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等は不明である。

また、申立人の国民年金の手帳記号番号は昭和 41 年 7 月 1 日に払い出されており、その母が 38 年 3 月から 40 年 12 月までの申立人の国民年金保険料を集金人に支払っていたのであれば、申立人については別の手帳記号番号が払い出されていたはずであるが、社会保険事務所において申立人の住む市に係る手帳記号番号払出簿を確認しても、申立人への別の手帳記号番号の払出しは確認できなかった。

さらに、当時の集金人に確認したところ、集金時には、申立人分の国民年金保険料は、申立人の母からも誰からも受け取っていなかったとの説明が得られ、また、申立人と当時同居しており同姓同名であった兄の妻は、

申立人の母が申立人の国民年金保険料を集金人に支払っていたかどうかについては記憶していなかった。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 広島国民年金 事案 38

### 第1 委員会の結論

申立人の平成10年7月から11年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年7月から11年1月まで  
無職の期間が2度あったが、1回目の期間は、国民年金保険料をすべて納付しているのので、2回目（申立期間）についても納付していないはずがない。記憶は定かではないが、当時、納付する時間は十分にあった。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人及びその妻に聴取しても、申立期間に係る国民年金の加入手続、国民年金保険料の納付に係る記憶が全く無い状況である。

また、申立期間は、国民年金の未加入期間とされていることから保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年11月から55年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和23年生  
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年11月から55年2月まで  
社会保険事務所に照会したところ、申立期間について国民年金に加入していた事実が無いとの回答をもらった。

私は申立期間中の渡米期間(昭和50年11月から53年2月まで)の分については特例納付をし、帰国後の昭和53年3月から55年2月までの分についても納付していたので納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間について国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立人が特例納付したとする渡米期間中(昭和50年11月から53年2月まで)は、国民年金の適用除外期間であり、制度上、特例納付ができない期間である。

また、申立人は、昭和55年3月に任意加入で国民年金被保険者資格を再取得しているが、申立人の保険料納付に係る記憶は、同年4月に開設された区役所で納付していたというものであることから、同時期である同年3月から任意加入とされていることは不自然ではない上、申立期間の後半(昭和53年3月から55年2月まで)についても任意加入の対象となる期間であることから、さかのぼって加入することはできず、保険料を納付することはできない。さらに、申立期間当時、任意加入を行い、保険料を納付していたという事情は見当たらない。

加えて、申立人の記憶も帰国後の申立期間に係る国民年金保険料の納付については曖昧である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 広島国民年金 事案 40

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 38 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月から 63 年 3 月まで  
昭和 63 年 3 月ごろに結婚し、その 2 年後に国民年金保険料の催告状が届き、保険料を納付した。親からの送金が平成 2 年 1 月ごろに 35 万円あり、2 年間の未納分をまとめて 30 万円、金融機関で納付したので納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

平成 2 年 1 月ごろの納付であれば、申立期間のうち昭和 61 年 4 月から 62 年 11 月の間は、保険料の納付期限から 2 年を経過しているもので、時効により納付はできない上、少なくとも昭和 61 年度の国民年金保険料に係る催告状又は納付書が、平成 2 年に送付されることはない。

また、申立人が納付したとしている国民年金保険料額と当時の国民年金保険料額が相違している。

さらに、納付したとする 30 万円について申立人に聴取したところ、国民健康保険料又は住民税かもしれないとし、申立期間当時の記憶は曖昧である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 広島国民年金 事案 42

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 3 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立 期 間 : 昭和 41 年 3 月から 55 年 3 月まで

社会保険事務所に、昭和 41 年 3 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料納付記録について、照会申出書を提出したところ、納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

加入当時、区役所で「今であれば特例納付もできるので満額年金が受けられる」と説明を受け、妻と一緒に加入手続を行った。1 年がかりで納付したのに、未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は昭和 41 年 3 月から 55 年 3 月までと長期間であるが、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

また、申立人の加入手続、納付手続等に係る記憶が詳細でなく、保険料の納付状況等が不明であり、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

さらに、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 58 年 5 月ごろは、特例納付できない時期である上、申立期間は時効により国民年金保険料の納付ができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 広島国民年金 事案 43

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年5月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨容の要旨

申立 期 間 : 昭和44年5月から55年3月まで

社会保険事務所に、昭和44年5月から55年3月までの国民年金保険料納付記録について、照会申出書を提出したところ、納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

加入当時、区役所で「今であれば特例納付もできるので満額年金が受けられる」と説明を受け、夫と一緒に加入手続を行った。1年がかりで納付したのに、未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は昭和44年5月から55年3月までと長期間であるが、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

また、申立人の加入手続、納付手続等に係る記憶が詳細でなく、保険料の納付状況等が不明であり、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

さらに、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和58年5月ごろは、特例納付できない時期である上、申立期間は時効により国民年金保険料の納付ができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 広島国民年金 事案 44

### 第1 委員会の結論

申立人の平成7年7月から8年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 47 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年7月から8年6月まで

社会保険事務所に国民年金保険料納付記録について照会申出書を提出したところ、申立期間の納付記録が無いとの回答があった。

申立期間当時から、国民年金保険料を続けて納めていなければ、将来、年金が受け取れないと認識していたので、会社退職後も国民年金の加入手続を行い、これまで保険料を納付してきた。

### 第3 委員会判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していることを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

また、申立人が加入手続をした際の記憶が詳細でなく、ほかに国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

さらに、申立期間は、国民年金に未加入の期間とされていることから保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されている事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 島根国民年金 事案 10

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和57年9月から58年12月までの期間及び62年10月から平成元年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年9月から58年12月まで  
② 昭和62年10月から平成元年3月まで

申立期間①については、A市区町村からB市区町村に帰郷（昭和57年4月）した際には、国民年金制度について認識していなかったが、その後、自治会の年金担当者から国民年金保険料が未納となっていると言われたため、昭和57年9月に同担当者に国民年金加入手続を代行してもらった後、毎月、銀行窓口で納付通知書により保険料を納付していたにもかかわらず、未納となっていることは納得できない。また、申立期間②についても、毎月、銀行窓口で納付通知書により保険料を納付していたにもかかわらず、未納となっていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（預金通帳や家計簿の入出金記録、確定申告書等）は無い。

また、申立人は、国民年金の加入手続は自治会の年金担当者が代行して行ったと述べているが、B市区町村に確認した結果、自治会においてそのような代行は行っておらず、さらに、申立人が主張する当時の保険料額と実際の保険料額との間に齟齬<sup>そご</sup>があり、現年度で納付したとする保険料の納付書が社会保険事務所から送付されていたとするなど、申立人の記憶に不合理な点が見受けられる。

加えて、申立人の国民年金手帳記号番号の払出は、昭和61年2月以降と推定されるが、申立期間①については、その時点で時効により納付することができず、別に国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 岡山国民年金 事案 23

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 4 月から 49 年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 4 月から 49 年 5 月まで

元夫が設立した会社の厚生年金保険に加入するまでの約 5 年間、国民年金に加入し、1 回目の保険料は元夫の母が婦人会を通じて納付し、2 回目以降の保険料を私が元夫の分と併せて市役所の支所に持参して納付していたので、未加入となっているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料が無く、申立人から聴取しても、加入手続や納付方法について記憶が不明確であるとともに、申立人が主張する申立期間当時に交付されたとする国民年金手帳の色の記憶も曖昧であり、また、納付したとする金額も当時の保険料額に一致しているとは言い難いなど、主張に信憑性を欠くものとなっている。

さらに、申立人は元夫の分と合わせて支所に納付していたと主張しているが、元夫は国民年金の加入履歴が無く、申立内容と矛盾する。

加えて、申立期間は未加入の期間であることから保険料を納付できない期間であるが、申立人が加入手続に関与していないため、国民年金の加入状況が不明であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 岡山国民年金 事案 24

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 2 月から 42 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 2 月から 42 年 3 月まで  
私が県外の短大生であったときの申立期間について、叔父のビルの借料の集金を行っていた A 氏に国民年金保険料を納付していたと母親から聞いていたので、納付を認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料は無く、申立人自身は保険料の納付に関与していないため、納付状況は不明である。

また、母親が申立人の国民年金保険料を渡していたとする A 氏は死亡しており、A 氏の親族から聴取しても、A 氏が国民年金保険料の集金等を行っていた事実は確認できず、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情もない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたと推定される昭和 45 年 3 月ころの時点では、申立期間は時効により納付できない期間であり、かつ、申立期間は、学生のため、任意加入となり、加入手続を行い国民年金の被保険者になった以降しか保険料を納付することはできないが、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 山口国民年金 事案 14

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 1 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 31 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 1 月から 60 年 3 月まで

昭和 57 年ごろから夫と共に自営業を始め、国民年金保険料を A 信用金庫 B 支店で納付していた。私有家計を任されており、夫婦二人分の保険料を納付していたはずなのに、自分の分だけ未納となっているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、自営業を始めた昭和 57 年ごろに夫の分と一緒に国民年金の加入手続をしたと主張しているが、夫婦の国民年金手帳記号番号は大きく異なっており、夫婦の国民年金手帳記号番号の払い出し年月日を調査したところ、夫の国民年金手帳記号番号は 57 年 4 月に払い出されているが、申立人の国民年金手帳記号番号は 60 年 6 月ごろに払い出されたものであることが判明した。その時点で申立期間の一部は時効により納付できず、それ以前に別の国民年金手帳記号番号で国民年金に加入し、保険料を納付していた事情は見当たらない。

また、自らが国民年金の加入手続を行ったと主張しているにもかかわらず、加入に至った経緯についての記憶が曖昧<sup>あいまい</sup>であり、申立期間当時に納付したという保険料額も実際の保険料額と差異がある。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたと認めることはできない。

## 山口国民年金 事案 15

### 第1 委員会の結論

申立人の①昭和 59 年 12 月及び②62 年 6 月から同年 8 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 31 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 12 月  
② 昭和 62 年 6 月から同年 8 月まで

私は、平成元年ごろ、A市役所で国民年金保険料の未納はないことを確認していたが、今回、社会保険事務所で記録を照会したところ、未納期間があったことに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、A市役所の資格記録及び納付記録と、社会保険事務所の資格記録及び納付記録が相違しているが、その原因は、基礎年金番号実施後、申立人の年金記録を整理した際、転職に伴って厚生年金保険被保険者（厚生年金保険記号番号 0000-000000）の資格を喪失していた期間のうち、国民年金（国民年金記号番号 0000-000000）に加入していなかった期間が、平成 9 年 5 月 28 日付けで基礎年金番号（0000-000000）への「追加」記録として整理されたものである。

したがって、申立人が平成元年ごろにA市役所で国民年金保険料の未納を確認した時点では、申立期間は国民年金被保険者期間とされていなかったことから、申立期間の未納は確認し得ず、9年5月28日に記録が補正され、申立期間が国民年金被保険者期間とされた時点では、既に時効により納付できない期間であった。

また、別の国民年金手帳記号番号の払出しについて調査したが、該当する記録は無かった。

さらに、申立人が最初に国民年金被保険者の資格を取得した昭和 55 年 4 月 1 日から婚姻した 63 年 10 月までは、申立人の母が申立人の国民年金加入手続、保険料納付等をすべて行っていたため、申立人が退職の都度、

A市役所で加入手続を行い、保険料納付をしたかどうかは不明であり、申立人の母も含めて納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたと認めることはできない。



## 香川国民年金 事案 47

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 40 年 3 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 3 月から 49 年 3 月まで

国民年金保険料納付記録を確認したところ、昭和 40 年 3 月から 49 年 3 月までについて、納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

申立期間の保険料は昭和 42 年ごろに、さかのぼって 40 年 3 月分から 2 年分を一括して支払い、それ以降は毎年現年度の保険料を年払いで支払いした。未納とされていることには納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は納付金額等を記憶していない。また、申立期間の保険料を毎年現年度納付したと申し立てているが、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 50 年 4 月時点では、申立期間について現年度納付は不可能であり、さらに、申立期間の大部分は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人は、申立期間以外にも国民年金加入期間において、未加入期間が見受けられる。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 香川国民年金 事案 48

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 40 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 40 年 9 月まで

国民年金保険料納付記録について照会したところ、申立期間に係る国民年金保険料の納付事実が確認できなかった旨の回答があった。昭和 36 年 4 月以降の期間の国民年金保険料についてはすべて納付済みであり、自治会の集金人が毎月自宅まで集金に来ていたので、国民年金保険料を納付していた。両親が加入手続及び納付手続をしてくれていたため、納付時期、納付金額等詳細については記憶していないが、未納とされていることには納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の両親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与していないため、国民年金の加入状況、国民年金保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の妹と連番で払い出されており、当時、昭和 40 年 10 月から 41 年 12 月までの期間を過年度払いしていたことが確認でき、その時点で、申立期間は時効により納付することができなかった期間である。

さらに、申立期間以降の特例納付期間中に特例納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 徳島国民年金 事案35

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和56年8月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和36年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年8月から61年3月まで

申立期間当時、地区で世話人(班長)による集金があり、同居していた母親から、私の国民年金保険料も納付してくれていたと聞いている。

結婚して住所変更する前に、母親から領収印が押印されていた納付帳と一緒に国民年金手帳を手渡されたが、きちんと納付しているので必要ないと思い納付帳は処分してしまい、何も証拠は無いが、納付していたはずである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関係資料(家計簿等)は無く、申立期間に係る申立人及びその母親の記憶も曖昧である。

また、申立人自身は、国民年金保険料の納付に関与していないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 徳島国民年金 事案36

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和53年4月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年4月から59年3月まで

申立期間について、私の分の国民年金保険料を妻が妻自身の分と併せて納付していたと聞いている。妻の保険料は納付済みになっており、自分の保険料だけ未納になっていることには納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人自身は、国民年金への加入手続及び国民年金保険料の納付に関与していないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立期間当時、加入手続及び保険料の納付をしていたと申立人が主張する申立人の妻からその状況を聴取しても、加入手続の時期や国民年金保険料の納付時期、納付方法、納付金額等について明確な記憶が無く、国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間は、社会保険庁の記録上、未加入期間とされており、申立期間以外にも未加入期間が存在する。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 徳島国民年金 事案37

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年1月から同年3月までの期間、45年9月から同年10月までの期間、50年4月から同年9月までの期間及び52年12月から53年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年1月から同年3月まで  
② 昭和45年9月から同年10月まで  
③ 昭和50年4月から同年9月まで  
④ 昭和52年12月から53年6月まで

私は、昭和50年10月に結婚したが、結婚するまでの間、私の国民年金保険料は、母親が納付してくれていた。

また、結婚後は、自分できちんと加入手続きを行い、国民年金保険料を納付していたはずである。

未納及び未加入とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が結婚する前の申立期間①、②及び③については、申立人の母親が申立期間に申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人自身は、国民年金への加入手続き及び国民年金保険料の納付に直接関与していないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、結婚後の申立期間④については、申立人自身が国民年金への加入手続きを行ったと主張しているものの、申立人から当時の状況を聴取しても、国民年金の加入時期や保険料の納付方法等についての明確な記憶が無い。

さらに、申立人は、昭和52年12月から53年3月までの期間はA市に居住していたが、同市の被保険者名簿に当時居住していた住所が記載されておらず、また、昭和53年4月から同年6月までの期間はB市に居住していたが、申立人が所持している年金手帳の記載内容を見ると、結婚に伴う氏名

変更手続が53年7月に行われているなど、申立内容には不自然な点が散見されるとともに、申立内容を裏付ける関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 徳島国民年金 事案38

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年10月から51年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月から51年11月まで

申立期間については、父親が私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納めてくれていた。父親は几帳面な性格であったので納付してくれているはずである。私としては、改名したこともあって納付記録は無いのではないかと考えている。

父親は既に他界しており、母親は認知症で当時の状況について聞くことはできないが、以前、父親から「おまえの国民年金保険料は納付している。」と聞いたことがあるので、調べてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人自身は、国民年金への加入手続及び国民年金保険料の納付に関与していないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人は、改名していることをもって、納付記録が適切に管理されていないのではないかと主張しているが、申立人が改名した時期は、申立期間後の昭和54年であり、本件申立てとの因果関係は認められない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、既に申立期間の一部は、時効により納付できない期間であるとともに、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 愛媛国民年金 事案 33

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 1 月から 38 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 1 月から 38 年 9 月まで

昭和 37 年 1 月に結婚し、その後 1 年ないし 2 年を経過したころに、町内会長が国民年金保険料の集金に来るようになった。また、その時点で未納の国民年金保険料があったので、毎月、当月分と未納分のうちの 1 か月分を併せた 2 か月分ずつ集金人に納付した。

申立期間以外に未納は無く、この期間だけが未納になっているのはおかしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚後 1 年ないし 2 年を経過したころに、結婚後の国民年金保険料の納付を開始し、その時点で未納になっていた申立期間の保険料についても、当月分と併せて分割して納付したと主張しているが、申立人が居住する町が保管する国民年金被保険者名簿によると、昭和 38 年 10 月から 40 年 3 月までの期間については、40 年 12 月以降 4 回に分けて過年度納付されていること、40 年度以降の期間については、すべて納付期限内に納付されていることから、保険料の納付を開始したのは 40 年 4 月以降と考えるのが合理的であり、その時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間である。

また、申立人が納付には関与していないと主張している申立人の夫については、昭和 40 年 4 月以降に国民年金の資格取得をしており、国民年金保険料は申立人と同様に 38 年 10 月分から納付済みとなっている上、納付の時期や方法も申立人とほとんど一致していることから、40 年 4 月以降に夫婦一緒に納付を開始したと考えるのが自然である。

さらに、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計



簿、確定申告書等)が無く、申立期間に係る保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 愛媛国民年金 事案 34

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 5 月から 39 年 11 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 5 月から 39 年 11 月まで

昭和 36 年に 19 歳で夫と結婚し、国民年金は 20 歳から加入する義務があることを承知していたので、20 歳から集金人に保険料を支払ったことを記憶している。集金人からも「納付してください」と説明を受けた。

夫も同様に支払っているので、納付したことは間違いない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 40 年 4 月 30 日に払い出されていること、また、当時、申立人が居住していた町では、これと同日に払い出された国民年金手帳記号番号が 98 件あるが、これは、39 年 4 月以降、社会保険庁が全国的に実施した国民年金未加入者への加入勧奨により加入し、このときの加入届受付日を資格取得日としているものと推測されることなどから、申立人は、39 年 12 月に国民年金に加入したものと認められる。このことを前提とすると、申立人が国民年金に加入した時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、別の国民年金記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が当時居住していた地区に係る年金委員集金記録簿においても、申立人の夫の記録はあるが、申立人については、「39 年 12 月より資格取得」と記載され、申立期間後の昭和 39 年 12 月分からの納付記録が確認できるのみである。

さらに、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 愛媛国民年金 事案 35

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月までの期間及び 45 年 7 月から 47 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月まで  
② 昭和 45 年 7 月から 47 年 3 月まで

昭和 47 年ぐらいに A 市 B 町から C 町に引っ越したころ、保険料を集金に来た人が、「今、未納保険料をまとめて納付すれば、65 歳で年金が満額もらえます。」と教えてくれたので、まとめて納付した。

無理して一括して納付した期間が未納となっていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 47 年ごろ、国民年金保険料の未納分を集金人に一括して納付したと主張しているが、その時点で申立期間に係る国民年金保険料を納付するとすれば、社会保険庁が発行する納付書により、金融機関で納付する特例納付あるいは過年度納付により行うこととなり、「国民年金保険料の集金人が未納分をまとめて納付すれば年金額が満額もらえると教えてくれたので、未納分を一括して集金人に支払った。」とする申立内容には不自然な点が見受けられる。

また、申立人の昭和 47 年度から 50 年度までの国民年金保険料は、昭和 51 年 11 月から 52 年 12 月までにかけて 4 回にわたり、各年度分が一括して追納及び過年度納付されているが、申立人は、このことの記憶は無いとしており、申立人の主張には不自然な点がある。

さらに、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無いほか、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 愛媛国民年金 事案 36

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 2 月から 40 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 2 月から 40 年 12 月まで

結婚したとき、年金に加入していなかったので気になり、市役所へ国民年金の加入手続に行った。その時、加入時点までの未納分を分割で納付することにし、毎月集金に来ていた町内の人に、「その月分の保険料と一緒に、20 歳からの未納分も持って行ってあげます。」と言われたのでお願いした。未納分は毎月 200 円ぐらいで約 1 年間払った。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 41 年 9 月 6 日に払い出されており、また、申立人が保管する国民年金手帳が送付されてきたとする封筒には、その発送日と考えられる 41 年 9 月 16 日の日付が押印されていることから、申立人は、41 年 9 月に国民年金に加入したものと考えるのが自然である。このことを前提にすると、申立人が国民年金に加入した昭和 41 年 9 月時点では、申立期間の一部は時効により納付することができない期間であり、別の国民年金記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、当該時点では、申立期間の国民年金保険料は、過年度保険料となり、集金人が取り扱うことができず、「結婚した昭和 41 年に国民年金に加入し、当月分と未納分を毎月集金人に納付した。」とする申立内容と相違している。

加えて、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無いほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 福岡国民年金 事案 35

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 10 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 10 月から 41 年 3 月まで

父親が始めた店に勤務していたが、高校を卒業後は、実質、私が運営しており、昭和 60 年に受けた感謝状に「25 年の永きにわたり・・・その功績は誠に顕著」とある。これからすると少なくとも 35 年以降は順調な商売を続けてきたということである。商売で収入が安定していたのだから、国民年金保険料を払わないことはない。

また、消防署長から感謝状を受けたこともあり、行政から感謝状を受けるような人間なので虚偽の申立てをすることはない。

国民年金保険料は、集金人が来ていたことを覚えており、店は、正月以外は休みなく開けていたので集金に来たときは母か自分が払っていた。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 41 年 11 月 25 日の時点では、申立期間のうち、37 年 10 月から 39 年 9 月までは時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

さらに、39 年 10 月から 41 年 3 月までは過年度納付が可能な期間であるが、申立人は、過年度納付を行ったことは無いとしている。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 福岡国民年金 事案 36

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年2月から52年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和21年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和41年2月から52年9月まで

58歳ごろ、社会保険庁から国民年金保険料の納付状況の通知があり、昭和53年(32歳当時)以前は未納と記録されていた。

私が26歳から28歳のころ、町役場から、20歳以降の未納分は、特例納付ができると聞き、5万円程度をまとめて納付したと記憶している。

また、昭和54年12月ごろ、52年10月から53年3月までの保険料1万3,200円を納付した際に、この期間以外は納付済みとの説明を社会保険事務所から受けている。

領収書は、15年ほど前に家を建てた時に処分して残っていない。

20歳以降の未納は無いはずであるので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年から50年ごろ、町役場において、役場職員の勧めを受けて20歳からの未納保険料を一括して納付したと主張しており、この時期は、第2回目の特例納付の実施時期ではあるものの、申立人が納付したと主張している金額は、納付すべきであった金額と相違するほか、当時、町役場では保険料の収納は行っていなかったにもかかわらず、申立人は、町役場で保険料を納付したと主張するなど、申立人の主張には不自然な点が認められる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出年月日は、申立人の婚姻直後の昭和53年7月に夫婦連番で払い出されており、この時点は特例納付ができないこととなり、別の国民年金手帳記号番号が払出されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたと認めることはできない。



## 福岡国民年金 事案 37

### 第1 委員会の結論

申立人の①昭和44年9月から47年12月までの期間、②48年4月から54年6月までの期間、③54年10月及び④57年3月から61年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和17年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和44年9月から47年12月まで  
② 昭和48年4月から54年6月まで  
③ 昭和54年10月  
④ 昭和57年3月から61年6月まで

平成18年11月に国民年金保険料納付記録について照会したところ、申立期間の納付事実が確認できなかったとの回答があった。

平成9年11月26日、基礎年金番号統合時にA社会保険事務所に<sup>ちょうふ</sup>出向いたが、その際にそれまでの国民年金保険料納付の領収書等を貼付していた年金手帳を回収されたので今は何も資料が無い。

20歳に達した後、厚生年金保険の被保険者資格を取得するまでの間は、父が国民年金保険料を納付していた。婚姻後は、父が妻に対して、私の国民年金保険料だけは怠らずに納付するように約束させたために、妻は、昭和46年ごろには私の病気で収入が少なかったが、自らの分の保険料は納めなくとも、私の分の保険料は滞りなく納付していた。

保険料未納に対する督促等もなく、また、妻の保険料は納付済みとなっているのに、私の分が未納となっているはずはない。

昭和55年から平成元年までは私の銀行口座から妻の分と併せて保険料を口座振替により支払っていたが、過去の口座明細は、10年以上前のものはデータが消去されているため何の資料も無い。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、

確定申告書等)が無く、申立人自身は、国民年金の保険料納付に関与しておらず、申立期間に係る国民年金の加入及び納付状況が不明である。また、申立期間はいずれも厚生年金保険被保険者資格喪失後の期間であり、この期間は国民年金の種別変更手続が必要であるが、B市作成の被保険者名簿では、昭和63年9月に国民年金第1号被保険者への種別変更手続が行われたとの記録があるだけで、これ以前に加入手続、又は、種別変更手続が行われたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

さらに、申立人は妻と共に昭和55年から口座により保険料を振替納付していたと主張しているが、B市作成の被保険者名簿では、63年10月に申立人の口座振替手続が行われたとの記録であり、63年から口座振替納付により、夫婦同一の方法で行われていたと考えられるが、55年以降の妻の納付状況を見ると、口座振替納付以降も一部期間に、過年度納付があり、口座引落しになっていないなど、申立人の主張と相違している。

加えて、申立人の国民年金保険料を納付していたと主張している申立人の妻からは、具体的な納付状況についての記憶が無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 佐賀国民年金 事案 29

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から42年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から42年7月まで  
国民年金制度ができた時点で加入し、月額100円から200円の保険料を毎月自分の分だけ市役所に持参し、緑色のスタンプを押印してもらっていた記憶があるので、未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、また、申立人の国民年金の加入手続に関する記憶も曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和48年1月の時点では、申立期間は、時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間は76か月と長期間である上、申立人の妻についても、申立期間は国民年金に未加入である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 佐賀国民年金 事案 30

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 44 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 44 年 9 月まで

家族の税金、国民健康保険及び国民年金保険料は、集金に来ていた地区の区長か班長に対して母親が納付していた。

当時、同居していた、姉や妹の分は納付済みになっているのに、自分と妻の分だけを母親が納付していなかったとは考えられず、未加入及び未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、また、申立人は国民年金の加入及び保険料納付に関与しておらず、当時、国民年金の加入手続及び保険料の納付をしていたと主張する申立人の母親は死亡しているため、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 44 年 10 月に、申立人の妻と同一日に連番で払い出されており、その時点で、申立期間の大半が時効により納付できない期間であり、これを納付するには特例納付や過年度納付によることとなるが、申立人は国民年金保険料をさかのぼって一括納付した記憶は無いとしている。

さらに、申立人は転居等をしておらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立期間は 8 年半と長期間である上、申立人の妻も申立期間は国民年金に未加入とされている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 佐賀国民年金 事案 31

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年10月から44年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間：昭和36年10月から44年9月まで

家族の税金、国民健康保険及び国民年金保険料は、集金に来ていた地区の区長か班長に対して義母が納付していた。

当時、同居していた、義姉や義妹の分は納付済みになっているのに、自分と夫の分だけを義母が納付していなかったとは考えられず、未加入及び未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の義母が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、また、申立人は国民年金の加入及び保険料納付に関与しておらず、当時、国民年金の加入手続及び保険料の納付をしていたと主張する申立人の義母は死亡しているため、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和44年10月に、申立人の夫と同一日に連番で払い出されており、その時点で、申立期間の大半が時効により納付できない期間であり、これを納付するには特例納付や過年度納付によることとなるが、申立人は国民年金保険料をさかのぼって一括納付した記憶は無いとしている。

さらに、申立人は転居等をしておらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立期間は8年と長期間である上、申立人の夫も申立期間は国民年金に未加入とされている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 長崎国民年金 事案 23

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月から50年3月まで

昭和50年3月に厚生年金保険に加入した際に、国民年金保険料をさかのぼって納付することができることと聞き、妻が約10年間分をまとめて町役場の窓口あるいは振込で納付した記憶がある。妻は、納付時期、納付金額等については覚えていないが、申立期間が未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立期間に申立人の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告等）が無く、また、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与しておらず、当時、保険料を納付したとする申立人の妻から聴取しても、納付の時期、納付金額等が明確でなく、国民年金保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人は、特例納付により保険料を納付したと申し立てているが、特例納付は、先に経過した月の分から順次納付することとされており、未納期間の途中から納付したとする申立人の主張とは一致しない。

さらに、仮に、過年度納付したとした場合でも、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 長崎国民年金 事案 24

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年11月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年11月から52年3月まで

金額等は明確ではないが、国民年金保険料を毎月、班長が集金していた。婚姻前は父が、婚姻後は妻が自分の分まで納付していたと記憶している。妻の分は納付済みになっているのに、自分の分は未納となっているのはおかしい。

納税関係には厳しい地域であり、10年間も未納のまま放置することはあり得ない。毎年、自分で確定申告を行っており、社会保険料控除として記載してきた。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の父親及び妻が申立人の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人の父親が保険料を納付していたとされる期間については、父親が死亡しており、申立人自身は保険料の納付に関与していないため、国民年金保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の大部分は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人への聴取において、よく覚えていないと前置きしたものの、納付したとする国民年金保険料の金額が当時の保険料額と大きく相違し、また、納付場所も当初は役場で納付したとしていたが、途中から納付組織の集金に変わったと申し立てる等、申立人の記憶は曖昧である。

加えて、申立期間は113月と長期間である上、申立期間以外にも未納期

間が存在する。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 熊本国民年金 事案 22

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年8月

昭和45年7月末にA社を退職後、同年9月からB社に就職した。B社の人事担当者から国民年金の支払いをした方が良い旨指示を受け、納付した覚えがある。

納付先は不明であり、また、領収書も無いが、自分自身は几帳面な性格であり、納付していないはずはないので、未納期間があることに納得ができない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年9月ごろに市役所で国民年金の加入手続きを行い、45年8月の国民年金保険料を納付したと主張しているが、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）が無く、また、申立人の納付金額、納付した場所等の記憶はあいまいであり、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、当時、国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、昭和45年8月の未納期間については、申立人がB社を退職後、国民年金の加入手続きを行った平成12年に、社会保険庁が、未加入期間であったものを未納期間として追加処理したものと推認される。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 沖縄国民年金 事案 16

### 第1 委員会の結論

申立人の平成5年4月から6年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 44 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月から6年3月まで

平成4年3月、海外留学先からの帰国直後に国民年金に加入し、市役所に国民年金保険料を納付していた。その後厚生年金保険に加入するまでは、毎月欠かさず保険料の納付を続けていたので、平成5年度の1年間分が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金加入手続を行ったとしている帰国直後の平成4年3月分から申立期間直前の5年3月分までの国民年金保険料を納付しているものの、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、また、申立人の記憶は曖昧であり、国民年金の加入状況、納付状況等が不明である。

また、申立期間当時の「国民年金手帳記号番号払出簿」を確認した結果、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成5年3月に払出されていることが確認できるのみで、申立人が帰国した直後である4年3月分の同払出簿でも、申立人についての記載は無く、申立人は、別の国民年金手帳を所持していないとともに、別の国民年金手帳が払出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間である平成5年度の国民年金保険料が未納となっているのは、国民年金手帳の交付が4年度の末期であったことから、4年度から先に保険料が充当され、翌年度は現年度（6年度）の国民年金保険料を納付したためと推測される。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 沖縄国民年金 事案 17

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 10 月から 54 年 11 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 10 月から 54 年 11 月まで

国民年金保険料の納付記録を確認したところ、昭和 52 年 10 月から 54 年 11 月までについては納付記録が確認できなかったとの回答をもらった。

当時、郵便局か A 市役所の支所かどちらかで納付している。家計簿はつけていないが、納付は自分でやっていた。婚姻は昭和 48 年で、夫は市役所に公務員として勤務していたので、保険料を納付できないことはないし、資格を喪失する理由も無い。

よって、当時の保険料納付を証明する領収書等は残っていないが、申立期間が未納、未加入となっていることについて納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人については、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、国民年金の加入手続及び保険料の納付状況についての記憶も不明瞭であり、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、市が保存している国民年金被保険者名簿によると、申立人は、昭和 52 年 10 月に資格喪失し、54 年 12 月に再度任意加入したことが確認でき、社会保険庁の記録においても、同様の事実が確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 沖縄国民年金 事案 18

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 42 年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 2 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 42 年 5 月まで

国民年金の納付記録を確認したところ、昭和 36 年 4 月から 42 年 5 月までについては納付記録が確認できなかったとの回答をもらった。

この期間の保険料については、公民館の広報マイクで、沖縄特例により遡<sup>もきゅう</sup>及して一括納付できる旨の案内があったので、妻の保険料と一緒に公民館で納付した。よって、未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金保険料を沖縄県における国民年金制度が発足する昭和 45 年 4 月前の時期に特例納付したと申し立てていること、申立ての納付額が大幅に異なることなど、申立人の申立内容には不自然な点が散見される。

また、申立人の国民年金加入期間は申立期間のみとしているが、市役所の記録によると、申立期間に係る「沖縄特別納付保険料免除該当届」は、沖縄特例納付期間終了後の平成 5 年 2 月に受け付けられている。

さらに、申立期間に係る国民年金保険料を特例納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、また、申立人が国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 厚生年金 事案 76

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 27 年 6 月 10 日から 28 年 3 月 20 日まで  
② 平成元年 9 月 1 日から 2 年 3 月 30 日まで  
③ 平成 2 年 8 月 4 日から 3 年 1 月 15 日まで  
④ 平成 3 年 1 月 16 日から同年 5 月 30 日まで

昭和 27 年 6 月から 28 年 3 月まで A 社に、平成元年 9 月から 2 年 3 月まで B 社 C 工場（現在は、D 社。以下同じ。）に、平成 2 年 8 月から平成 3 年 1 月まで E 社に、同年 1 月から同年 5 月まで F 店にそれぞれ勤務し、給与から保険料を控除されていたが、加入記録が無いことに納得が出来ない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る事業主による申立人の厚生年金保険料の控除を推認できる関連資料及び周辺事情が無い。

①の期間については、事業主から、当時は厚生年金保険の適用事業所となっていなかった、との回答を得ており、実際、社会保険事務所の記録では、昭和 49 年 4 月 1 日から厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できる。

②の期間については、事業主から、正社員のみ厚生年金保険に加入していたとの回答を得ているところ、事業主が保管している当時の正社員名簿や健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書の中に、申立人の記録は無い。また、申立人については、B 厚生年金基金における加入記録及び当該事業所における雇用保険の加入記録も存在しない。

③の期間については、事業主から、当時、G 社において正社員を雇用し、H 社において厚生年金保険に加入しない臨時雇用者及び短時間労働者を雇用しており、H 社は厚生年金保険の適用事業所となっていなかったとの回答を

得ており、社会保険事務所の記録においても、H社は厚生年金保険の適用事業所となっていなかったことが確認できる。また、申立人は、当該事業所において、仲居として働いていたと申し立てているが、事業主によれば、仲居の職種は短時間労働者として採用しており、申立人については、H社において雇用していたと考えられるとしている。さらに、申立人については、当該事業所における雇用保険の加入記録は存在しない。

④の期間については、F店を経営していたI社の当時の取締役から、同社は厚生年金保険の適用事業所となっていなかったため（社会保険事務所の記録においても、同社が厚生年金保険の適用事業所となっていなかったことが確認できる。）、正社員であっても厚生年金保険に加入せず、また、保険料控除も行っていなかった、との回答を得ている。また、申立人については、当該事業所における雇用保険の加入記録は存在しない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 北海道厚生年金 事案 8

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 1 月 19 日から同年 6 月 15 日まで  
② 昭和 47 年 1 月 10 日から 48 年 5 月 15 日まで

私は、昭和 39 年 5 月以降に A 社に 2 度勤めているが、1 度目は途中辞めた記憶が無いし、2 度目も前事業所を退職後直ちに勤めている。途中で辞めていれば失業保険を受給しているはずだし、同時期に勤めていた元同僚の証明があるので、申立期間について被保険者であったことを認めて欲しい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、申立人の雇用保険加入記録については、①の期間については申立期間を含む昭和 39 年 5 月から 40 年 6 月まで A 社における記録は確認できず、②の期間についても、申立期間後の社会保険庁の厚生年金保険の記録と同じ期間の確認はできるものの、申立期間の雇用保険加入の確認はできない。

さらに、社会保険事務所の記録によると、当該事業所に勤務していたほかの被保険者についても、申立人と同様に勤務期間の途中で厚生年金保険被保険者資格の喪失及び取得が行われている者が複数見受けられる。

加えて、①の期間については、申立人が当該事業所に勤務していたことを証明している証明者本人が、当該期間に当該事業所に勤めていなかったことが確認できたことから、証明は客観性に乏しい。

このほか、当該事業所は既に全喪しており、申立人の申立てについて確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 北海道厚生年金 事案 9

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 3 月から同年 12 月まで

私は、申立期間について、A社に勤務しており、退社時に厚生年金被保険者証をもらったと記憶している。

また、当時は健康保険にも加入していて、病院代も無料だったと記憶しているので、申立期間について厚生年金保険の期間として認めて欲しい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社での仕事内容を鮮明に記憶していることから、当該事業所に勤務していたと思われるが、当該事業所が保管している厚生年金保険資格取得届の写し及び雇用保険の加入記録からは申立人の記録は確認できず、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、当該事業所はB組合の加入事業所であることが確認できたが、当時の記録は保存されておらず申立人の記録を確認することはできず、厚生年金保険と加入手続きが同時である政府管掌健康保険とは違い、同組合の健康保険の加入事実をもって当然に厚生年金保険に加入していたとは言えない。

さらに、社会保険事務所の記録によると、当該事業所において厚生年金保険に加入している者の記録はほとんどが長期雇用者（4年以上）及び継続雇用者（3回以上）であることが確認できる。

加えて、社会保険庁の記録によると、申立人は申立期間について国民年金に加入しており、申立期間すべてについて保険料を納付していることが確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 北海道厚生年金 事案 10

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年9月から31年10月まで

私は、申立期間について、A社に勤務しており、給与から厚生年金保険料を控除されていた。当時、会社は既に厚生年金保険適用事業所であったはずなので、厚生年金保険の被保険者期間として認めて欲しい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人提出の資料等により、申立人が申立期間に、A社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、申立人が勤めていたとする事業所は、厚生年金保険の適用が昭和38年7月1日からであり、申立期間については、厚生年金保険適用事業所ではない期間である。

また、当該事業所の元社長により、厚生年金保険適用に係る手続は、社会保険事務所の記録と同じ昭和38年7月1日であり、以後、従業員から厚生年金保険料の控除を行っている旨の証言が得られた。

さらに、保険料が給与から控除されていたとの申立てについては、確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情が見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 北海道厚生年金 事案 11

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者となることができない期間であったことから、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 3 月 21 日から同年 4 月 1 日まで

社会保険庁の記録では、A社での厚生年金保険の被保険者資格を、昭和 49 年 4 月 1 日に取得し、50 年 3 月 21 日に喪失したことから、被保険者期間が 11 か月になっているが、A社には 1 年間継続して勤務しており、また、月の途中で退職した記憶が無い。

1 年間、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる給与明細書があるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった昭和 49 年 4 月から 50 年 3 月までの給与明細書によると、毎月厚生年金保険料が事業主により控除されていることが確認できる。

しかし、申立人が勤務していたA社に保管されていた社内報・従業員名簿によると、申立人の退職年月日は、昭和 50 年 3 月 20 日になっており、申立人が記載したと思われる退職願についても、3 月 20 日付けでの退職を希望していることが確認できる。また、申立期間において実際に勤務の事実があったか否かについての申立人の記憶が無いことから、勤務の実態は確認できない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、昭和 50 年 3 月分の厚生年金保険料を事業主により同年 3 月分給与から控除されていることが確認できるが、申立期間について、申立人は当該事業所に使用されていた者であったと言えないことから、厚生年金保険の被保険者期間であったと認めることはできない。

## 釧路厚生年金 事案1

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年12月1日から22年3月26日まで

厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、申立期間は健康保険のみの適用であり、厚生年金保険の加入記録が無いとの回答を得た。

しかし、短期の臨時雇いであったが、毎月、健康保険及び厚生年金保険料は控除されていたと記憶しているので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録では、申立人は、申立期間について健康保険のみの加入であり、厚生年金保険については未加入とされている。

申立期間当時は、臨時に使用される者で6か月以内の期間を定めて使用される者は、厚生年金保険の強制被保険者の適用除外となっており、健康保険のみの加入が認められていたことから、申立てに係る事業所において、申立人と同様に、健康保険のみの加入となっている者が多数見受けられる。

また、申立人は、給料から厚生年金保険料を控除されていたと記憶していると主張しているが、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 釧路厚生年金 事案2

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 4 月 1 日から 35 年 8 月 30 日まで

厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いとの回答を得た。

しかし、A鉄道管理局の職員養成所の修了証書があり、勤務していたことは明らかなので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

国鉄清算事業本部に照会したところ、「申立人は修了証書を保有していることから、採用前提の臨時雇用員であったものと推定される。当時の臨時雇用員等には、国鉄職員に適用された共済組合員資格が付与されておらず、厚生年金への加入は、事業所単位の裁量に委ねられていた。」との回答であったが、社会保険庁の記録において、A鉄道管理局が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 38 年 10 月 1 日からであり、申立期間当時は適用事業所でなかったことが確認できる。

また、日本鉄道共済組合に照会したところ、「鉄道共済組合の組合員資格取得年月日は職員発令時であり、臨時雇用員については組合員とならない。また、組合員であった期間であっても、通算年金通則法の施行前の昭和 36 年 3 月以前に組合員期間が 20 年未満で退職した者については、退職一時金で精算する旨規定されている。」との回答であった。

さらに、給与明細等、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 宮城厚生年金 事案 14

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 9 月 30 日から 35 年 12 月 20 日  
昭和 33 年 9 月 30 日ごろから 35 年 12 月 20 日ごろまで、厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。

私は当時、A社に勤務しており、厚生年金保険に加入していたと思うので、年金記録の訂正をしてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細、所得税源泉徴収票などの資料が無く、申立人の保険料控除に関する記憶も曖昧であり、このほかに申立てに係る保険料控除の事実を確認できる関連資料等はない。

また、A社及びその関連会社であるB社とも申立期間当時は厚生年金保険の適用事業所とはなっておらず、申立人が当該事業所の厚生年金保険の被保険者となることはできない。

さらに、雇用保険の加入記録及び事業主からの意見聴取からも、申立人が申立てに係る事業所に勤務していた事実が確認できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 青森厚生年金 事案 2

### 第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第 2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 5 月から 31 年 5 月まで

私は、昭和 30 年 5 月又は同年 6 月から 32 年 10 月まで A 農業共済組合に勤務していたが、社会保険庁の記録では、31 年 5 月 31 日以前の期間が厚生年金保険に未加入となっており、納得できない。

### 第 3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において A 農業共済組合に在籍していたかどうかについては、雇用保険の被保険者情報においても確認できない。

また、社会保険庁の記録では、A 農業共済組合が厚生年金の適用事業所となった昭和 28 年 4 月 1 日以降、被保険者原票における健康保険の整理番号に欠落が無い上、申立人の整理番号より前の番号を持つ延べ 13 名はすべて別の人であることが確認できる。

さらに、申立人が主張しているとおり、同一事業所に継続して勤務していたとしても、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出票の記録により、申立期間直後の昭和 31 年 6 月 1 日に申立人に厚生年金保険被保険者記号番号が払い出されていることが確認できることから、それ以前に、他の記号番号が払い出されることはなかったものと推認される。

加えて、申立人が勤務していた A 農業共済組合は、昭和 40 年 9 月に B 地区農業共済組合に広域合併されているが、合併以前の人事等資料が保存されていないことから、申立人が申立期間に A 農業共済組合に在籍した状況及び厚生年金保険の加入状況について、確認できる資料は無い。

このほか、申立人が厚生年金保険料を事業主により控除されていた事実を確認できる給与明細、所得税源泉徴収票などの資料は無い上、当時の同僚の証言等も得ることができず、申立内容が正しいことを裏付ける事情も



見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 秋田厚生年金 事案 5

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 5 月から同年 6 月まで

昭和 32 年以降、毎年春から秋にかけてA事業所に勤務した。

社会保険庁の記録では、昭和 33 年は7月1日から厚生年金保険に加入したとされているが、同年5月1日から勤務していたので、再調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によれば、A事業所は、毎年、年度内に適用事業所としての適用及び全喪を繰り返していることが確認でき、昭和 33 年の適用年月日は、同年7月1日となっている。

また、A事業所の人事記録から、申立人は、申立てのとおり、昭和 33 年5月1日から勤務していたが、厚生年金保険及び健康保険の加入時期は、同事業所の適用年月日と同日（昭和 33 年7月1日）であったことが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたかどうかを記憶しておらず、給与明細など、保険料控除の事実を確認できる資料も無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの申立内容及び収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 秋田厚生年金 事案 6

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険第三種被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 1 月 9 日から 9 年 8 月 9 日まで

社会保険庁の納付記録では、A（株）に勤務した平成 6 年 1 月から同年 9 年 8 月までの厚生年金保険の種別は第一種となっているが、同社での職務内容は、以前勤務していた坑内員（第三種）と同様であったので、第三種被保険者と認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A（株）が保有する「健康保険・厚生年金保険料個人別一覧表」によれば、申立人が給与から控除されていた厚生年金保険料は、第一種被保険者の保険料率を適用した金額であったことが確認でき、同社が社会保険事務所に届け出た「算定基礎届（事業所控分）」（平成 7 年度から 9 年度まで）においても、申立人の被保険者の種別が第一種であったことが確認できる。

また、申立人は、申立期間において、事業主により給与から第三種被保険者としての保険料を控除されていたかどうかを記憶しておらず、給与明細など、第三種被保険者としての保険料控除の事実を確認できる資料も無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの申立内容及び収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険第三種被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 秋田厚生年金 事案7

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 4 月 1 日から 39 年 3 月 20 日まで  
(有) A社には、昭和 32 年 4 月 1 日から 39 年 3 月 20 日まで勤務した。社会保険庁の記録では、その期間は、厚生年金保険に未加入とされている。同社が長年にわたり従業員を厚生年金保険に加入させていなかったとは考えられないので、調査して欲しい。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によれば、(有) A社が厚生年金保険の適用事業所となった時期は、昭和 40 年 3 月 5 日であり、申立期間当時、適用事業所とはなっていない。

また、申立人が記憶していた申立期間当時の同僚 3 名のうち、特定ができた 2 名については、申立期間において国民年金に加入し保険料を納付していたことが確認でき、そのうち(有) A社における被保険者記録が確認できる 1 名については、同社が適用事業所となった昭和 40 年 3 月 5 日で国民年金から厚生年金保険への切替手続が適切に行われている。

さらに、申立人は、申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたかどうかを記憶しておらず、給与明細など、保険料控除の事実を確認できる資料も無い。

このほか、(有) A社は既に全喪しており、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 埼玉厚生年金 事案 11

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 5 月から平成元年 9 月まで

厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いことが判明した。申立期間について間違いなく勤務していたので、被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

当該事業所に照会したところ、当時、申立人は在籍していたとのことであり、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認される。

しかし、申立人は、昭和 63 年 4 月 20 日に当該事業所を退職し、その後、平成元年 9 月までは請負業者として、当該事業所から設計の仕事を受注しており、就労形態の変更が確認できる。

また、当該事業所が厚生年金保険適用事業所となったのは昭和 63 年 8 月 1 日であるため、申立期間のうち退職するまでの期間について厚生年金保険に加入することはできない。

さらに、事業所保管の昭和 62 年以降の賃金台帳に申立人の記載は確認できるものの、厚生年金保険料が控除されていないことも確認できる。

加えて、申立期間に係る雇用保険加入記録も確認できず、昭和 62 年 10 月 1 日から平成元年 10 月 31 日まで国民健康保険加入の事実も確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 東京厚生年金 事案 36

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 3 月から 37 年 7 月まで

A社に昭和 35 年 3 月から 37 年 7 月まで勤務していたが、社会保険庁の年金記録では加入記録が無かった。

しかし、この時期は同級生だった4名と一緒に仕事をしており、同級生には厚生年金保険の加入記録があるので、加入記録を認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社を引き継いだB社の証明書により、申立人が勤務していたことは確認できるが、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、当該事業所の被保険者名簿によると、一緒に仕事をしていたとする4名の同級生のうち2名は昭和 36 年 7 月 16 日に資格取得し、残り2名は 37 年 4 月 1 日に資格取得をしていることが確認できるが、同名簿に申立人の資格取得記録は無い。このことから、事業主が何らかの基準により、一部の従業員について厚生年金保険の加入手続を行わず、かつ従業員ごとに加入の時期について判断していたものと考えられる。

このほか、当該事業所では、申立期間に係る記録について、既に保存していないため、申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 東京厚生年金 事案 37

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年9月から35年4月まで

厚生年金保険の加入記録について照会したところ、昭和35年5月からの加入記録は確認できたが、32年9月から35年4月までの加入記録が無いとの回答を得た。在職期間中の給与明細書は無いが、32年9月ごろから勤務し、1年ほどしてから健康保険証をもらったことを記憶しているので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社が保存していた申立人の雇用保険加入者記録では、昭和34年4月1日雇入と記載され、社会保険事務所が保管する厚生年金保険の被保険者名簿の加入年月日は35年5月1日となっており、同日に健康保険証が交付されていることが確認できる。

また、当該事業所の事務担当者は「当時バスガイドは入れ替りが激しいので入社後すぐに社会保険の加入手続をしていなかった」と証言しており、申立人の記憶にある入社当時の同僚3名については厚生年金保険の加入記録が確認できない。

さらに、申立人は昭和32年9月ころA社に入社したとしているが、同社は昭和33年10月にB社から社名変更したものであり、申立人の主張は不自然である。

このほか、申立期間について申立人が厚生年金保険料を事業主により控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 三重厚生年金 事案6

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から39年6月まで

A事業所に勤務していた当時の厚生年金保険の加入期間について確認したところ、申立期間について加入記録が無いとの回答であった。一緒に勤務していた同僚については、加入記録があるので私も加入期間があるはずである。申立期間が厚生年金保険被保険者であったことを認めて欲しい。

### 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人は、昭和36年4月5日に国民年金手帳記号番号の払い出しを受け、36年4月から申立期間を含め、国民年金に継続して加入していることから、申立期間については厚生年金保険の加入期間であるとは考え難い。

また、A事業所を調査した結果、申立人は、社会保険を適用しない職員としての雇用形態であったが、一方、申立人が主張している同僚は社会保険を適用する職員としての雇用形態であったことが確認できる。

さらに、A事業所において、申立人の給与から厚生年金保険料を控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

これら申立内容及び収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 大阪厚生年金 事案 11

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 3 月から 38 年 2 月まで

私は、昭和 37 年 3 月から 38 年 2 月まで A 社に勤務していたが、この期間が厚生年金保険被保険者記録から抜け落ちていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が、在職していたと申し立てている A 社は、現在、B 社として C 市 D 区において存続していることが確認された。同社のマネージャーの証言に基づく申立期間当時の事業所名、所在地、業種が申立内容と合致することから、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、同社のマネージャーは、申立期間当時はもちろん、現在でも同社が社会保険に未加入である旨を証言している。また、当時、同社は個人事業所で社会保険は任意適用となっており、その後、現在に至るまで社会保険事務所の「事業所一覧記号簿」にも記載されていないことが確認できる。さらに、申立人の当時の記憶内容を調査しても、保険料控除をうかがわせる事情は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 大阪厚生年金 事案 12

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年ごろから平成 4 年ごろまで

昭和 59 年ごろから平成 4 年ごろまでの間に勤めていたA社での厚生年金加入記録が無いが、当時の同僚はA社において厚生年金保険に加入していたので私も申立期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断理由

申立人のA社における在職については、申立期間当時の事業主、上司、同僚の証言により、申立期間当時の在職が確認できる。

しかしながら、A社の被保険者名簿では、申立人が同僚であったとする二十数名についての厚生年金加入は確認できる一方、申立人の記録は無い。また、A社に、雇用保険事務を委託されていたB団体も、昭和 44 年以降の資料を保存しているにもかかわらず、申立人の雇用保険記録は存在しないとしている。

そこで、当時の勤務状況についてみると、A社の関係者からは、申立人が請負契約だった可能性がある、勤務者の中には本人承知の上で社会保険に加入しない場合もたまにあった旨の証言も得られた。さらに、当時のA社の関係者は、申立人の給与の要求はかなり厳しく、会社規程では対応し難く直接交渉で決定した旨を証言している。このことから、保険料負担を伴う厚生年金保険加入については措置しない取扱いとしていたことが考えられる。

加えて、申立人の在勤期間は約 8 年に及んでおり、この間社会保険に未加入だったことに気付かなかったというのは不自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 福井厚生年金 事案 15

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年4月から23年8月31日

昭和21年4月から23年8月31日までA社B支店に勤務していたが、社会保険庁の年金記録では、23年4月16日から8月31日までの4か月間しか厚生年金保険の加入記録が無かった。

入社当時は日給制であったが、約3か月後には月給制になりその時点から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社B支社での勤務場所や勤務時間、班別担当者名等を正確に記憶しており、申立期間において同社に勤務していた可能性は高いが、給与明細書など保険料控除の事実を確認できる資料は全く無い。

また、健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人は昭和23年4月16日に資格取得、23年8月31日に資格喪失と記録されており、申立期間における申立人の記載は無い。

さらに、申立人は、申立人より先に入社した同僚がいたことを記憶しているが、当該同僚について、A社B支社における厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、昭和23年1月16日に取得となっている。

また、A社B支社は、既に全喪しているほか、昭和23年6月に発生した地震の被災により事務を引き継いだ同社本社においても当時の人事及び給与関係の書類が全く残されておらず、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 福井厚生年金 事案 16

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 1 月 1 日から 39 年 8 月 1 日まで

昭和 36 年 12 月に他府県から地元に戻ってきた際、A社の専務であった親戚を頼って 37 年 1 月 1 日から 39 年 8 月 1 日まで同社に勤務したが、社会保険庁の記録では加入記録が無かった。当時、会社の寮から通勤しており、入寮者や会社の同僚の名前を覚えている。勤務時間も一緒に働いていた同僚と同じであり、厚生年金保険料を控除されていたのは間違いないので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 37 年 1 月 1 日から 39 年 8 月 1 日までA社に勤務したと申し立てているが、その大半である 37 年 2 月 20 日から 39 年 2 月 19 日までの期間は、B共済組合の加入記録が確認できる。

また、A社は昭和 48 年 10 月 31 日に全喪しており、給与台帳等の関係書類は保管されておらず保険料控除を確認できる資料は無い。

さらに、申立期間における厚生年金保険手帳記号番号払出簿及びA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の記載は無く、欠番も無い。

加えて、申立人が記憶している同僚の中にも、申立期間に係るA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載の無い者がいる。

このほか、申立人は保険料控除を記憶しておらず、申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 滋賀厚生年金 事案 5

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 8 月 10 日から 62 年 4 月 1 日まで

A市B保育所に勤務していた昭和 61 年 8 月 10 日から 62 年 3 月 31 日までの期間について、社会保険事務所へ厚生年金保険の被保険者期間等を照会したところ、当該事業所は適用事業所ではないという回答があった。

保育士として勤務していたことは間違いなく、当時の所長や同僚の名前もはっきりと覚えているので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A市では、現在、市立保育所の正規職員以外の臨時職員やパート職員の厚生年金保険の加入について、人事課が適用事業所として一括適用しているが、A市人事課が厚生年金保険適用事業所として手続を行ったのは、申立期間以後の平成 7 年 4 月 1 日であり、申立人が申立期間に厚生年金保険の被保険者となることはできない。

また、申立人は、申立期間には夫の健康保険の被扶養者となっており、国民年金の第 3 号被保険者とされている。

さらに、A市保育課を介して、申立期間当時に申立人と同じ労働条件で雇用されていた同僚からも、パート職員は厚生年金保険の被保険者ではなかったという証言が得られており、申立人の雇用保険の記録においても、申立期間に係る記録は確認できない。

このほか、申立人が申立期間中の厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票などの資料はなく、厚生年金保険料の控除に関する申立人の記憶も曖昧である。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 京都厚生年金 事案 8

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立人の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月から 62 年 3 月まで

社会保険事務所において厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、申立てに係る事業所で働いていた期間について、厚生年金に加入していた事実が無く、国民年金に加入していた旨の回答をもらった。しかし、昭和 57 年 4 月以降の期間については、同事業所が株式会社に法人化されているので、厚生年金保険料を給与から控除され、事業主である私の父親が納付していたと思うので、57 年 4 月から 62 年 3 月までの期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立てに係る事業所の適用年月日は、昭和 62 年 4 月 1 日であり、同事業所の被保険者名簿を確認したところ、申立人が当該事業所において被保険者資格を取得した日についても同じく 62 年 4 月 1 日と記載されている。

また、申立期間中については、国民年金に加入し、保険料についてもすべて納付されていることから、厚生年金保険に加入していたとの主張は合理性に乏しい。

加えて、同事業所の被保険者名簿によれば、申立期間中に勤務していたと申立人が記憶している同僚等についても、厚生年金保険被保険者資格取得年月日は昭和 62 年 4 月以降となっていることからみても、同年 3 月以前に、申立人について厚生年金保険加入手続きがとられたことをうかがわせる状況はみられず、申立人の保険料控除に係る記憶も無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情等は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 兵庫厚生年金 事案 12

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名： 男  
基礎年金番号：  
生 年 月 日： 昭和 35 年生  
住 所：

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間： 平成 15 年 6 月 25 日から 16 年 3 月 1 日まで

私は、平成 15 年 6 月 25 日から 16 年 3 月 1 日まで A 社に勤務していた。被保険者記録回答票によれば、勤務していた期間の標準報酬月額には通勤手当が含まれていない。

私は会社から言われたとおりの厚生年金保険料を控除されていたが、標準報酬月額の記録が正確ではないことに納得できないので、正しい額に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る A 社から支給された給与明細書を保管していることから、申立期間に当該事業所に勤務していたことは認められる。

一方、申立人が勤務していた A 社は、申立人が主張したとおり、通勤手当を含まない報酬月額を資格取得届の際に社会保険事務所へ届け出ており、申立人の申立期間に係る報酬月額について誤った届出を行ったことを認めている。

また、申立人が提出した給与明細書では、A 社が社会保険事務所に届け出た通勤手当を含まない報酬月額に基づき決定された標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

なお、通勤手当については、厚生年金保険法第 20 条による標準報酬月額決定の基となる報酬月額に該当するものであるが、本件については前述のとおり、通勤手当を含まない標準報酬月額に基づく保険料額が控除されていることが確認できるため、厚生年金保険法第 75 条の「保険料を徴収する権利が時効によって消滅したときは、当該保険料にかかる被保険者であった期間に基づく保険給付は行わない」という規定に基づき、本件については標準報酬月額の変更を記録上行ったとしても、保険給付には反映されない。

## 奈良厚生年金 事案5

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 9 月 (日付不詳) から 47 年 6 月 30 日まで  
昭和 46 年 9 月から A 社 C 営業所に勤務していたが、途中 (昭和 47 年 7 月 1 日) で社名が B 社に変更された。

B 社になってからの厚生年金保険被保険者記録は 2 か月分存在するが、社名変更以前の A 社 C 営業所の時から厚生年金保険に加入していたはずであり、同社分の厚生年金保険被保険者記録が無いのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人については、同僚の証言から A 社 C 営業所に勤務していたことは認められるが、給与明細書など保険料控除の事実を確認できる資料は無く、給与から保険料が控除されていたと確認することができず、勤務期間についても、いつから勤務していたのか、資料がなく確認することができない。

また、A 社は本社が D 市にあり、本社は厚生年金保険の適用を受けているが、社会保険庁に保存されている健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の記載は無く、類似の事業所名を調査しても申立人の厚生年金保険被保険者記録は確認できない。雇用保険についても B 社の期間は雇用保険の被保険者記録が確認できる一方で、申立期間の雇用保険の被保険者記録は確認できない。

さらに、B 社の被保険者や D 市で適用を受けている A 社の被保険者を調査しても、A 社 C 営業所を含めた各営業所単位の厚生年金保険被保険者記録を持った者は確認できず、B 社に社名変更した際に、被保険者が 29 名から 185 名に増えていることから、社名変更を契機に各営業所の従業員を大量に適用したと考えられる。

加えて、A 社は昭和 47 年 7 月 1 日に B 社へ社名変更後、48 年 6 月 5 日に



全喪しており、申立内容を確認できる関連資料及び周辺事業は見当たらない。

このほか、申立人は、申立期間中の昭和 46 年 9 月 1 日から同年 11 月 30 日までの間は、別の厚生年金保険手帳記号番号によって、申立の事業所とは別の事業所で厚生年金保険に加入していたことが判明している。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 和歌山厚生年金 事案2

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和29年10月から31年10月まで

厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金の加入記録が無いとの回答があったが、申立期間当時、A社で厚生年金保険料を給与から控除されていたことを記憶しており、納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたと主張するA社は厚生年金保険の適用事業所としては記録が無く、また、厚生年金保険被保険者に係る生年月日順名簿及び氏名順名簿の記録等においても申立人の記録を確認することができない。

このほか、当時の同僚等の証言も得ることができず、申立てに係る事実を確認できる関連資料や周辺事情は見当たらない。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 広島厚生年金 事案6

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年7月1日から35年10月31日まで

私は、義姉とともに昭和28年7月から42年9月までA社に勤務していたが、社会保険庁の厚生年金保険の加入記録では、勤務していた期間のうち35年10月までの記録が無いことになっており、納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の義兄及び義姉の証言により、申立人が申立期間にA社に勤務していることは認められる。

一方、申立人が申立期間中に勤務していたとする当該事業所は、社会保険庁の記録によると昭和28年7月1日に厚生年金保険の適用事業所となっているが、当時の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立人及び義姉の名前は無い。

また、申立人及び義姉は、昭和35年11月1日に当該事業所に係る厚生年金保険被保険者資格を取得しているが、義姉は「申立人と共に、昭和28年7月から当該事業所の仕事を手伝い、お金ももらっていたが、当該事業所の社員になったのは、昭和35年11月1日からである。」と証言している。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、また、当該事業所は、既に全喪しており、申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

加えて、雇用保険の記録について確認したところ、申立人及び義姉は昭和35年11月1日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料等はない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 広島厚生年金 事案 7

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月 1 日から 38 年 6 月 30 日まで

私は、昭和 37 年 4 月から 39 年 6 月まで A 社に勤務していたが、社会保険庁の厚生年金の加入記録では、37 年 4 月から 38 年 6 月まで記録が無いことになっており、納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間中に勤務していたとする A 社は、社会保険庁の記録によると昭和 38 年 7 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所とされていなかったことが確認できるほか、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得年月日も同日となっている。

また、当該事業所が保有する社会保険関係記録簿においても、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は昭和 38 年 7 月 1 日となっており、その前後に記載されている同僚の厚生年金保険被保険者資格の取得年月日も、同日となっている。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料等はない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 広島厚生年金 事案8

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 1 月から同年 5 月まで

厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いことが判明した。勤務し給与を受け取ったことは確かなので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

給与明細書等、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる資料は無い。

また、雇用保険の加入記録においても、申立てに係る事業所における申立人の記録は存在しない。

さらに、当該事業所に雇用状況について照会したところ、「申立人を雇用していたか否かについては、申立期間の資料が存在しないため事実確認ができないが、6か月未満の期間は試用期間として扱っており、厚生年金保険の加入手続きは行っていない。」との回答があった。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 広島厚生年金 事案9

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨等

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月から同年 11 月まで

私は、昭和 38 年 4 月から同年 11 月までA事業所に勤務していたが、社会保険庁に厚生年金保険の記録が無いので、申立期間について厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間にA事業所に勤務していた事実を確認できる人事記録等の資料や同僚等の証言は無く、給与明細書等、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる資料も無い。

また、申立人が申立期間中に勤務していたとするA事業所は、社会保険庁の記録から厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

さらに、事業主の妻からは「申立期間当時は厚生年金保険に加入しておらず、また、現在まで厚生年金保険に加入したこともないと思う」旨の証言があった。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 鳥取厚生年金 事案5

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 38 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 4 月 7 日から 60 年 3 月 31 日まで  
昭和 59 年 4 月から 62 年 3 月までA病院に勤務していたが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細等を保管しておらず、事業所も保存期限経過により賃金台帳等を保存していないため、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主から控除されていた事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

申立人は、当時、B高等看護学校に通学しながら、A病院に勤務していたが、A病院では、記録は保存していないものの、学校の関係で1年目は勤務時間が短いため厚生年金保険に加入させず、勤務時間が延びた2年目から加入させたものとしている。

また、申立人と同時期に勤務し、高等看護学校に通学していた同僚の厚生年金保険の加入状況を見たところ、全期間加入している者、未加入となっている者など取扱いが区々で、各人の勤務時間をみて厚生年金保険の加入を判断しているとみられ、病院の説明を裏付ける状況となっており、申立人が申立期間に未加入となっているのは不自然とは言えない。

さらに、雇用保険の加入記録について公共職業安定所へ照会したところ、申立期間についてA病院での申立人の加入期間は存在しないことが確認できた。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 鳥取厚生年金 事案 6

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年4月から21年10月まで  
昭和19年4月から21年10月までA診療所に勤務していたが、この間の厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細等を保管しておらず、事業所も保存期限経過により賃金台帳等を保存していないため、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主から控除されていた事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

また、A診療所が厚生年金保険適用事業所となったのは昭和28年11月1日で、申立期間当時においては厚生年金保険の適用事業所となっていないことから、申立人が当該事業所の厚生年金保険の被保険者となることはできない。

さらに、申立てにおいて名前の挙がった同時期に勤務した同僚の状況を見ると、申立期間は厚生年金保険には未加入となっており、資格取得したのは当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和28年11月1日であった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 鳥取厚生年金 事案7

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年4月から33年10月まで  
昭和32年4月から33年10月まで、A社に臨時職員として勤務したが、この間の厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細等を保管しておらず、事業所も保存期限経過により賃金台帳等を保存していないため、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主から控除されていた事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

また、A社が厚生年金保険適用事業所となったのは昭和34年9月1日で、申立期間当時においては厚生年金保険の適用事業所となっていないことから、申立人が当該事業所の厚生年金保険の被保険者となることはできない。さらに、申立てにおいて名前の挙がった同時期に勤務した同僚も同様に厚生年金保険には未加入となっている。

加えて、雇用保険の加入記録においても、A社における申立人の記録は存在しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 島根厚生年金 事案6

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 2 月 1 日から同年 12 月 1 日まで

A事業所には、申立期間のほか、同期間の前年である昭和 43 年 2 月 1 日から同年 12 月 1 日までの間、いずれも臨時職員として勤めていた。後者の勤務期間については、厚生年金保険に加入しており、勤務日数や勤務時間は、申立期間と同様であったことから、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人が申立期間において、A事業所に勤務していたことは確認できる。

しかし、申立期間において事業主により給与から保険料を控除されていたことを確認できる給与明細等の関連資料及び周辺事情は無い。

また、当時、同じような仕事をしていたと申立人が文書で回答した同僚 2 名については、申立期間を含めて厚生年金保険の加入記録が確認できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 香川厚生年金 事案 4

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年3月13日から同年4月1日まで  
② 昭和42年10月1日から43年1月4日まで

申立期間について、A(株)の採用決定通知及びB(株)が発行した申立期間の在籍証明があり、継続して勤務していたはずである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、給与明細書等保険料控除の事実を確認できる資料は無い。

また、申立期間のうち①の期間について、申立人は、A(株)の昭和38年3月9日付けの採用決定通知を申立ての根拠としているが、申立人と当該事業所が締結した臨時雇傭契約書の締結日は、38年4月1日となっており、この日付は、申立人の雇用保険及び厚生年金保険の資格取得年月日と一致しており、採用決定通知の日付をもって申立人の厚生年金保険被保険者資格を取得した日を証明したものであると認めることはできない。

さらに、②の期間について、申立人から提出されたB(株)発行の在職証明及び雇用保険の記録から、申立人が申立期間において、当該事業所に勤務していたことは確認できるが、当該事業所は、昭和43年1月4日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所ではなかったことが確認できる。

加えて、申立人から当時の同僚として申立てのあった6名についても、厚生年金保険の加入は昭和43年1月4日であり、うち厚生年金保険以前に国民年金に加入していた2名については、同日において厚生年金保険への切替えが適切に行われている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判

断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 徳島厚生年金 事案7

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 6 月 10 日から同年 8 月 24 日まで

船員保険の性質からして、小規模船舶や短期雇用であっても保険事故に遭遇する可能性の高い職種であるので、船舶所有者としては、当然加入届を提出するはずであり、未届の状態は通常ありえないと考える。現に船員手帳に記載されているその他の船舶所有者は、届出していることからそのことが裏付けられるので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された船員手帳によると、申立人が申立期間において、株式会社A社所有の船舶に乗り込み、使用されていたことは確認できる。

しかしながら、申立人は下船時に給与の支払いを受けたことは記憶しているものの、給与明細書をもらった記憶はなく、船員保険料が控除されていたかどうかはわからないと述べている。また、株式会社A社は、昭和53年5月に解散しており、申立期間に係る船員保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情が無い。

さらに、申立期間に係る昭和41年4月から同年9月までの船員保険被保険者名簿の記号番号を確認したが、欠番は見当たらなかった。

このほか、当時の同僚等の証言も得られず、申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 愛媛厚生年金 事案 4

### 第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第 2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 8 月から 30 年 3 月まで

昭和 27 年 8 月から 30 年 3 月まで、A 社において厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。

当時、健康保険証で会社近くの医療機関にかかったことがあるので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第 3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書などの資料は無く、申立人も厚生年金保険料が給与から控除されていたことの明確な記憶が無い。

また、申立人は、申立期間当時、健康保険証を使用して医療機関を受診したと主張しているが、健康保険への加入を確認できる関連資料や周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間において勤務していたとする A 社が厚生年金保険の適用事業所になった事実は確認できない。

加えて、申立人が、申立期間当時、一緒に働いていたとする 1 人の同僚は、所在が不明であり、申立てに関する証言を得ることができない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 愛媛厚生年金 事案5

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年7月ごろから29年5月まで

昭和27年7月ごろから29年5月までA社B工場に勤めていたが、厚生年金保険に加入の記録が無い旨の回答をもらった。

当時の給与明細書等はないが、厚生年金保険に加入していたはずなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁が保管するA社B工場の厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の記録はない。

また、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書などの資料は無く、申立人から聴取しても、厚生年金保険料の控除についての明確な記憶が無い。

さらに、申立期間当時勤務していたとされる申立人の上司について、当時A社B工場に勤務していた社員に問い合わせるも確認できず、申立てに関する証言を得ることができなかった。

加えて、A社B工場総務部の担当者の証言により、申立人が申立期間において従事していたとする職務については、当時、日々雇用の者や下請けの者が多く働いていた旨の説明があり、申立人の勤務実態からみて、同社同工場における厚生年金保険の被保険者となる可能性は少なかったものと推認される。その上、当時の下請け会社であるC社についても被保険者名簿を確認したが、申立人の記載は確認できなかった。

このほか、申立期間に係る事業主による申立人の厚生年金保険控除を推認できる関連資料及び周辺事情は一切無い。



これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 高知厚生年金 事案 19

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年6月1日から18年9月20日まで

厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。

しかし、私は昭和17年4月1日にA社(19年8月1日B社に変更)へ入社し、63年1月31日に退職するまで引き続き勤務したので、労働者年金保険法が施行された17年6月1日以降の期間を、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶しているA社の同僚の氏名が社会保険事務所の被保険者名簿に存在することから、申立人が同社に勤務していたことは推認される。

しかし、申立人がA社から厚生年金保険料を控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、B社も当時の資料等が無いことから、申立人の勤務形態及び保険料控除の有無等については不明であるとしている。

また、入社しても一定期間の試用期間を経た後に、厚生年金保険に加入していたとの同僚の証言があり、このことは申立人の記憶にある当時の同僚6名の被保険者名簿の加入記録からも確認できる。

さらに、B社では、申立人の退職金の算定に当たって、昭和17年10月1日を退職金起算日としているが、この起算日が厚生年金保険の資格取得日と一致している同僚と一致していない同僚がいることから、厚生年金保険の資格取得日との関連性が必ずしも認められない。

このほか、申立内容に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 高知厚生年金 事案 20

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 11 月から 47 年 5 月まで

私は、申立期間について、A社に臨時社員として勤務し、同社から受け取った健康保険証を利用して、歯科に通院した記憶があるにもかかわらず、厚生年金保険の加入期間とされていないことに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間のうち 13 か月間の雇用保険の加入記録があり、A社に一部の期間、勤務していたことは確認できる。

しかし、申立人は、給料から厚生年金保険料を控除されていたかどうかの記憶は無いと申し述べており、保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

また、当時の同僚の証言等も得ることができず、A社にも当時の賃金台帳等の資料が保存されていないため、給料から厚生年金保険料を控除されていたかどうか確認できない。

さらに、申立期間の前後の期間を含む被保険者名簿を見ても、連番で被保険者の氏名が記載されており、申立人の記載が脱落した痕跡は認められない。

このほか、申立人が通院した歯科にも当時のカルテが現存していないため、申立人が使用していた保険証が政府管掌健康保険証であったかどうか確認できず、申立内容に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 熊本厚生年金保険 事案 8

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和21年4月から30年6月まで

厚生年金保険の加入記録について、A社の記録はあるのに、その後勤務したB社の記録が無いのは納得できない。申立期間について、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票などの資料が無い。

また、B社は、昭和53年に本社事務所を移転した際、30年以前の関係書類を紛失したとしているため、申立人の厚生年金保険料が控除されていたことに関する具体的記録は確認できない。

さらに、雇用主や同僚はすでに亡くなっており、勤務していたことを証明する証言は得られない。

加えて、申立人については、B社の雇用保険被保険者資格の取得歴が確認できず、申立てに係る事実を確認できるほかの関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 熊本厚生年金保険 事案9

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 36 年 8 月 10 日から 37 年 8 月 9 日まで  
A社には、昭和 36 年 7 月末にB社を退職後すぐ勤めており、36 年 8 月から 37 年 7 月までの期間についても、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票などの資料が無い。

また、A社には、昭和 36 年当時の賃金台帳等は残っておらず、申立人が 36 年からA社に勤務していたことを証明する事業主や同僚からの証言も得られなかった。

さらに、申立人については、A社の雇用保険被保険者資格の取得歴が確認できず、申立てに係る事実を確認できるほかの関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 大分厚生年金 事案 2

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 4 月 1 日から 35 年 5 月 31 日まで  
昭和 34 年 3 月に職業訓練校を卒業した後、同年 4 月、A社に入社し、  
35 年 5 月に倒産により退職している。A社に勤務した期間について、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人がA社に勤務していたことを複数人の同僚が証言しているものの、申立人について、厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細等の関連資料は無い。

また、社会保険事務所が保管するA社の被保険者名簿を見ると、申立人及び申立人が同期と主張する者の氏名は無く、被保険者番号の欠番も無い。

さらに、登記簿からA社が昭和 34 年 10 月 1 日に解散していることが確認でき、A社における社会保険関係事務の取扱いについては、元役員に聴取したところでも確認できなかった。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。